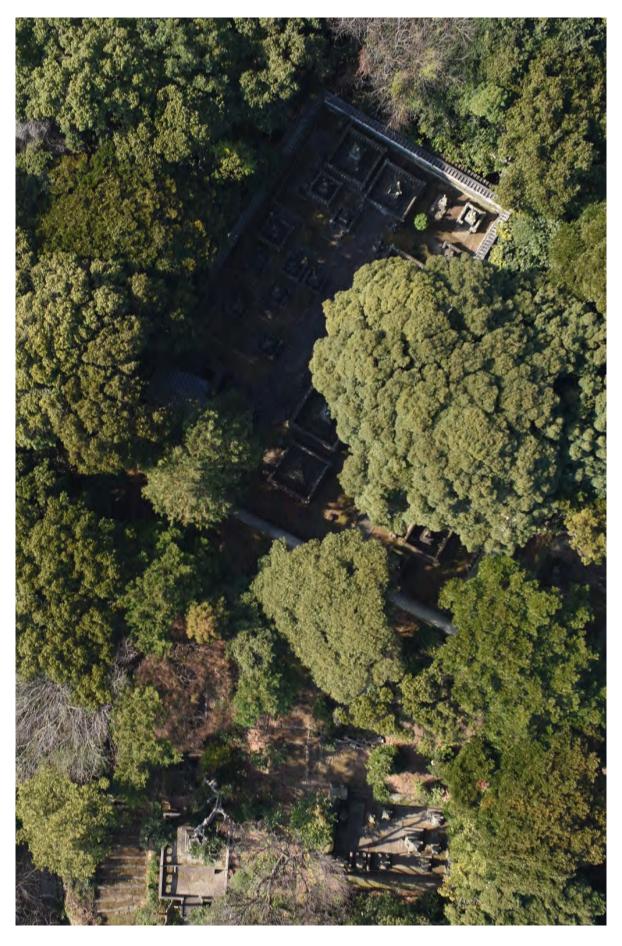


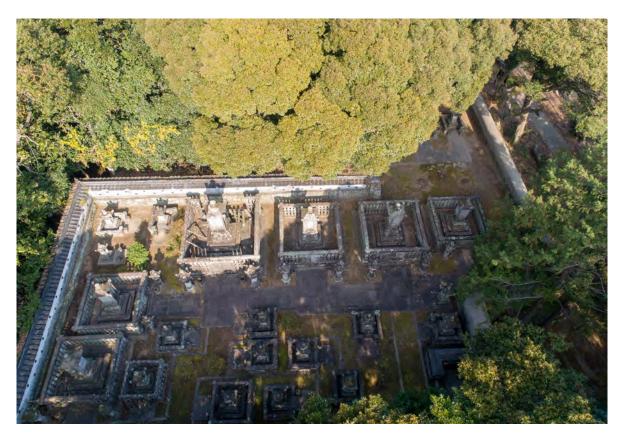
四原市教育委員会



松平家墓所全景 (航空写真)



松平家墓所一ノ御廟 (航空写真)



一ノ御廟(南側より俯瞰)



一ノ御廟(内観入口付近より)



二ノ御廟(南側から俯瞰)



三ノ御廟(西側から俯瞰)



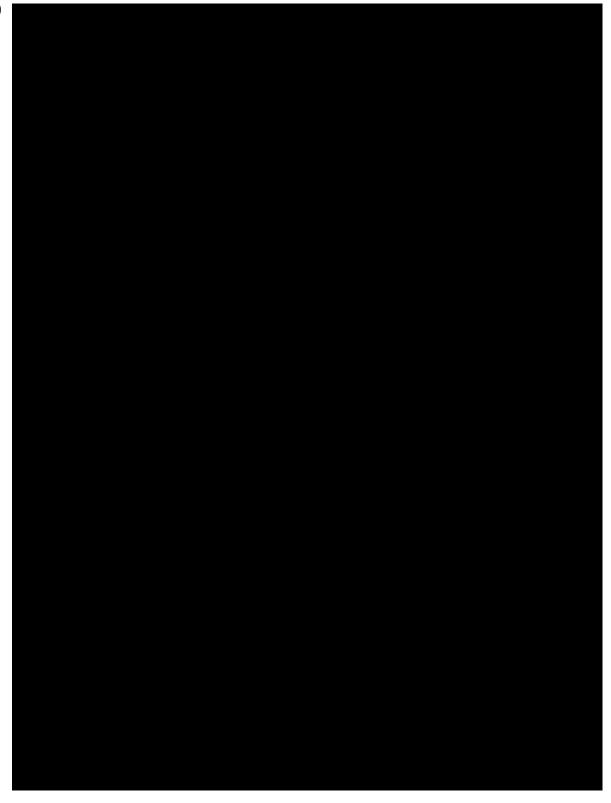
四ノ御廟(手前が入口階段)

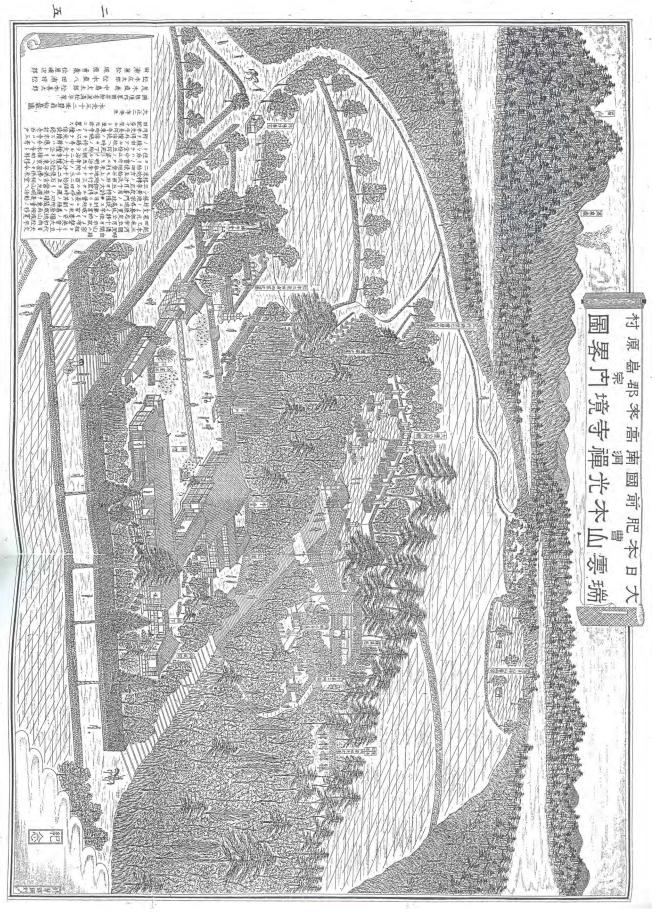


家臣墓域 (東側より)

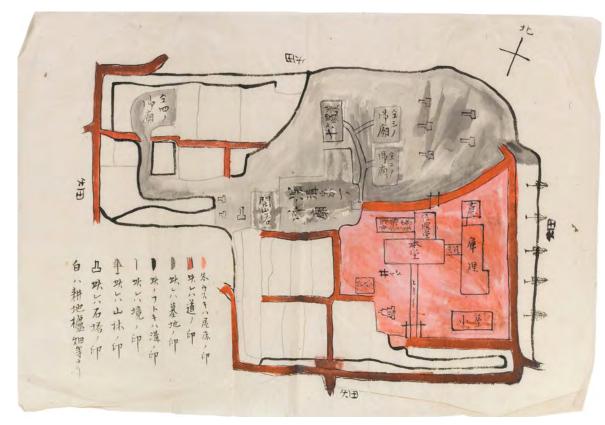


森岳城図(八幡神社所蔵)

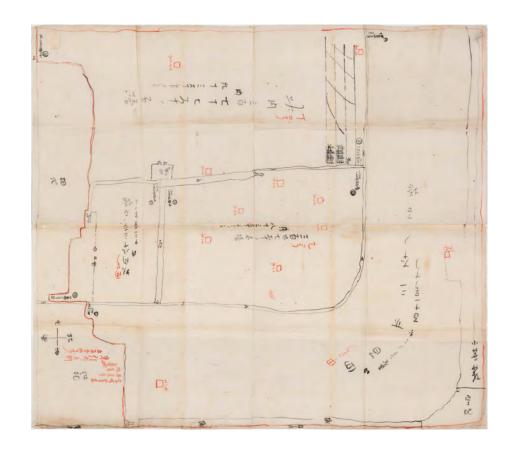




荒井政吉編『明治銅版画 長崎縣寺院圖録 覆刻版』【大正2年(1913)】 (1984年青潮社 刊、原本は1914年修翠館 刊)



本光寺境内図面(【明治28年(1895)】・本光寺所蔵)



晴雲寺裏本光寺所有墓地地図(本光寺所蔵)

## 島原市瑞雲山本光寺

島

### はじめに

の度の報告書が、幸田町と当市との更なる交流の礎となることを願ってやみません。 専門家の先生方からの御指導の元、歴史的な価値や位置づけを目指して行ってまいりました。その成果とも言えるこ 整備していくことが、今の島原に生きる私たちにとって大切なことであると思います。調査においては、文化財の各 わりなく深溝に埋葬されているという特徴などから、平成二十六年に国指定史跡となり、保存整備が行われています。 でもある愛知県幸田町にあり、市民交流も活発に行われているところであります。深溝松平家の当主は、死没地に関 島原市は、 一方で、深溝松平家の親族は封地の島原に埋葬されています。当主と親族の墓所を合わせて調査研究を行い、保存 江戸時代のほとんどの期間を深溝松平家が治めていました。深溝松平家の歴代当主の墓所は、 姉妹都市

光寺住職片山弘賢氏、そして調査指導委員会において御指導を賜りました先生方に心より感謝申し上げます。 最後になりましたが、調査から本書刊行に至るまで御高配を賜りました、深溝松平家二十一代当主松平忠承氏、 本

平成三十一年三月

島原市教育長 森本 和孝

#### 例言

- る。 年度に実施した墓碑等立面実測については国庫補助金の助成を受けてい施した。平成二十七年度に実施した地形測量、平成二十八年度~二十九二. 調査は島原市教育委員会が平成二十七年度~平成三十年度にかけて実
- 化課の指導を受けて実施した。 一馬)を設置し、同委員会、文化庁記念物課、長崎県教育委員会学芸文三 調査にあたっては島原藩主深溝松平家墓所調査指導委員会(委員長林
- 担は各節の末尾に(姓)を注記して示した。原市教育委員会社会教育課宇土靖之、吉田信也、吉岡慈文が行った。分四. 本書の執筆は、島原藩主松平家墓所調査指導委員会の指導のもと、島
- は、(株)大信技術開発と委託契約を結び実施した。 員会における資料作成補助、本書の編集及び挿図や図面の作成について五. 調査業務のうち地形測量、墓碑等立面実測、空中写真撮影,調査指導委
- した。 六. 本書における字体については、特定の資料を除き、常用漢字を原則と
- 七. 年次は和暦を基本とし、必要に応じて西暦を( )で記した

- ○. 本書で使用した座標は、世界測地系Ⅰ系を基準としている。また、熊
- プションに示した。 一一. 本書に掲載した地形測量図及び立面実測図の縮尺については、各々キャ
- ない。 実を正しく認識するためであり、差別を助長・容認するためのものでは実を正しく認識するためであり、差別を助長・容認するためのものではがあるが、本書ではそれらの名称をそのまま使用した。これは歴史的事一二. 本文中、職掌・職業・身体などに関する卑称・僭称が使用される箇所
- 一三. 成果に関する資料は島原市教育委員会が保管している
- また、左記の方々からもご指導、ご協力をいただいた。ご芳名を記して光寺、常盤歴史資料館の各機関から多大な配慮をいただいた。一四. 報告書の刊行に至るまで、愛知県幸田町教育委員会、島原市瑞雲山本

感謝の意を表する。(敬称略、五○音順

取龍生、 村俊之、 岡林隆敏(長崎大学 名誉教授)、片山弘賢(瑞雲山本光寺 宮武正登(佐賀大学 林田崇、 北垣聰一郎(金沢城調査研究所 林田智恵、 教授)、染川博道 (観海山宝聚楽寺 松平永子 (松平現当主母)、 名誉所長)、 田中健 住職 美濃口雅 住職)、 朗 神

	目次	第五節 家臣墓域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 第四節 四ノ御廟・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第一章		節
第一節	位置と環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	第四章 十六羅漢窟の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<u> </u>	地理的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・1	第一節 十六羅漢窟について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<u></u>	歴史的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	第二節 石妙経塔について・・・・・・・・・・・・
第二節	松平家墓所の歴史・・・・・・・・・・・・・・・5	第五章 総括 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<u>.</u>	松平家墓所の設立・・・・・・・・・・・・・・・・ち	附篇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<u>.</u>	浄林寺の創建と墓所の展開・・・・・・・・・・・・6	被葬者関連資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<u>=</u>	墓所及び浄林寺の整備・・・・・・・・・・・・・8	被葬者一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
四	浄林寺の廃寺と本光寺の移転・・・・・・・・・・・12	本光寺所蔵指定文化財・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
五.	小結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13	
第二章	調査に至る経緯と経過・・・・・・・・・・・・・・21	
第一節	調査に至る経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・21	
<u>.</u>	調査経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21	
<u></u>	基礎調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21	
Ξ.	調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21	
四	島原藩主深溝松平家墓所調査指導委員会・・・・・・・・・22	
第二節	調査の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22	
<u> </u>	調査の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22	
<u></u>	調査指導委員会・・・・・・・・・・・・・・・・22	
第三章	各廟所の現況調査概要・・・・・・・・・・・・・32	
第一節	一ノ御廟・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32	
第二節	二ノ御廟・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33	
第三節	三ノ御廟・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34	

178 176 142 141 135 129 119 119 116 81 34

### 第一章 島原藩主深溝松平家墓所の概要

### 節 位置と環境

### 地理的環境

でき、 を隔てて東には、 島原市は、半島の北東部に位置し、北に雲仙市、 玄武岩を主体とする溶岩が覆う火山性台地であり、起伏に富む地形をなしている。 発達し、 雲仙火山地域の溶岩円頂丘を中央として、北部・東部・南東部に火山性扇状地が 世の複合火山で、角閃石安山岩を主要成岩としている。半島の4分の3を占める とした国立公園であり、 面積463㎡で、 東部の有明海と橘湾に胃袋状に突き出した半島で、東西24km、 島原藩主深溝松平家墓所 (以下、 半島の中央に位置する雲仙岳は普賢岳(1.359m)を主峰とする更新 裾野は有明海に延びる。 地質・地形的に北部の雲仙火山地域と南部の南島原火山地域に大別 熊本県が位置する 海岸線の総延長は約130kmである。中央部は雲仙岳を中心 海岸線一帯は、島原半島県立自然公園となっている。 南部の南島原火山地域は、 島原墓所)が所在する島原半島は、 南に南島原市と接する。有明海 第三紀層を安山岩や 南北32 k m 長崎県南

草の沿岸を襲い島原半島で約1万人、肥後、 崩落した土砂が有明海に流れ込み発生した大津波が、 れている。寛政四年四月朔日には、「島原大変」と呼ばれる眉山の大崩落が発生 (一六六三)の古焼溶岩と寛政四年 (一七九二)の新焼溶岩の流出が記録に残さ 普賢岳は有史以降の噴火で、 この眉山の山体崩壊と津波の影響で、 溶岩を3度流出している。 浜の城から南側は、 天草で約5千人が犠牲となった。 島原半島と対岸の肥後、 江戸時代には寛文三年 現島原第二中学校付 天

近にあった海岸線が現在の海岸線まで大きく前進している。 また、平成3年の暗

> 残る石材が確認できる。 のの丁場としては、本光寺の北に位置するおよそ50万年前の溶岩流である宇土 松平文庫811―5)によれば「沖之島」での石取や、 出来た大小の島々からなる「九十九島」では、幕末の『石垣修復控』 Щ の造営に必要な石材は領内から比較的容易に入手出来たと考えられる。 が進められ杉谷地区中尾川と安中地区水無川流域の景観は、近年大きく変わって 流や大規模な土石流の発生と、その後の防災事業による砂防ダムや導流堤の建設 行われた記録が残されている。沖ノ島は現在消失しているが、 の東斜面に矢跡がある石材が残されている。また、島原大変による山体崩壊で 島原半島は、 火砕流 (火砕サージ)を伴う噴火活動で多くの被害をもたらした。 このように火山活動により形成された地形であるため、 「南天島」での石見分が 南天島では矢跡 島原市内

小丘陵に深溝松平家の墓所が造営されている。 に形成された火山砕屑物からなる扇状地の緩傾斜地に位置し、 島原墓所が所在する瑞雲山本光寺は、 島原城の西約1・5km、 境内にある二つの 普賢岳の東側

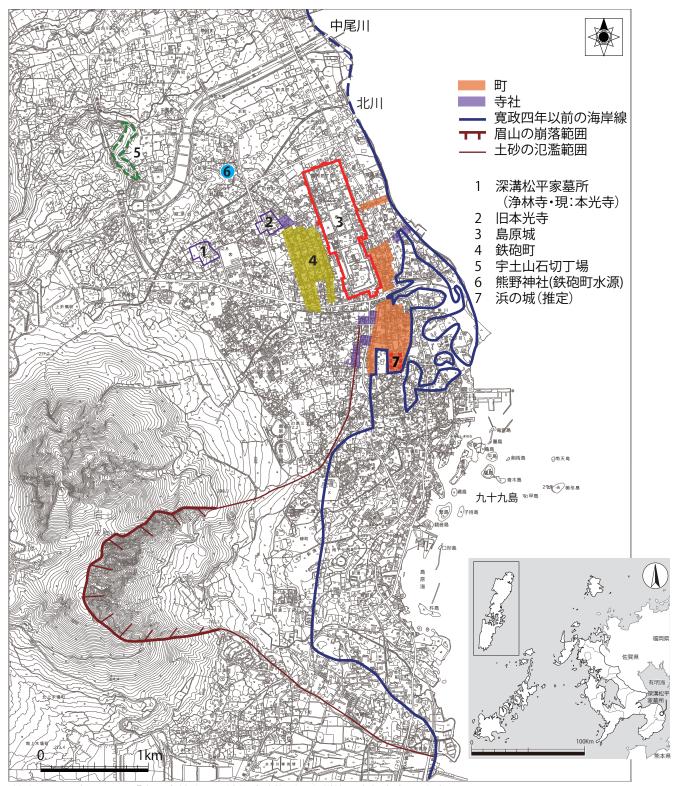
されており、 重政の墓所があったことが記されているが、 島原墓所のやや南側には小山と称される丘陵があり、 寛政の地変で被害を受けたことも伝わっている。 江戸時代に島原城下の江東寺に移設 絵図等の資料では、



- 1 森岳城図 (島原市八幡神社所蔵)



2島原城内外古図 (肥前島原松平文庫所蔵)



鉄砲丁と町・寺の配置は『島原市鉄砲町伝統的建造物群保存対策調査報告書』を参考とした。 海岸線と眉山崩落範囲及び土砂氾濫範囲は『島原大変』を参考とした。

第1-1図 深溝松平家墓所周辺図

### 一 歴史的環境

られ、 ては、 にかかわると考えられる遺構も確認されている。 跡・礫石原遺跡といった遺跡で集落が確認されており、 遺跡として知られる。後期から晩期にかけては、有明町の大野原遺跡・小原下遺 器が出土した一野遺跡や畑中遺跡は標高が下り、有明海対岸との交流を示唆する 遺跡などから押型文土器が出土している。これらの遺跡は標高が高い地域に認め 多く確認されている。早期の頃は弘法原遺跡や百花台遺跡、 たと考えられている。 川遺跡・小ヶ倉遺跡などからはナイフ形石器や百花台遺跡を標式遺跡とする百花 と雲仙市の市境に位置する百花台遺跡やその周辺の栗山遺跡・下栗山遺跡・魚洗 台型台形石器などが多く出土している。このようなことから、旧石器時代におい 島原半島においては、 一定領域に複数集団が存在し、狩猟を行い移動と離合集散を繰り返してい 山を中心とした生活環境があったと考えられる。一方で、条痕文円筒形土 旧石器時代から人類の営みが確認できる。中でも島原市 縄文時代になると、縄文時代早期・後期・晩期の遺跡が 大野原遺跡では土器製造 礫石原遺跡、下油堀

この別邸建設中に、いう名称は、江戸時代に松平忠房が別邸を建設した際につけられたものである。いう名称は、江戸時代に松平忠房が別邸を建設した際につけられたものである。

も又此に由ると云う (邦俗に富家を長者と曰う)。老公園を闢きし時、曝金石段余を献ずる者に五十枚、二段余を献ずる者に三十枚)。園は治城を距つること一里余、四五の大石の庭中に在る有り。皆平坦なり。其の尤も大なるものは方正なること盤の如し。数十人を坐せしむべし。曝金石と曰い、俗に昔富は方正なること盤の如し。数十人を坐せしむべし。曝金石と曰い、俗に昔富は方正なること盤の如し。数十人を坐せしむべし。曝金石と曰い、俗に昔富は方正なること盤の如し。数十人を坐せしむべし。曝金石と曰い、俗に昔富は方正なること盤の如し。数十人を坐せしむべし。曝金石と曰い、俗に昔富敷に行るという。老公園を闢きし時、曝金石と一里余、四五の大石の庭中に在る中である。

弥生時代前期から末期まで継続的に営まれた墳墓遺跡である。中に保存されている。景花園遺跡からは、一○○基以上の甕棺が出土したとされ、と、大型掌石とその下から出土した銅剣について記されている。現在も掌石は畑を移し其の下に銅剣二口を得たり。皆折断す。(後略) 〔〕内は引用者補注

における島原半島北部の状況の一端を示している。 また、小原下遺跡からは、弥生時代中期頃の集落が確認されており、弥生時代

墳群や高下古墳群など円墳が多く確認されている。住居址が確認されている。島原半島北部では、平山古墳以外にも雲仙市の金山古棺系石室を有する墓が確認されている。また、稗田原遺跡からは古墳時代前期の市内には墳丘と石室を残す平山古墳をはじめ、妙法塚古墳や一野遺跡からは石

方後円墳であり、長崎県内でも古い段階の古墳と位置付けられている。 また、雲仙市吾妻町の守山大塚古墳は、島原半島で墳形を残している唯一の前

考古学的成果が乏しく、全体像の把握に至っていない。
は、『肥前国風土記』や『倭名類聚抄』、『延喜式』などの文献に記されているが、八世紀前半頃の古代瓦が出土している。 奈良平安期の島原半島の状況について島原へ通じていたと想定されている。この他、雲仙市の五百長者屋敷遺跡からは、古代には官道が山田(現雲仙市吾妻町)・野鳥(現雲仙市千々石町)を通って

半島各所には、これら山岳信仰を示す石造物が確認されている。れ、「別所七百坊・札の原三百坊」と呼ばれた。雲仙岳山麓をはじめとして島原されたと伝えられている。温泉山内にも古代から中世にかけて多くの僧房が営ま元年には温泉神の分身末社として、山田村・有江村・千千石村・伊佐早村に勧請中世になると、温泉山(雲仙岳)への信仰が盛んになったと考えられる。大宝中世になると、温泉山(雲仙岳)への信仰が盛んになったと考えられる。大宝

原の港に関する記述が散見され、小規模ながらも港湾を備えた良港であったことれ、その居城「浜の城」があったとされる。また、フロイスの『日本史』にも島現在の島原市の中心地は、中世には在地土豪の島原氏が勢力をもっていたとさ

がうかがい知れる。

現在の島原城の北部は湿地帯であったとされる。天正十二年(一五八四)には、現在の島原城の北部は湿地帯であったとされていることから、島原に与えが、隆信の供養塔が後世、島原半島各地に建立されていることから、島原に与えが、隆信の供養塔が後世、島原半島各地に建立されていることから、島原に与えた影響の大きさを物語っている。 正記書の単が戦った、いわゆる であったとされる。天正十二年(一五八四)には、

なり、大和国五条藩から松倉重政が入部した。近世になると、長年にわたり半島を統治してきた有馬氏が日向国県藩へ転封と

潜伏キリシタン関連遺産」として世界文化遺産登録がなされた。を開始した。以来、江戸時代を通じて島原が藩都として政治経済の中心となった。して幕府軍と戦うこととなった。原城は、島原・天草一揆が勃発した。一揆軍して幕府軍と戦うこととなった。原城は、島原・天草一揆が勃発した。一揆軍して幕府軍と戦うこととなった。原城は、島原・天草一揆が勃発した。一揆軍は、島原城へと攻め寄せたが退却を余儀なくされ、南島原市にある原城へと籠城は、島原城へと攻め寄せたが退却を余儀なくされ、南島原市にある原城へと籠城は、島原城へと攻め寄せたが退点と原城を廃城とし、新たに島原に築城とは、有馬氏が拠点として世界文化遺産登録がなされた。

責任を問われて改易され、甲斐国に流罪となった後、斬首となった。 この一揆の原因については、従来、様々な見解が示されているが、勝家はこの

が、これらの人々が島原半島の復興の礎となった。
年貢の減免を目的とした非公認の移民「走り百姓」も多く流入することとなっためさせた。これによって近隣からいわゆる「御公儀百姓」が流入した。一方で、めさせた。これによって近隣からいわゆる「御公儀百姓」が流入した。一方で、とせた。これによって近隣からいわゆる「御公儀百姓」が流入した。一方で、とは、一揆鎮定後、しばらくして浜松城主の高力忠房が入部した。忠房は、荒廃した

一方で、藩体制の確立と強化を志向した高長は、家臣との軋轢を生み出し、家老実施している。このことか一揆からの復興が順調に進んでいることがうかがえる。忠房の死後、跡を継いだ高長は、寛文二年(一六六二)前後に領内の総検知を

になった。

「一六六九」に福知山城主の松平忠房に島原への転封が命ぜられた。島原藩は、「一六六九」に福知山城主の松平忠房に島原への転封が命ぜられた。島原藩は、「一六六九」に福知山城主の松平忠房に島原への転封が命ぜられた。島原藩は、「一六六九」に福知山城主の松平忠房に島原への転封が命ぜられた。島原藩は、の志賀玄蕃の成敗といった行動に出ている。また、領民の中にも高長に対する不の志賀玄蕃の成敗といった行動に出ている。また、領民の中にも高長に対する不

いった構造物は撤去された。その後、南高来郡の郡庁舎が島原城東堀端に置かれいった構造物は撤去された。その後、南高来郡の郡庁舎が島原城東堀端に置かれ明治維新後、存城廃城令によって島原城は廃城となり、石垣を残して門や櫓と

路の開発も進んでいる。 本光寺の周辺も高等学校が二校あり、宅地や都市計画道まる地区となっている。本光寺の周辺も高等学校が二校あり、宅地や都市計画道裁判所といった行政機関や中学校や高等学校といった教育機関、商店街などが集現在は一市一町が合併し、島原市となっているが、島原城周辺は島原市役所や

#### 【参考文献】

林銑吉1954『島原半嶋史』下巻 長崎県南高来郡市教育会

人江湑1972『島原の歴史 藩政編』 島原市

長崎県1973『長崎県史』藩政編 吉川弘文党

松田毅一・川崎桃太訳1979『日本史』9 中央公論社

長崎県教育委員会1997『原始・古代の長崎県』資料編Ⅱ

(財)砂防フロンティア整備推進機構編2003『島原大変』 雲仙復興事務所

宮本雅明編2009『島原鉄砲町|島原市鉄砲町伝統的建造物群保存対策調査報告書』

島原市

宇土靖之・田中健一郎2016『森岳城跡石垣調査報告書』島原市文化財調査報告書第16集教育委員会

島原市教育委員会

## 第二節 松平家墓所の歴史

# ・ 松平家墓所の設立 (寛文~天和)

日用品等が出土したことで注目を集めた。松平忠雄墓の修復に伴う発掘調査においてヨーロッパ製のガラスコップや藩主の家墓所」(愛知県額田郡幸田町・以下、深溝墓所)が知られている。深溝墓所は、深溝松平家の墓所としては、平成二十六年に国指定史跡となった「深溝松平

の葬送として特徴的なものである。の葬送として特徴的なものである。この葬送方法については近世大名家ある深溝の墓所へと運ばれ埋葬されている。この葬送方法については近世大名家ある深溝が平家は、五代松平忠利の遺命によって歴代の藩主は深溝墓所に埋葬され

における菩提寺である宝泉寺や玉窓寺の墓地に埋葬されている。子女らを中心に埋葬されている。この他、江戸で死去した人々については、江戸一方、封地である島原にも島原墓所が造営され、島原において死去した藩主の

なり、島原に藩主一族の墓所が造営されるに至った原因と考えられる。所に埋葬することになる。この事が島原で死去すれば島原墓所へ埋葬することと葬するのかという問題につながる。現実的な解決方法として、最寄りの適当な場藩主を深溝墓所に必ず埋葬するという葬送規定は、藩主以外の人物をどこに埋

十二月廿九日条 (肥前島原松平文庫所蔵)に「丸山墓引移加造立」とあって、元結果的に丸山の地が選ばれている。丸山は、『島原藩日記』元禄三年(一六九〇)十月十九日の銘があり、同年九月十八日に松平家が入部しているが、そのすぐ後に死去している。この時にどこに埋葬するか問題となったことが想定されるが、年のすぐ後に死去しているが、の時にどこに埋葬するか問題となったことが想定されるが、高原において松平家関係者の埋葬が確認されるのは、家臣墓域に建てられた清島原において松平家関係者の埋葬が確認されるのは、家臣墓域に建てられた清

より墓地として認識されていたことをうかがわせる。

在の四ノ御廟)に埋葬された。が最初である。国千代は、寛文十年 (一六七〇)九月二十八日に死去し、円山(現が最初である。国千代は、寛文十年 (一六七〇)九月二十八日に死去し、円山(現松平藩主家に直接関わる被葬者としては、松平忠房の子息である国千代の埋葬

福昌院の埋葬に関する記述が確認される。天和二年十月五日、の逝去である。島原藩の政務記録である『萬覚書』(肥前島原松平文庫所蔵)には、墓所成立過程で画期となったのは、天和二年 (一六八二)の福昌院(忠房の実母)

一、福昌院様御病気御養生不被為叶、巳刻御遠行被遊候

と逝去が記され、天和二年十月七日、

二安東半助指図仕召置候先へ参候、御家中衆・御詰衆其外は当版番より外何も御先へ参候而、山ノ中先へ参候、御家中衆・御詰衆其外は当版番より外何も御先へ参候而、山ノ中(家臣名略)御墓所山迄参候、此外御供ハ御門より福昌院様迄参、夫より御

と、遺骸は「御墓所山」へ運ばれて埋葬された。天和二年十月十一日には、

、、いいでは、これには、これでいる。「これでいる」というです。一、於本光寺寺内ニテ福昌院様御葬礼巳刻有之候

一、多福軒二、去年丸山きり開候節御墓所之道通之松木伐申候、十四五伐採作業が行われたようであり、天和三年 (一六八三)一月二十七日には、と、本光寺において葬儀が執り行われている。福昌院の埋葬に先立って、丸山の

し出ている。さらに、天和三年十一月五日条には、とある。その後、本光寺副住職の多福軒が丸山で伐採した松木を賜りたい旨を申

本有之候

衆其段多福軒へ申渡、其御礼竹右衛門申出候一、丸山御廟石すへ申候節、松枝・松葉多福軒ニ被下候由申渡候処、郡奉

福昌院の墓石を設置した際に松の枝葉を多福軒に与えている。

が確認される。天和二年十月五日条には、次のように記す。『深溝世紀』巻九 (肥前島原松平文庫所蔵) にも、『島原藩日記』と同様の記載

七日假に円山に葬る。公哀慟し明日哭に臨む。乃ち使を老中に遣わして老母の封内に卆するを告ぐ。漸む。公急ぎ往きて之を省る。院猶お語を接けて言うも、頃刻にして卆す。福昌院の食を傷うや已に快復すと雖も憔悴殊に甚し。又疾遽かに興り大いに

とにあったといえよう。 
このように島原墓所が廟所と認識されたきっかけは、福昌院の墓が建立されたこかがえる。その後、「丸山廟所」や「御廟所」という呼称がみられるようになる。という山に設けられ、その後「御墓所(山)」と呼ばれるようになったことがうという山に設けられ、その後「御墓所(山)」と呼ばれるようになったことがうとにあったといえよう。

# 一. 浄林寺の創建と墓所の展開 (元禄~享保)

期にかけての浄林寺の状況をみていきたい。権が浄林寺という寺号を有するようになる。この項では、浄林寺の創建から享保有するに至った。この福昌院の墓を護持するために小庵が建立され、後年この小福昌院の墓が丸山に建立されたことで、丸山が松平家の埋葬地としての性格を

71─11─5)に、『深溝世紀』巻九、元禄三年(一六九○)十二月条(肥前島原松平文庫所蔵・『深溝世紀』巻九、元禄三年(一六九○)十二月条(肥前島原松平文庫所蔵・

り、淨林寺と曰いて廃す。故に其の旧号を襲ぐなり。代)、生母(福昌院)を円山に葬るや、小庵を置きて以て守冢と為す。此に代)、生母(福昌院)を円山に葬るや、小庵を置きて以て守冢と為す。此に是より先円山に造営する所の佛寺成り、號を淨林寺と賜う。初め公子(国千

島原松平文庫所蔵)に確認できる。職たる多福軒が関与したことが『島原藩日記』元禄三年十二月二十八日条(肥前とある。この小庵に関する詳細は不明であるが、寺院化にあたっては本光寺副住

ル筈、御所替之節ハ多福軒ハ本光寺ニ付、何方ニても参候筈御定也に、多福軒義ハ本光寺ニ相添本光寺年始之御礼被申上候、引続例之通又申上付、多福軒義ハ本光寺ニ相添本光寺年始之御礼被申上候、引続例之通又申上不申候為也、依之年始之御礼も依然淨林寺住持御礼所表向ニて勤候様ニ被仰不申候為也、依之年始之御礼も依然淨林寺に持御礼所表向ニて勤候様ニ被仰のと、是ハ以前爰元多福軒奉願丸山下ニ寺御建被下候、寺号淨林寺ニ被仰付候、是ハ以前爰元

れば、四ノ御廟の麓に「旧浄林寺」の名称が確認できる。治時代の絵図である寺院明細調帳(第八大区(長崎歴史文化博物館蔵収蔵)による「丸山」がどこ、或いはどの範囲を指しているのかは検討の余地が残るが、明これによれば、「丸山下」に浄林寺が建立されたとされている。ここに書かれ

浄林寺廃寺後に結ばれた庵であるのかは今後も調査が必要である。 ただし、この浄林寺が江戸期のものであるのか、後述するように、明治初期の

た寺院であることを示している。大姉」からつけられたと考えられる。この点も、浄林寺が福昌院の為に建立され大姉」からつけられたと考えられる。この点も、浄林寺が福昌院の為に建立され、神寺の山号は「寶円山」という。これは、福昌院の戒名「福昌院殿壽嶽寶円

原松平文庫所蔵・71―11―5)には、原松平文庫所蔵・71―11―5)には、『深溝世紀』巻九、元禄三年(一六九〇)十二月条(肥前島原松平文庫)にも「此の地に昔年寺有り、淨林寺なる寺院があったことを示してを襲ぐなり。」とあって、当地には元来、浄林寺なる寺院があったことを示してを襲ぐなり。」とあって、当地には元来、浄林寺と曰いて廃す。故に其の旧号の松平文庫所蔵・71―11―5)には、

引用者補注
引用者補注
引用者補注
引用者補注
の文に曰く、「肥前国高来郡島原村の淨林寺に、開墾の土地一町九段八畝其の文に曰く、「肥前国高来郡島原村の淨林寺に、開墾の土地一町九段八畝其の文に曰く、「肥前国高来郡島原村の淨林寺に、開墾の土地一町九段八畝其の文に曰く、「肥前国高来郡島原村の淨林寺に、開墾の土地一町九段八畝

5

### 多福軒新寺浄林寺と寺号被仰付

肥前島原本光寺末寺 寶圓山浄林寺

右寺御寄附状如左

寄附肥前国高来郡島原村浄林寺境内之事

畝数壱町九反八畝九歩

行等会退轉之条章為丸山墓引移加造立、 右当寺其已前者雖為桜門外、侍屋敷並住僧仏燈明仏事勤 且又境内有之、

所為寄附也、并諸役等令免除事、 仍所附之状如件、

忠房公

主殿在判

元禄四年七月五日

(『島原藩日記』元禄三年十二月廿九日条 (肥前島原松平文庫所蔵71

当寺住僧

の史料にしても、この寺院は「頽廃」・「退転」したとされている。 とあって、島原城桜門の外にあって武家屋敷と並び建っていたとされる。 いずれ

また、浄林寺四代目住持の慧航智禅が記した浄林寺の由緒書である「祠堂記

にも、

終に癈壊するところと成る。是が故に其の遺跡を拾うなり。爰に嶋原大守從 す。故に奥もて其の壯麗を新たにし、旧規山を倍え、寶円と號し寺名は淨林 四品大倉令 松平主殿頭源忠房公、嫡母福昌院殿壽嶽寶円大姉菩提の爲に輩 窃かに以みれば肥前州高来郡嶋原郷の寶円山淨林寺は其の先、 星霜を荐歴し

寺院については今後も調査が必要であるが、現在のところ、松平家入部以前に浄 と、やはりこちらも起源となった寺院の存在をうかがわせる。この起源となった

林寺という寺院があったことは確認できていない。

平家入部後は跡地周辺 (柏野)に本光寺が建立されている る可能性が考えられる。禅林寺は現在の晴雲寺の横にあったと言われており、松 を考えれば、 ただし、島原城桜門の近辺にあった寺号(あるいは院号)を継承したという点 前藩主高力家の菩提寺である禅林寺 (あるいは禅林院)を指してい

の招請により禅林寺に迎えられた。雲渓桃水はその後5年間にわたって禅林寺に 来たことが伝えられる。雲渓桃水は、 山瑞方撰・寛延三年(一七五〇))には雲渓桃水が高力家の要請に応じて島原に 住していたことが伝えられている。 禅林寺に関する史料は少なく、詳細は分かっていないが、『桃水和尚伝賛』(面 はじめ晴雲寺に寓居していたが、高力隆長

の底板 寺に宿泊したとされ、この寺で祀るようになったとされている。この仏像の台座 ている。この仏像は高力隆長が改易されて仙台に赴く際、仏像を運ぶ家臣が宝聚 禅林寺の本尊であったとされる仏像が佐賀県鹿島市の観海山宝聚寺に安置され (詳細は『布津町史』布津町編1998年、468頁)には、

法主曹洞伝燈沙門 雲渓史

禅林院殿傑岑道英大居士

西海道肥前国高来郡禅林禅院之本尊也

明曆二申丙極月吉祥日

がえる。 とあって、 雲渓桃水が寛文から明暦にかけて禅林寺住持を務めていたことがうか

査が必要である。 ことが確認できる。最終的に禅林寺がいつ廃寺となったのかについては今後も調 ことからも、少なくとも松平家が入部した段階においては禅林院も存続していた 874) によれば、 また、「寛文九年ヨリ嶋原入部以後寺社領寄附状幷祝詞」(本光寺所蔵 松平家入部当初においては禅林院の院号が確認できる。この

は笠付角柱型の墓碑に変化する。 三年 (一七一三)には、四ノ御廟に松平忠雄の娘である素栄が埋葬されている。三年 (一七一三)には、四ノ御廟に松平忠雄の娘である素栄が埋葬されている。三年 (一七一三)には、四ノ御廟に松平忠雄の娘である素栄が埋葬されている。正徳

塾大学大学部古文書室所蔵・B15)によりうかがえる。ことが、以下の『忠雄公御代 神社仏閣 従元禄十一年至享保十二年』(慶応義享保年間には松平忠雄の子女が浄林寺境内、つまり丸山廟所に埋葬されている

## 一多福軒を以本光寺願書被差出候左之通

### 奉願口上之覚

申候、為其如是御座候、已上、阿之通被 仰付被下候様宜奉賴候、尤願相済申候ハゝ、他国江罷出度段原之通被 仰付被下候様宜奉賴候、尤願相済申候ハゝ、他国江罷出度段右浄林寺致永住罷在候儀如何奉存候、依之退院仕度由奉存候願申候間、善見院様・指月院様・覚樹院様御三人共二浄林寺境内ニ御納被遊候付、善

#### 未

### 十一月三日

#### 本光

### 松坂丈左衛門殿

### 大原甚五左衛門殿

達 御耳候処本光寺被申進ニ可致旨被 仰出則願之通退院申付候、 浄林寺ハ町奉行支配之儀故町奉行名当ニ而被差出候由多福軒申候、右之通町奉行迄一願書被差出候、例ハ本光寺願ハ老共当ニ而差遣候得ども、

開していったことが理解される。れている。この三人の墓は一ノ御廟にあり、享保年間に一ノ御廟周辺に墓域が展るが、それ以前に次男・又八郎 (善見院)と娘・貞 (覚樹院)が浄林寺に埋葬さるが、それ以前に次男・又八郎 (善見院)と娘・貞 (指月院)が死去した年であ

寺院としての性格の差異を示す興味深い史料である。寺末寺であるにも関わらず、町奉行支配であった。このことは本光寺と浄林寺の届け出るのに対し、浄林寺は町奉行へ届け出る旨が記されている。浄林寺は本光また、前掲の史料『忠雄公御代 神社仏閣』には、本光寺からの請願は城方へまた、前掲の史料『忠雄公御代 神社仏閣』には、本光寺からの請願は城方へ

# 三. 墓所及び浄林寺の整備(享保~寛政

71―11―7)には、溝世紀』巻十一、享保十二年 (一七二七)十二月十八日条 (肥前島原松平文庫所蔵・廟に展開されてくる。 しかし、享保年間には管理が滞っていたようであり、『深海林寺が建立され、墓所も忠雄子女の埋葬を機に四ノ御廟のみならず、一ノ御

十二月十八日、公曰く、「方今、淨林寺に主僧無く、円山の塚墓は、掃除を廃す。十二月十八日、公曰く、「方今、淨林寺に害附して耕地及び境内山林の杉谷村に属前の国高来郡島原村寶円山淨林寺に寄附して耕地及び境内山林の杉谷村に属する者五十石を併す。右は封域の中に在りと雖も、地を開墾して之に附するを以て悉く諸々の賦課を免ずるものなり。 牒に照らして収納す。其の文に曰く、「肥二十九日寄附牒〔本光寺所蔵『寺領寄附状』・1767〕賜う。其の文に曰く、「肥二十九日寄附牒〔本光寺所蔵『寺領寄附状』・1767〕賜う。其の文に曰く、「別の国書を記して収納す。

のであり、その時点で誰のものかわからない墓を整理し合葬したものと思われ現在、本光寺に残る「無縁塔」は、慧梁が元文二年 (一七三七) に建立したも

いる。この他、元文二年八月に書かれた『宝円山淨林禅寺校割帳』(本工事所蔵・る。この他、元文二年八月に書かれた『宝円山淨林禅寺校割帳』(本工事所蔵・いる。

われた状況が理解される。 松平忠雄の墓石は、元文元年(一七三六)九月四日に建立されていることから、松平忠雄の墓石は、元文元年(一七三六)九月四日に建立されていることから、松平忠雄の墓石は、元文元年(一七三六)九月四日に建立されていることから、

(肥前島原松平文庫所蔵・古005―5)寛政六年(一七九四)十二月には、認できた史料から檀越関係は維持されていたようである。『和光院 浄林寺之部』下野国宇都宮藩へ転封となった。転封後の状況については不明な点が多いが、確その後、忠俔・忠刻と松平家当主の頻繁な交代を経て、忠刻の子・忠祇の時に

一先年宇都宮江御所替之節浄林寺江御寄附金百五拾両

L

御燈籠 九代銀四拾五両

御廟所石垣撲門有之二ヶ所奥表替障子張替御仏供料拾石代銀六百目

掃除坊主壱人雑用銀九拾目、扶持米壱石八斗代銀百八匁

下男三人御墓掃除共給銀弐百七拾目、壱人九拾目宛、扶持米三人、此米五

石四斗代銀三百弐拾四匁

御廟所并寺中大破之節入用類

御廟所三ヶ所石燈籠油盆、正月并御忌日入用油六升程代弐拾四匁、但

六拾度程、一處々壱合宛

門松九ヶ所井戸網入用一ヵ年弐拾目程

〆壱貫五百弐拾六匁

右之通ニ御座候處、金百五拾両ニ而相済候趣ニ御座候

この石燈籠がいずれを指すのかは今後の調査が必要である。える。また、「御廟所三ヶ所石燈籠」の代金も含まれていることも注目に値する。墓所の維持管理に従事する人々に対して当面の生活費を保障したものだと考えらい まず宮転封時に「金百五拾両」の寄附を受けている。この内訳の中には「掃と、字都宮転封時に「金百五拾両」の寄附を受けている。この内訳の中には「掃

居を候う。」(『深溝世紀』巻十四 再々願』(本光寺所蔵・770)からうかがえる。この史料は、明治十一年(一八七八) と浄林寺住職が宇都宮の忠祇の様子を伺いに訪れている。この訪問の理由につい に本光寺住職天野碧翁が寺領の保障を長崎県令内海忠勝に願い出たものである。 の時期においても浄林寺は寺領の保障がなされていたことが『本光寺領之義二付 るが、島原に代わって入部したのは、忠雄の正室を出した戸田家である。戸田家 とあって、戸田氏の時代も寺領として保護されていたことがうかがい知れる。 宝暦十年 (一七六○) 四月十七日には、「十七日、浄林寺主島原より来りて起 松平家は墓所の成立から六十年余りで、島原から離れることとなったわけであ ト成、 果而貢租ノミノ寄附ニ候得バ戸田氏當地へ移封之際浄林寺之領ハ同氏之所領 二有之候得共、浄林寺寺領ニ於テハ忠雄寄附之儘依然土地所有罷在候、 三年甲午年松平氏再領迄廿五年間能登守戸田忠辰・因幡守忠寛二代之間所領 松平忠祇義寛延二己巳年野州宇都宮へ被移封、當島原旧城地ハ同年ヨリ安永 ハ是レ貢租ノミノ寄附ニ無之、 島原の本光寺に所蔵される『慶長十五年以来寺社方御系譜深秘録』には 宝曆 九 辰年五月朔日島原浄林寺 随テ貢租モ同氏収納可致義留然ニ候得共、依然浄林寺之所有地タル上 土地ヲ寄附セシノ第四証ニシテ前ニモ申候 (肥前島原松平文庫所蔵・71

宇
宇都宮
$\sim$
初相起修
徭
御出付白銀
L 付 巨 銀
.針
<u>‡</u>
枚被
五枚被下候
リグ

左之通

覍

於島原浄林寺先般廟所少々破損

所も有之由、此度浄林寺来儀ニ付、承

知し寄附地等も相得節之事ニ而□□

弥□□□修理等之儀者向後之事

二候、雖然得替已後十年余二も相

成候者、又右先此度者為修復料

白銀十枚送之候、以上、

五月朔日

たと考えられる。この依頼に対して白銀十五枚を与えている。とあり、廟所の破損箇所を修復するための費用支出を依頼することが目的であっ

られるなど、一族の菩提所という性格は保たれていたと考えらえる。 とれるなど、一族の菩提所という性の子供 (善見院・指月院・覚樹院)の供養のために、老臣を遣わして米五十石との他にも、明和四年 (一七六七)に真正院 (忠雄御部屋)が、夫・忠雄と三

さらにその後、『和光院浄林寺之部』 (肥前島原松平文庫所蔵) によると

安永四年末年七月廿日

一浄林寺御山御石塔之内左之通年月日切付候様太中殿被仰聞候

福昌院様

右戒名年号月日共切付上二当寺開基と切付候様、尤是は浄林寺依頼右之通

被仰付候

実相院様素栄様幻空様

右之御方様御石塔え御戒名年号月日切付候之様被仰付候、尤是迄野面石之

御竿石ニ而候間、此度右之通被仰付候

と、島原墓所にある「野面石」の墓石四基に没年月日と戒名を彫らせていること

2確認できる。

にも建立したいという願望が松平家家中にあったと考えられる。とがうかがえる。その理由として挙げられるのは、真正院の本葬墓は、死没地である宇都宮の慈光寺に現存する。この他にも、彼女が生前に建立した地蔵菩薩石像が深溝本光寺にあり、没後になって歯骨を埋葬女が生前に建立した地蔵菩薩石像が深溝本光寺にあり、没後になって歯骨を埋葬する。この他にも、彼にもされている。忠雄の御部屋として一族を支えた真正院墓の建立と考えられる。

女は別の空間が割り当てられたものと考えられる。有力な一族家臣であり、その血筋と功績から本人は一ノ御廟へ埋葬され、母と子妙貞院)や忠睦の子女の墓域となっている。忠睦も宇都宮時代の松平家を支えたまた、二ノ御廟も再入部後、忠刻の息子である忠睦 (龍譚院)の母 (忠刻側室・

清院 ) が埋葬されている。 回室 ( 心珠院 ) と娘 ( 柳三ノ御廟には忠倫の墓があったが、その近くに忠恕の側室 ( 心珠院 ) と娘 ( 柳

の墓域も形成されていくという差異が認められる。
る。これに対して、島原再入部後は、忠睦の子女など藩主からすればやや遠い人々主の実母や子息といった特に血の繋がりが濃い人々が埋葬されていたと考えられこのようにみていくと、宇都宮入封以前は忠房から忠雄に至る関係者、特に藩

忠侯以降は、一ノ御廟が藩主関係者の墓域として認識されたと考えられる。一

ている。

いくこととなる。対して、忠侯期以降は参道などが考えられていたとは思えぬほどに墓が乱立して対して、忠侯期以降は参道などが考えられていたとは思えぬほどに墓が乱立してノ御廟においては、忠睦の墓は参道を意識してのことか西を向いている。これに

前島原松平文庫所蔵 ) には、 な課題であるが、『和光院浄林寺之部』寛政四子年(一七二九)正月廿二日条 (肥海林寺及び島原墓所の修築記録は多くはなく、全貌の解明は今後もなお継続的

### 一銀七貫六百目

金御付被置候儀茂有之候間願書者差返三十年賦貸付被仰付、右貸付銀右者浄林寺大破二付当時修復難及自力由二而修復願出候得共已前普請

已後之形ニ者不相成委細之儀ハ寛政六寅十月日記ニ有之

地変」(島原大変)の発端となる地震であり、普賢神社周辺では噴煙も確認され正月十八日未明に、島原半島を地震が襲った。これは四月一日に発生する「寛政と寛政四年に浄林寺が大破してしまい、修復普請の願いを出している。寛政四年

原松平文庫所蔵 ) に、文中にもある通り、『島原藩日記』寛政六年 (一七九四 ) 十月二十二日条 (肥前島にて銀七貫六百目の修復費を貸与してもらっている。この借用についての詳細はこの地震によって浄林寺及び墓所も被害を受けたと考えられ、藩より三十年賦

世二日

浄林寺

之候処先住隠居被致此度当住右御下金之儀被申出候先去共寛政四子年四月未日記二有之候処無程大変其後茂有年賦銀借用御聞済有之銀七貫六百目三十年賦返納之儀右先住御寺及大破被付修復願有之候処段之御評議之上

年右備用御聞済已前御評議之一件等儀松平十郎右衛門殿ゟ

お趣之借用銀相渡候見出二成候付為御見被奉候間為後日左之通記テ置候左此度趣者申出候処此間其節御評議之一件書付十郎右衛門殿御御聞合有之候処委処儀不相分子正月日記ニテー通者相分候

用積代銀御貸付取立之儀者永年賦返納ニ被仰付候哉相積代銀御貸付取立之儀者永年賦返納ニ被仰付候哉を存候得共前之御寄附之所不埒ニ相成居候段追ゝ相聞申候間茂被相加置候儀ニ御座候間、重而請等之御構茂無御座候積ニ茂被相加置候儀ニ御座候間、重而請等之御構茂無御座候積ニ茂被相加置候儀ニ御座候間、重而請等之御構茂無御座候積ニアを殿幷登方御位牌所夫ゟ中之□寄付之間迄右材木者残諸也相積代銀御貸付取立之儀者永年賦返納ニ被仰付候哉

賦返納ニ可被仰付哉

一之場所御普請方二而修復仰付代銀取立之儀者是又永年

願出候而茂御構無之積ニ奉存候以上右之趣奉存寄候者前条二□之儀茂此度銀返納相済又之手向物置等ニ至迄当時之儀茂当住自分普請一右大庫裡小庫裡茶之間方丈居間幷登方小座敷且禅堂総而勝

御勝手方

勘定奉行

とある。

月十九日条には、 墓参の状況を示す史料として、『和光院浄林寺之部』寛政九年 (一七九七)七

一浄林寺御廟所門ゟ御墓迄肥後表薄縁敷詰候付肥後表五拾枚程入用相掛表七

郎殿御聞届二付其段改月番江申聞致用意様申談候即殿御聞届二付其段改月番江申聞致用意様中談候では知道筋者重而ゟ七島表本御門当十四日御参詣之節者右之通二而相済申候、然處御年始之節者御長上下被為。召候間、右之通二而者御差支二相成候間御道筋者重而ゟ七島表上下被為。召候間、右之通二而者御差支二相成候間御道筋者重而ゟ七島表出、百人の間、右之通二面をは、然の間が明道筋切石之上の殿御聞届二付其段改月番江申聞致用意様申談候

化六年に松平忠馮が参拝した際には、『島原藩日記』文化六(一八○九)年九月とや、年始の参詣時は長裃のいでたちで参詣することなどが記されている。とや、年始の参詣時は長裃のいでたちで参詣することなどが記されている。と、参詣時には廟所の門から墓前まで切石の上に薄縁を敷き詰めていたことがうと、参詣時には廟所の門から墓前まで切石の上に薄縁を敷き詰めていたことがう

文化六巳年九月十日

十日条 (猛島神社所蔵・A29―9)に、

御帰城後初而丸山江御仏詣二付、左之通御備

1一両 瑞光院様

(中略)

有之候付勘定奉行和田與惣左衛門被越候、尤御廟所致御先立候、殿様本光寺浄林寺江五半時御館揃被遊御仏詣候、浄林寺御廟所江御備物

御仏詣故御備物被下等有之與惣左衛門相勤候、

勘定物書西村新吾持参、

御帰城後初而丸山江

御御霊屋御拝済書院江御通被遊御茶御多葉盆昆布三方出御立書院三之間口所御拝被遊裡門通浄林寺江御上り與惣左衛門御先立致客殿前ニ而開き御入二立瑞光院様御廟所前ニ而開き御下乗御拝相済、福昌院様(実相院様御廟御上御出之節、浄林寺裏門外ニ北向ニ與惣左衛門御侍請申上御乗物之御先浄林寺江参居與惣左衛門参候上和尚江相渡候

**ゟ與惣左衛門御先立仕下座敷江相居御帰城有之候** 

う様子がみてとれる。と、瑞光院 (忠雄)・福昌院・実相院 (忠倫)の順番に参詣して、浄林寺内へ向かと、瑞光院 (忠雄)・福昌院・実相院 (忠倫)の順番に参詣して、浄林寺内へ向か

# 四.浄林寺の廃寺と本光寺の移転 (明治~現代

明治維新後の浄林寺は、神仏分離や、廃藩置県、松平家の東京移転などによって廃寺となった。明治二年(一八六九)十月には、『深溝世紀』巻二十三附録、二十一日、本光寺の禄を収め(百石)、浄林寺を廃して其の故地に遷し、浄林寺の旧寄田(五十石)を與う。浄林寺主に命じて退隠せしめ、養老の俸九林寺の旧寄田(五十石)を與う。浄林寺主に命じて退隠せしめ、養老の俸九を頼う。之を聴す

と、本光寺を浄林寺跡地に移転させ、浄林寺住職からの願いをもって小庵を結び

寺号の引き継ぎを許可した。

三年 (一八七〇) 閏十月の出来事として、「塚原正道が近代の島原の状況を記した『嶋原聞見閑録』(個人蔵)には、明治

寺ニ御移り有り。 嶋原公ノ御菩提所本光寺 (柏野ノ次ニ有リ)、正月十五日、御霊舎共ニ浄林嶋原公ノ御菩提所本光寺 (柏野ノ次ニ有リ)、正月十五日、御霊舎共ニ浄林

と、本光寺移転の経緯を記している。

浄林寺、御墓所ナリ。浄林寺廃シ、本光寺トナル。浄林和尚ハ隠居トナル。

十五日に開設されたようである。 
校の建設が命じられた。『嶋原聞見閑録』によれば、この学校は、明治三年正月武講修の場と為す。速やかに建築せよ。」(『深溝世紀』巻二十三附録)と、学一方、柏野の本光寺跡地については、「本光寺の故地には新に学校を設けて文

と、「大学校」の武術と国学を教授する学校であったことがうかがえる。 学問、其ノ他一切ノ学ナリ。学問ハ、近来、国学発展ニ付、国学専用ナリ。 元本光寺、大学校ニ成ル。正月十五日開校。此ノ大学校ハ、剣術・鑓術・柔術・

所に埋葬された最後のものである。 真鏡院 ( 正子 ) が逝去し、島原墓所に埋葬された。これが松平家関係者が島原墓明治四年 ( 一八七一 ) 四月十二日、忠精の後妻として宇和島伊達家から嫁した

明治四年八月には

本光寺 (元浄林寺)ノ国主代々ノ御位牌

八月廿八日ヨリ、三ノ丸へ御取寄ニ相成ル。

次ニ御家中ノ位牌モ、自分自身ノ家ニ取寄ニ相成ル。本光寺ハ御菩提

廃ニナル。

年(一九八二)四月五日に島原市の史跡指定を受け、今日に至っている。年(一九八二)四月五日に島原市の史跡指定を受け、今日に至っている。 年(一九八二)四月五日に島原市の史跡指定を受け、今日に至っている。 年(一九八二)四月五日に島原市の史跡指定を受け、今日に至っている。 年(一九八二)四月五日に島原市の史跡指定を受け、今日に至っている。 年(一九八二)四月五日に島原市の史跡指定を受け、今日に至っている。 年(一九八二)四月五日に島原市の史跡指定を受け、今日に至っている。

#### 五、 小結

とめたい。 以上、島原墓所及び浄林寺の歴史的概要を述べてきたが、ここで要点のみをま

島原墓所が展開していく丸山 (円山) は、松平家入部以前より墓地であった可

この福昌院墓を護持するために寺院が建立され浄林寺と名付けられた。 天和二年 (一六八二)になって忠房の実母・福昌院が死去して丸山に埋葬された。寛文十年 (一六七○)に死去した松平忠房の子・国千代のものである。その後、能性が高い。松平家関係者の墓として最初に建立されたのは、松平家入部の翌年・

を行わせた。

享保年間には、忠雄の子女が死去して一ノ御廟に埋葬され、徐々に松平家の墓扉を行わせた。

である。 である。 である。 であった写の島原藩へ入部したのは、宇都宮藩主であった戸田忠盈松平家と交代するかたちで島原藩へ入部したのは、宇都宮藩主であった戸田忠盈と短期間のうちに藩主が頻繁に交代していく中で、廟所に関する史料は少ない。 忠雄の死後、忠俔が忠雄の墓を建立する際に廟所の整備が行われる。それ以降

いたと考えられる。 「一七六〇」には浄林寺住持が忠祇を宇都宮へ訪ね、修復費用を賜っている。 十年 (一七六〇)には浄林寺住持が忠祇を宇都宮へ訪ね、修復費用を賜っている。 の御部屋である真正院は、宇都宮から浄林寺へ寄附を行っている。加えて、宝暦の御部屋である真正院は、宇都宮から浄林寺へ寄附を行っている。加えて、宝暦

も建立されており、忠恕の再入部後に真正院墓の建立にあわせて廟所の整備が行島原への転封を命じられる半年前に宇都宮において死去した真正院の墓が島原に調査が行われ無銘であった四基の墓碑に没年月日と戒名を追刻している。また、旧領である島原藩への転封が命じられる。翌年に忠恕が入部すると、島原墓所の宇都宮において忠祇が退隠して忠恕が藩主となるが、安永三年(一七七四)に

と墓の建立が行われ、二ノ御廟が成立していったものと考えられる。建立されているが、その多くが天明~寛政期のものであるため、再入部後に続々われた可能性は否めない。加えて、忠睦 (龍譚院)の母と子女の墓は二ノ御廟に

空間に埋葬し、墓碑が建立されていったと考えられる。この埋葬については、明確な計画に則って行われたというよりも、埋葬が可能な墓所にはこれ以降、一ノ御廟内を中心に藩主の子女が埋葬されていくこととなる。 夏政四年(一七九二)には島原半島を地震及び火山災害が襲い、浄林寺も大破

一ノ御廟が最終的な成立をみる。 墓前に繋がる参道の整備などが行われたと考えられる。真鏡院墓の建立をもってこの年の四月、忠精の後妻であった正子 (真鏡院)が一ノ御廟に埋葬されており、明治二年 (一八七一) には松平家の東京移転を機に本光寺が廃されることとなる。明治二年 (一八六九) には浄林寺が廃され、本光寺が浄林寺跡地に移転するが、

建聞き届けの書簡が届き、再建がなされることとなる。 明治五年 (一八七二)、本光寺再建の請願に対して、大蔵大輔の井上馨より再

(吉岡



写真1-4 釈迦如来坐像の底板



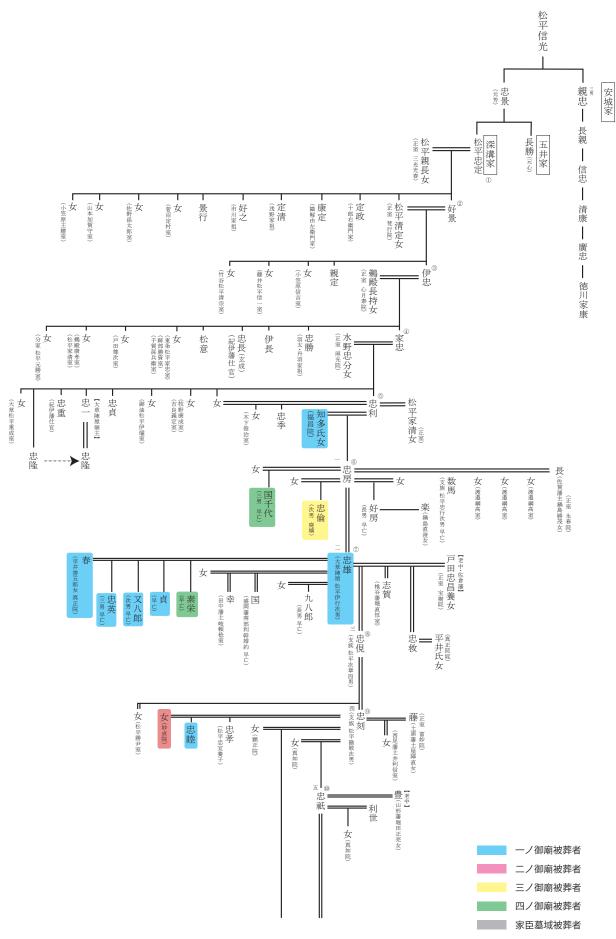
写真1-3 「禅林寺本尊とされる釈迦如来坐像 (佐賀県鹿島市宝聚寺 所蔵)」



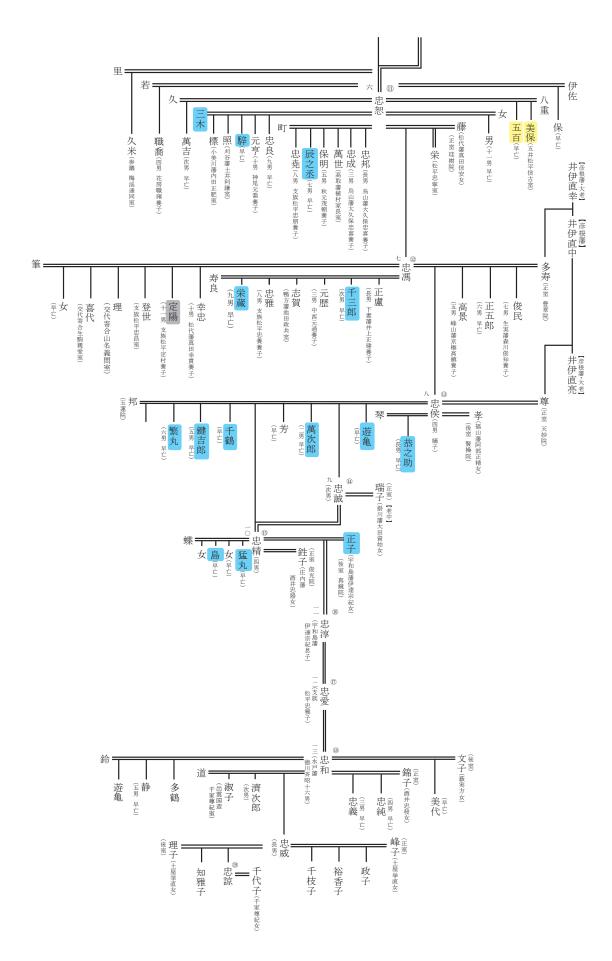
写真1-5 「寶圓山」扁額(本光寺蔵)



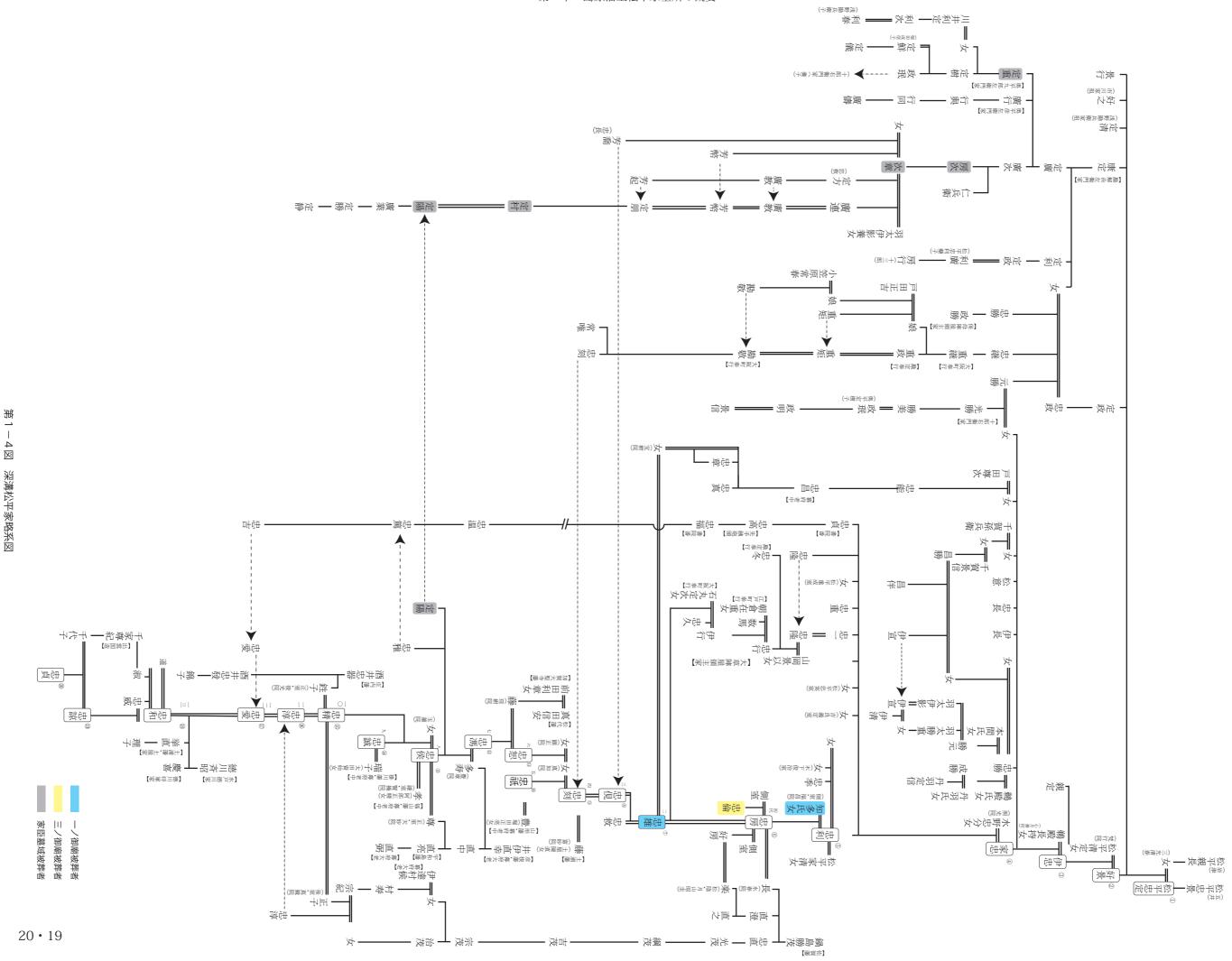
写真1-6 「浄林寺」扁額(本光寺蔵)



第1-2図 深溝松平宗家略系図(1)



第1-3図 深溝松平宗家略系図(2)



. 4 ⊠

深溝松平家略系図

# 第二章 調査に至る経緯と経過

調査経緯

第

節

調査に至る経緯



愛知県幸田町の島原藩主

深溝松平家墓所

東廟所

写真 2 - 1

写真2-2 東廟所の松平忠雄墓

### 基礎的調査

調査と墓碑の高さの計測も実施されている。 島原墓所が所在する島原本光寺が所蔵する資料は、平成二年~五年度に文化庁 島原墓所が所在する島原本光寺が所蔵する資料は、平成二年~五年度に文化庁 島原墓所が所在する島原本光寺が所蔵する資料は、平成二年~五年度に文化庁

出自等を明らかにした。中で、島原墓所に関連する史料の調査や、石造物の拓本採取などを行い被葬者の中で、島原墓所に関連する史料の調査や、石造物の拓本採取などを行い被葬者の平成二十六年~二十七年度には、緊急雇用創出事業「郷土史研究支援事業」の

#### 三. 調査

島原墓所が立地する丘陵は、中世の山城として丸尾城が築かれていたと伝えら島原墓所が立地する丘陵は、中世の山城として丸尾城が築かれていたと伝えらと古文書等の史料調査を併せて実施した。また、これまで、島原墓所に所在する墓碑等詳細な立面図等の作成は行われた。また、これまで、島原墓所に所在する墓碑等詳細な立面図等の作成は行われた。また、これまで、島原墓所に所在する墓碑等詳細な立面図等の作成は行われたなどで墓碑が損傷した場合に備えて、現況の記録保存を目的として墓碑、玉垣、木などで墓碑が損傷した場合に備えて、現況の記録保存を目的として墓碑、玉垣、木などで墓碑が損傷した場合に備えて、現況の記録保存を目的として墓碑、玉垣、田宮、田宮、田田の山城として丸尾城が築かれていたと伝えらと古文書等の史料調査を併せて実施した。以上の現地測量と併せて、現地の状況調査と古文書等の史料調査を併せて実施した。

# 四. 島原藩主松平家墓所調査指導委員会

ら平成三十年度にかけて四度の調査指導委員会を開催した。石造物、歴史学、美術、郷土史の各専門家によって構成され、平成二十九年度か平成二十九年度には島原藩主松平家墓所調査指導委員会を設置した。建築学、

委員長 林 一馬(建築学/長崎総合科学大学名誉教授

副委員長 大石 一久(石造物/大浦天主堂キリシタン博物館 研究部長)

委員 竹下 正博(日本美術史/佐賀県立博物館 学芸員)

" 松尾 晋一(日本近世史/長崎県立大学 教授

" 松尾 卓次(郷土史/島原市文化財保護審議会 会長)

"根井 净 (宗教史/肥前島原松平文庫 文庫長)

助言者 長崎県教育委員会学芸文化課

事務局 島原市教育委員会社会教育課

### 第二節 調査の経過

### ・調査の経過

る史料の確認調査を実施している。等の立面実測を実施した。これらの調査に併せて、碑文の拓本採取と墓所に関わを作成した。平成二十八年度から二十九年度にかけて、墓碑、玉垣、灯篭、石像平成二十七年度に島原墓所を含む本光寺境内全体の地形測量を実施し、平面図平成二十七年度に島原墓所を含む本光寺境内全体の地形測量を実施し、平面図

### 二. 調査指導委員会

という課題が提起され、検討課題となった。という課題が提起され、検討課題となった。協議の中で、深溝松平家の墓所としてどのような価値づけをするのか、副委員長に大石一久氏が選出された。その後、事務局より調査経緯と成果の氏、副委員長に大石一久氏が選出された。その後、事務局より調査経緯と成果の氏が過去した。委員嘱託後、委員長と副委員長の選出が行われ、委員長に林一馬室で開催した。委員嘱託後、委員長と副委員長の選出が行われ、委員長に林一馬室で開催した。委員嘱託後、委員長と副委員長の選出が行われ、委員長に林一馬

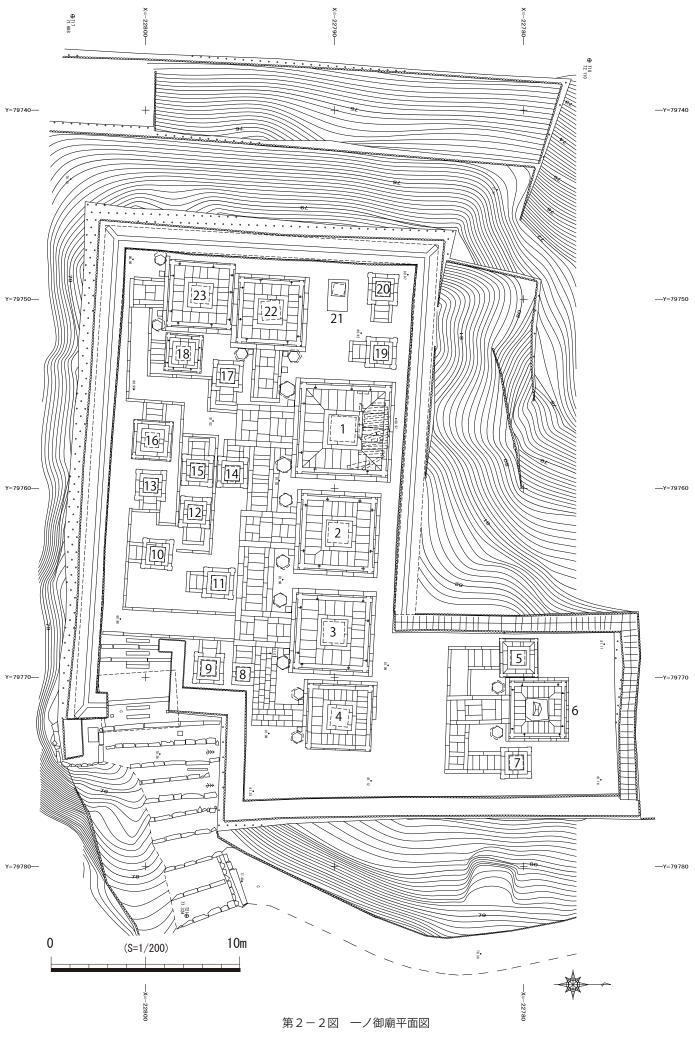
見喜多の協議でよ、本尊の手弋こついてよ更なる倹討が必要であること、喜卑常盤歴史資料館の所蔵品の調査を行った。て行う必要が提起された。その後、本光寺において現地視察を行い、本尊仏像や開催した。議題は、調査対象範囲の確認や、本尊などの仏像や仏具の調査も併せ開催した。議題は、調査対象範囲の確認や、本尊などの仏像や仏具の調査も併せ二回目の委員会は、平成三十年二月十六日に島原市森岳公民館二○一会議室で二回目の委員会は、平成三十年二月十六日に島原市森岳公民館二○一会議室で

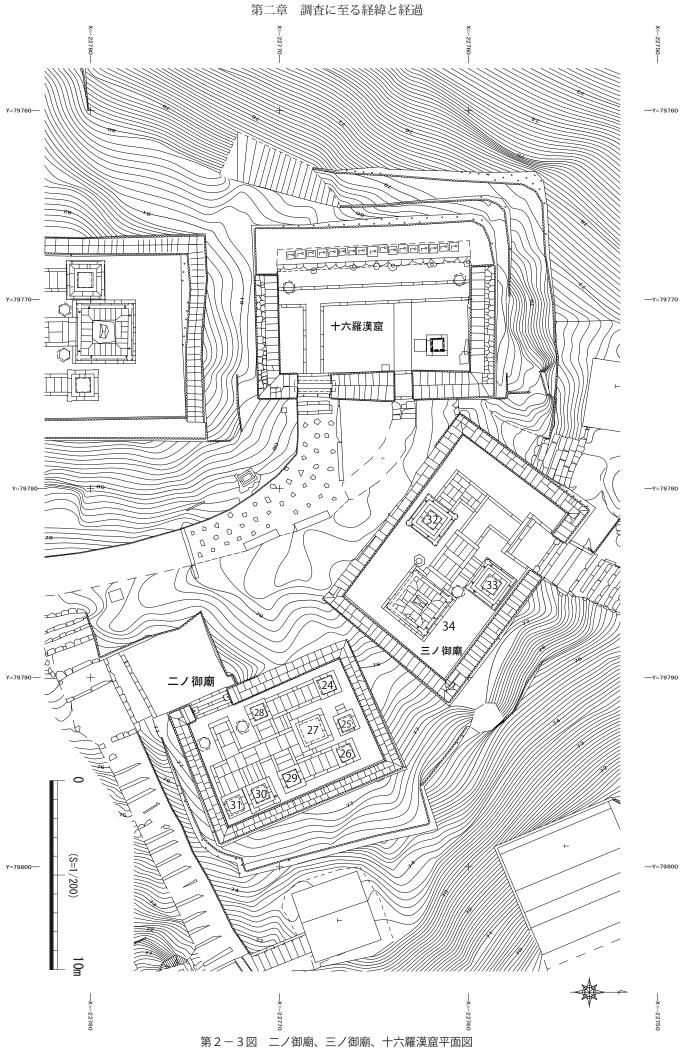
要との意見が示された。
文化庁調査官に調査指導委員会に出席していただき、調査等の方針を伺う事が必文化庁調査官に調査指導委員会に出席していただき、調査等の方針を伺う事が必下部が亀腹状のマウンドを呈している点など今後の調査課題が示された。また、基碑視察後の協議では、本尊の年代については更なる検討が必要であること、墓碑

刊行する必要があるため、報告書の案を提示した。ことから国の史跡指定は難しいと判断され調整がつかなった事、今年度報告書を島原の墓所における唯一の藩主墓に遺骸が埋納されている事実が判明していたが、た。文化庁調査官の出席について、長崎県学芸文化課をとおして調整していたが、三回目の委員会は、平成三十一年一月十日に島原市霊丘公民館講義室で開催し

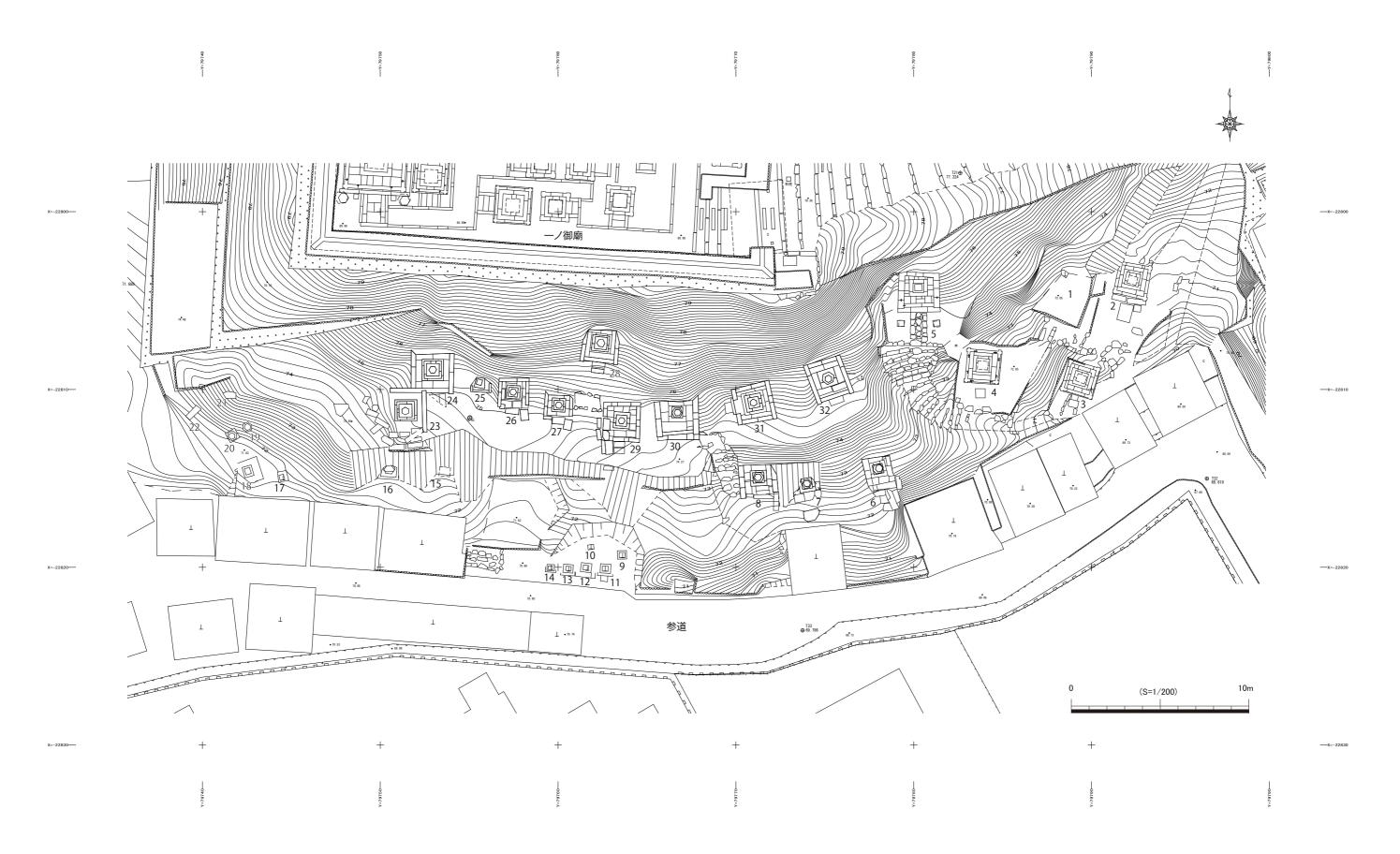
導があった。 長崎県指定史跡への推薦を検討するように指委員から、調査報告書の内容で、長崎県指定史跡への推薦を検討するように指

があるとの意見があった。(宇土・吉岡)るとしても、史跡の価値を導きだすために考察を深め、補足調査の実施も必要が催した。調査報告書の内容の確認を行った。調査結果から長崎県の史跡に推薦す四回目の委員会は、平成三十一年三月八日に島原市森岳公民館二○一号室で開

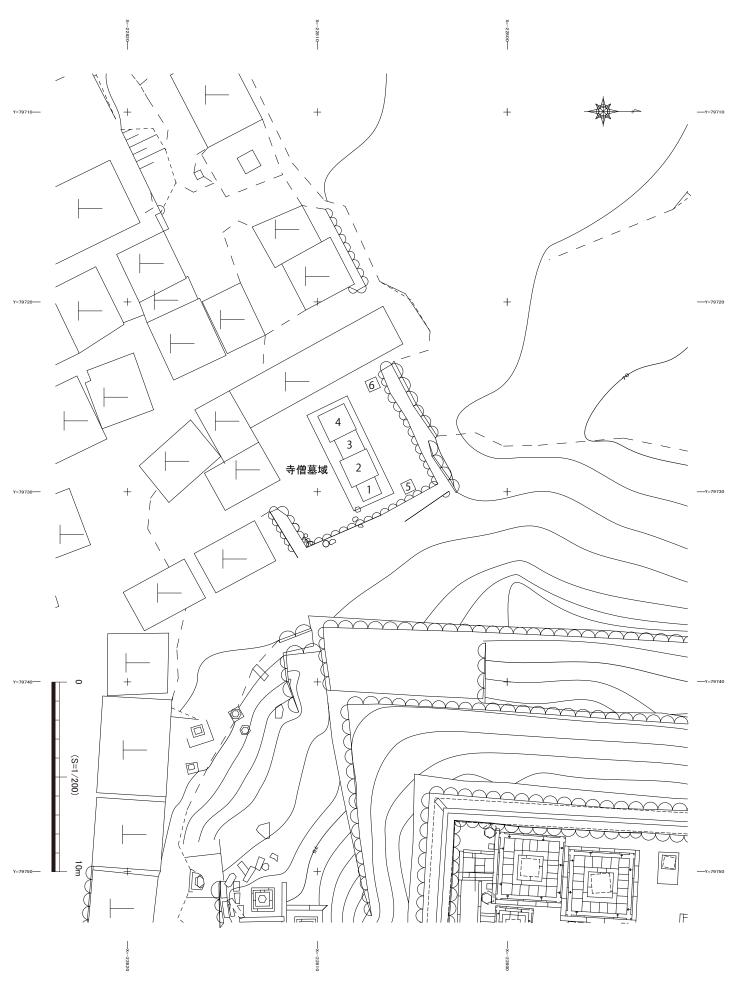








第2-5図 家臣墓域平面図



第2-6図 浄林寺寺僧墓域平面図

# 第三章 各廟所の現況調査概

## 第一節 一ノ御廟 第2-2図

#### 〇 廟 所

細は不明である。
一ノ御廟は本光寺境内の中央から北東を占める平面台形状の小丘陵の南東最高一ノ御廟は本光寺境内の中央から北東を占める平面台形状の小丘陵の南東最高一ノ御廟は本光寺境内の中央から北東を占める平面台形状の小丘陵の南東最高一ノ御廟は本光寺境内の中央から北東を占める平面台形状の小丘陵の南東最高

の石垣が残されている。 同様ので、墓所以外では、島原城三ノ丸(現:島原高等学校裏門に同様)に同様を用いて三角形の屋根状に造り出している。この構造は、二ノ御廟、三ノ御廟もを用いて三角形の屋根状に造り出している。この構造は、二ノ御廟、三ノ御廟も



写真3-2 門周辺修理状況



写真3-3 東面石垣上部修理状況

生が高い。 が存在しており、この部分が福昌院墓が配置される廟所への入り口であった可能が存在しており、この部分が福昌院墓が配置される廟所への入り口であった可能であったと判断される。東面石垣外周(写真3―4)には、築石中に隅角の石垣立地する空間と現在の一ノ御廟の空間が分けて描かれており、それぞれ別の廟所

明治八年の

『寺院明細帳

第八大区』(巻頭図版10)

によれば№6福昌院墓が

№19臥龍院墓・№20梁棟院墓の北側の石垣内周は開口部に石材を充填された部分があり(写真3―5)、南東側の正面入口に対して廟所の裏口として機能があっ分があり(写真3―5)、南東側の正面入口に対して廟所の裏口として機能があった。



写真3-4 東面外周石垣 築石中の隅角部



写真3-5 北面内周石垣旧開口部

#### ○参道

石材を両端に並べて参道を造り出しているがルートが判然としない。№19~21未№1松平忠雄墓から№4真鏡院墓まで板石が敷かれる。これ以外の墓への参道は柱状の参道は、門から№3忠英墓の前まで柱状の石材を両端に並べた参道を造り出し、

明院墓へ至る参道は造られていない。

#### ○墓碑

墓碑は№6が自然石で、これ以外は笠付角柱の型式を踏襲する。笠石・竿石・ 墓碑は№6が自然石で、これ以外は笠付角柱の型式を踏襲する。笠石・竿石・ 園樹院墓は竿石の正面に観音開きの扉を持つ。№1・2・4・5蓮浄院墓・16龍潭 院墓・18芳春院墓・22・23は基壇下部が亀腹状に造りだされている。廟所の周囲 に樹木が茂っており、墓の直上まで枝葉が成長している。倒木や枝葉の落下によ る墓石や玉垣の破損が見られる。高さが3m以下の墓碑の多くが宝珠先端部を欠 る墓石や玉垣の破損が見られる。高さが3m以下の墓碑の多くが宝珠先端部を欠 る墓石や玉垣の破損が見られる。高さが3m以下の墓碑の多くが宝珠先端部を欠 る墓石や玉垣の破損が見られる。高さが3m以下の墓碑の多くが宝珠先端部を欠 る墓石や玉垣の破損が見られる。高さが3m以下の墓碑の多くが宝珠先端部を欠 る墓石や玉垣の破損が見られる。高さが3m以下の墓碑の多くが宝珠先端部を欠 る墓石や玉垣の破損が見られる。高さが3m以下の墓碑の多くが宝珠先端部を欠 な墓石や玉垣の破損が見られる。高さが3m以下の墓碑の多くが宝珠先端部を欠 る墓石や玉垣の破損が見られる。高さが3m以下の墓碑の多くが宝珠先端部を欠 る墓石や玉垣の破損が見られる。高さが3m以下の墓碑の多くが宝珠先端部を欠 な墓石や玉垣の破損が見られる。高さが3m以下の墓碑の多くが宝珠先端部を欠 な墓石や玉垣の破損が見られる。高さが3m以下の墓碑の多くが宝珠先端部を欠 る墓石や玉垣の破損が見られる。高さが3m以下の墓碑の多くが宝珠先端部を欠

#### ○玉垣

№8流性院墓以外は、安山岩製の玉垣を持つ。№1~4・6・16・18・22・23 は柱状の玉垣で、これ以外は板石による玉垣が構築される。いずれも上部に笠石が置かれる。柱状の玉垣には、4・16以外は千切を入れるホゾ穴が穿たれている。 が置かれる。柱状の玉垣には、4・16以外は千切を入れるホゾ穴が穿たれている。 ルが詰められている。ホゾ穴は全て「鼓」状の形状をしているが、玉垣間での規 格には同一性が見られず、また、同一の玉垣であっても規格に差異が見られるこ とから、事前に準備しておいた千切の大きさに併せてホゾ穴が穿たれたと考えられる。

玉垣の笠石と墓碑の蓮台部分の高さが揃うように造られている。 玉垣の高さは、墓碑の高さに併せて造られており、№6・18の例外はあるが

#### 一燈籠

## 第二節 二ノ御廟 (第2-3四)

#### ()廟所

#### ○参道

間がなかったと考えられる。 №25龍巌院墓以外の墓へ続く参道が板石で敷かれている。当初は入口から、№25龍巌院墓以外の墓へ続く参道が敷かれていたと考えられ、その後、各墓の建立に併せて

#### ○墓碑

全て笠付角柱の形態で、№27妙貞院墓のみ竿石正面に観音開きの扉を持つ。近

年の倒木の影響で、墓碑笠石の宝珠、蕨手を欠損するものがある。

#### 〇玉垣

#### ) 登跨

北側の宝珠は三ノ御廟№34實相院墓の燈籠のものが移されたと考えられる。の燈籠と似る。燈籠の宝珠の形態が異なっているが、南側の宝珠が本来のもので、廟所の入口に二基建てられている。竿石の上下端が膨らむ形態で一ノ御廟№22

## 第三節 三ノ御廟 (第2-3図)

#### ○廟所

部には礎石が残されている。

コノ御廟と同様の長方形の平面形で、北東に入口を開き、北東・南東は石塁状の石積となる。南西と北西の西半は、廟所西側の土留的な役割を果たしている。下方在しないが、入口部分の石垣には、門柱のホゾ穴が穿たれるが、南北の石垣で存在しないが、入口部分の石垣には、門柱のホゾ穴が穿たれるが、南北の石垣で存在しないが、入口部分の石垣には、門柱のホゾ穴が穿たれるが、南北の石垣であず穴の高さが一致せず、南側の入口部分は積み直されている可能性がある。下本ゾ穴の高さが一致せず、南側の入口部分は積み直されている可能性がある。下れゾ穴の高さが一致せず、南側の入口部分は積み直されている可能性がある。下れゾ穴の高さが一致せず、南側の入口部分は積み直されている可能性がある。下れゾ穴の高さが一致せず、南側の入口部分は積み直されている可能性がある。下れゾ穴の高さが代表には、中間が成立に入口を開き、北東・南東は石塁状の石積となる。

#### 参道

参道が敷かれ、各墓の建立にあわせて、参道を追加していったと考えられる。底から延長して全ての墓まで板石が敷かれる。当初は入口から№34實相院墓まで入口直後の階段から「L」字状に柱状の石材を両端に並べた参道を造り出し、

#### 墓碑

34は自然石。 №32桺清院・33心珠院墓は笠付角柱の形状で、墓碑笠石の宝珠を欠損する。 №

#### ○玉垣

地震の影響で、M33・34は玉垣の倒壊が著しい。 様千切は残されておらず、ホゾ穴にモルタルが充填される。周囲の樹木の倒木や全ての墓に柱状の玉垣が構築され、笠石は千切留めで連結される。一ノ御廟同

#### ) 燈籠

口の北側燈籠に転用されていると考えられる。 置かれている。この部材は廟所南隅に集められているが宝珠が無い。ニノ御廟入が造りだされている。南東側の燈籠は竿石から下部が残存し、竿石に直接火袋が処3にのみ燈籠が建てられる。全体の高さに比べて竿石が短く、竿石中央に節

## 第四節 四ノ御廟 (第2-4図)

#### ○廟所

小丘陵に位置する。他の廟所のように石垣等による境界を持たないが、北から西一ノ御廟が存在する小丘陵から西へ500m程離れた場所に位置する楕円形の

所における廟所として最も古い時期に成立したと考えられる。 御廟西側に移設されている。№35は藩主の近親者として最も没年が古く、島原墓現住職によれば歴代住職の墓碑があった場所であるとのことで、この墓碑は一ノ現住職によれば歴代住職の墓碑があった場所であるとのことで、この墓碑は一ノの場所における廟所としていると考えられ

#### ○参道

№3・3へ続く参道(階段)が別々に構築されている。

もとは銘が無かったが、安永四年に銘が彫られている。 №37妙照墓は角柱の墓碑。№35・36は部分的に粗く加工が行われた自然石で、

#### ○玉垣

場合、玉垣で囲まれた範囲を別々の廟所として築かれた事も想定される。が穿たれており、木戸があったことが想定される。一ノ御廟等の状況と比較した№35・36は周囲を石塁で囲み玉垣としている。入口の部分の石材に門柱のホゾ

下段の石垣が樹木の影響で崩落しており、この影響と考えられる。いたと想定される。また、南面西側及び東面は更に積直しが見られる。玉垣南東方をしており明治以降と考えられるが門柱のホゾ穴が残っており、墓が機能してぬ3は外周に横目地がとおり、積直しか積増しが行われている。意匠的な積み

新しい時期につみなおされたと考えられる。門柱のホゾ穴があるが、積直しの際にホゾを意識せず積まれており、№3よりも№36はも石塁で玉垣を造り出しているが、西面が大きく崩落している。入口に

#### )燈籠

ている。竿石の中央に節があり、一ノ御廟№6の燈籠と似る。№35・36の入口にそれぞれ二基建てられている。いずれも西側の燈籠が倒壊し

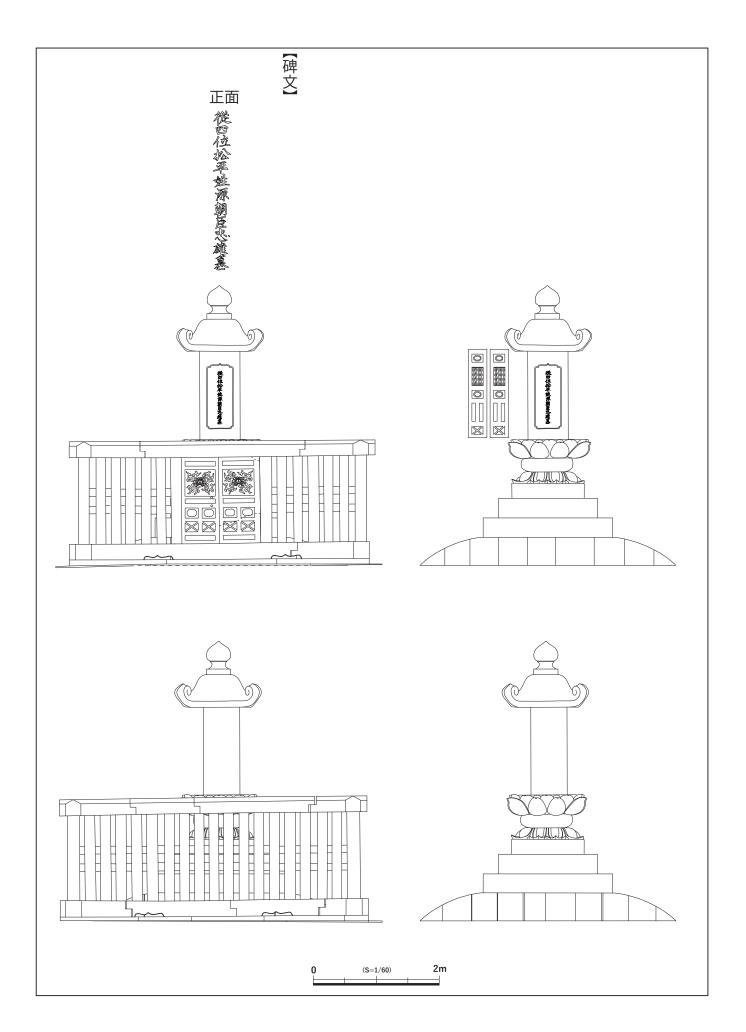
廟所	一ノ御廟	番号	1	墓碑銘	從四位松平姓源朝臣忠雄墓		
被葬者	松平忠雄	正面方位	南	戒名	瑞光院殿徳運源恭大居士		
人物	深溝松平家七代			墓碑形式	笠付角柱	石種	安山岩
没年	元文元年(1736)2月7日			玉垣形式	柱		

【特記事項】 深溝本光寺にも墓有り。墓碑、基壇下部の亀腹、玉垣の規模は島原墓所の中で最大。墓碑竿石正面に観音開きの扉を持つ。玉垣の笠石の連結に千切り留めを用いる。右側の扉は後年造り替えられたもの。地覆石のホゾ穴は方形。背面は平成26年の倒木で倒壊し、部材は倒壊時のまま置かれる。





	玉垣		基壇			塔身			
幅	奥行	高さ	幅 奥行 高さ			幅	奥行	高さ	
505.6	504.7	194.5	416.0	416.0	107.0	85.0	416.0	350.0	



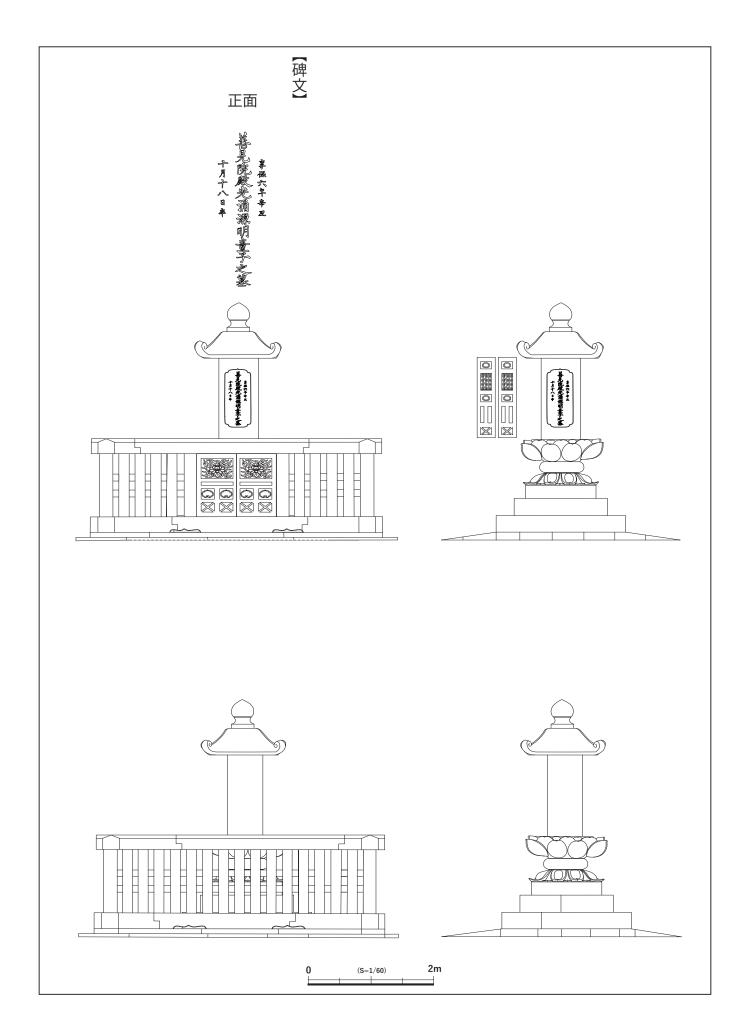
廟所	一ノ御廟	番号	2	墓碑銘	善見院殿光涌源明童子之墓		
被葬者	松平又八郎	正面方位	南	戒名	善見院殿光涌源明童子		
人物	忠雄二男			墓碑形式	笠付角柱	石種	安山岩
没年	享保6年(1721)10月18日			玉垣形式	柱		

【特記事項】 竿石正面に観音開きの扉を持つ。玉垣笠石の連結に千切り留めを用いる。





玉垣          基壇			塔身					
幅	奥行	高さ	幅	幅 奥行 高さ			奥行	高さ
402.2	403.0	156.5	82.0	82.0	56.4	106.0	82.0	275.4



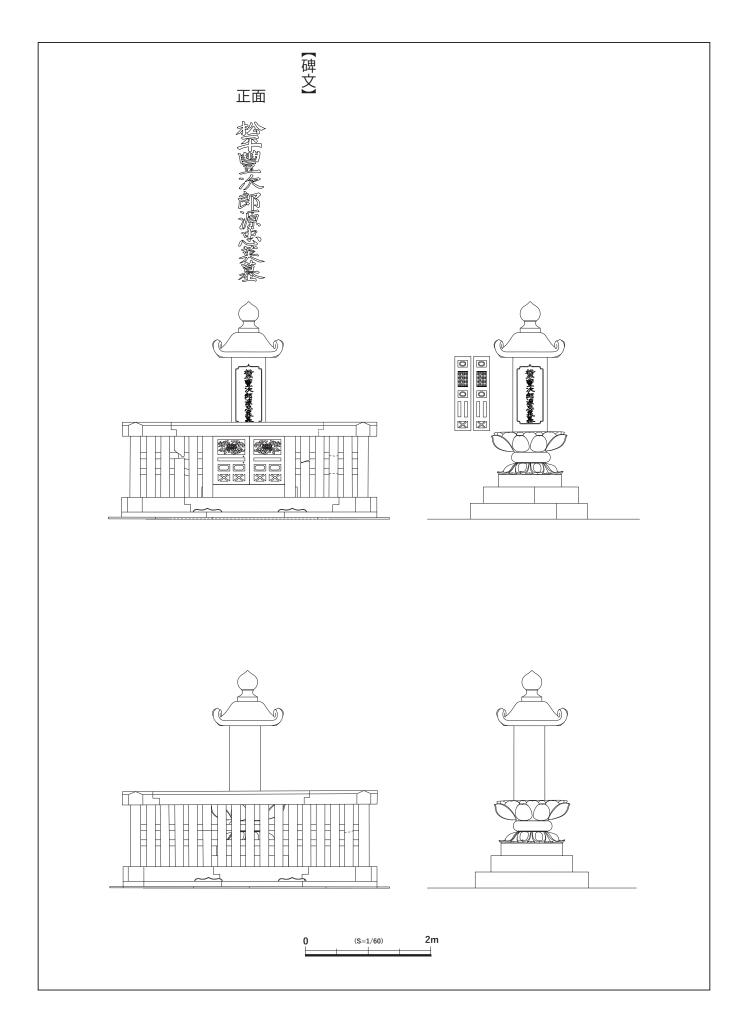
廟所	一ノ御廟	番号	3	墓碑銘	松平豊次郎源忠英墓		
被葬者	松平忠英	正面方位	南	戒名	指月院殿清操源照童子		
人物	忠雄三男			墓碑形式	笠付角柱	石種	安山岩
没年	享保 12 年(1727)6月 29 日			玉垣形式	柱		

【特記事項】 竿石正面に観音開きの扉を持つ。玉垣笠石の連結に千切り留めを用いる。





		100000000000000000000000000000000000000	ACTION N	1,05,05	A SECTION OF SECTION O			
玉垣         基壇				塔身				
幅	奥行	高さ	幅	幅 奥行 高さ			奥行	高さ
403.0	403.0	151.0	182.8	183.4	80.0	111.0	183.4	296.0



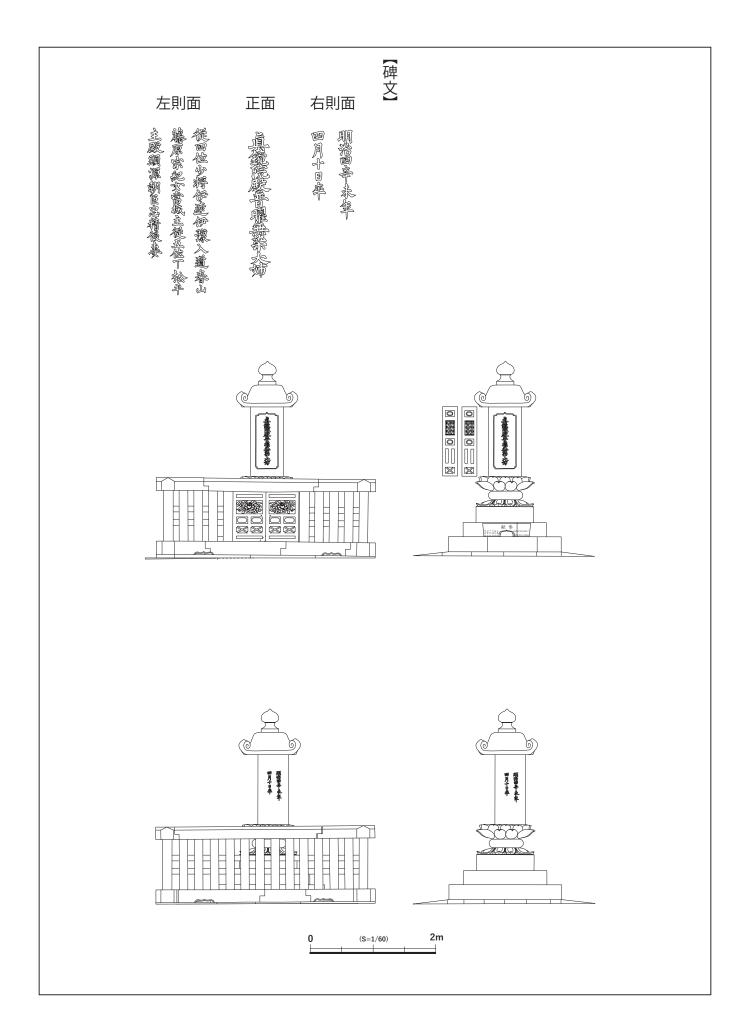
廟所	一ノ御廟	番号	4	墓碑銘	真鏡院殿普曜無染大姉		
被葬者	正子	正面方位	南	戒名	真鏡院殿普曜無染大姉		
人物	忠精後妻			墓碑形式	笠付角柱	石種	安山岩
没年	明治4年 (1871) 4月10日			玉垣形式	柱		

【特記事項】 竿石正面に観音開きの扉を持つ。墓碑宝珠先端を欠損。

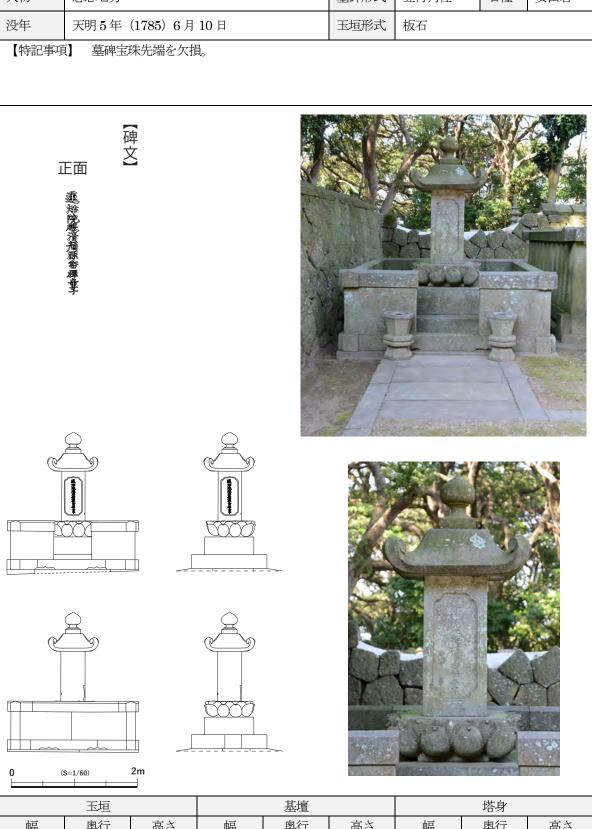




	玉垣			基壇		塔身		
幅	奥行	高さ	幅	幅 奥行 高さ			奥行	高さ
350.0			179.0	179.5	46.0	91.5	179.5	257.0



廟所	一ノ御廟	番号	5	墓碑銘	蓮浄院殿清顔	原香禅童	子
被葬者	忠周	正面方位	南	戒名	蓮浄院殿清顔源香禅童子		
人物	忠恕七男			墓碑形式	笠付角柱 石種 安山岩		
没年	天明 5 年(1785)6 月 10	玉垣形式	板石				



	玉垣			基壇			塔身		
幅	奥行	高さ	幅	幅 奥行 高さ			奥行	高さ	
206.5	234.8	77.0	120.0	120.0	48.7	213.0	120.0	164.3	

廟所	一ノ御廟	番号	6	墓碑銘	福昌院殿壽嶽寶圓大姉		
被葬者	正面方位 南			戒名	福昌院殿壽嶽寶圓大姉		
人物	忠房母・知多氏女			墓碑形式	自然石 石種 安山岩		
没年	天和2年(1682)10月5日			玉垣形式	柱		

【特記事項】 一ノ御廟で最も古い年記を持つ。玉垣笠石の連結に千切り留めを用いる。墓碑は部分的に「斫り」で形状が調整される。



廟所	一ノ御廟 番号 7			墓碑銘	善苗院殿玉仙潭	原英童子	
被葬者	千三郎 正面方位 南			戒名	善苗院殿玉仙源英童子		
人物	忠馮二男			墓碑形式	笠付角柱 石種 安山岩		
没年	寛政9年(1797)8月5日	玉垣形式	板石				

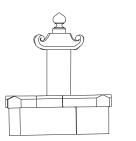


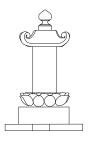


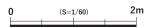














	玉垣			基壇			塔身		
幅	奥行	高さ	幅	幅 奥行 高さ			奥行	高さ	
168.0	167.5	62.0	122.5	123.0	38.3	74.0	123.0	153.8	

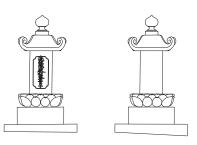
廟所	一ノ御廟	番号	8	墓碑銘	流性院殿幻露		
被葬者		正面方位	西	戒名	流性院殿幻露		
人物	忠恕息・流産			墓碑形式	笠付角柱	石種	安山岩
没年	天明6年 (1786) 7月27日			玉垣形式	_		

( 碑 文

正面









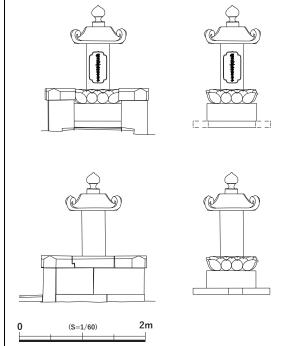
0 (S=1/60) 2m

	玉垣			基壇		塔身		
幅	奥行	高さ	幅 奥行 高さ			幅	奥行	高さ
	_		114.5	116.0	40.0	64.0	116.0	145.4

廟所	一ノ御廟	番号	9	墓碑銘	種性院殿蓮邦流		
被葬者	栄蔵 正面方位 西			戒名	種性院殿蓮邦源薫童子		
人物	忠馮九男			墓碑形式	笠付角柱 石種 安山岩		
没年	文化6年 (1809) 6月5日	玉垣形式	板石				



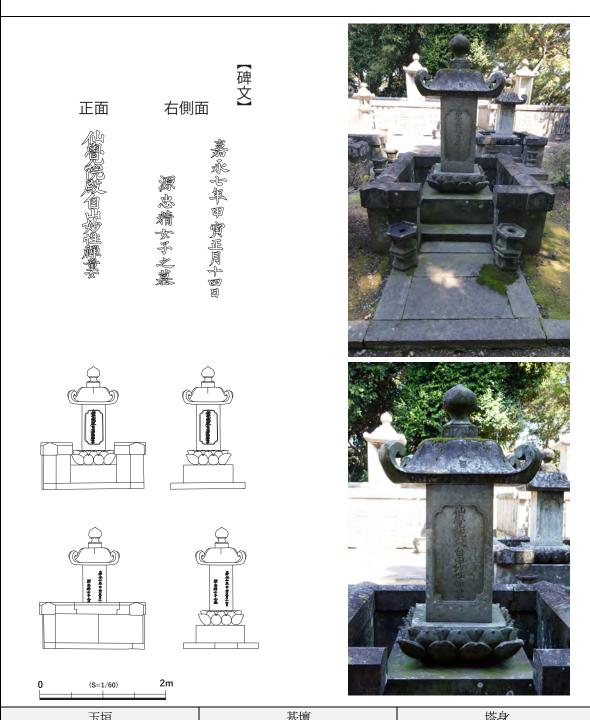






玉垣				基壇		塔身			
幅 奥行 高さ			幅 奥行 高さ			幅	奥行	高さ	
163.0	167.5			171.5	39.5	76.0	171.5	160.0	

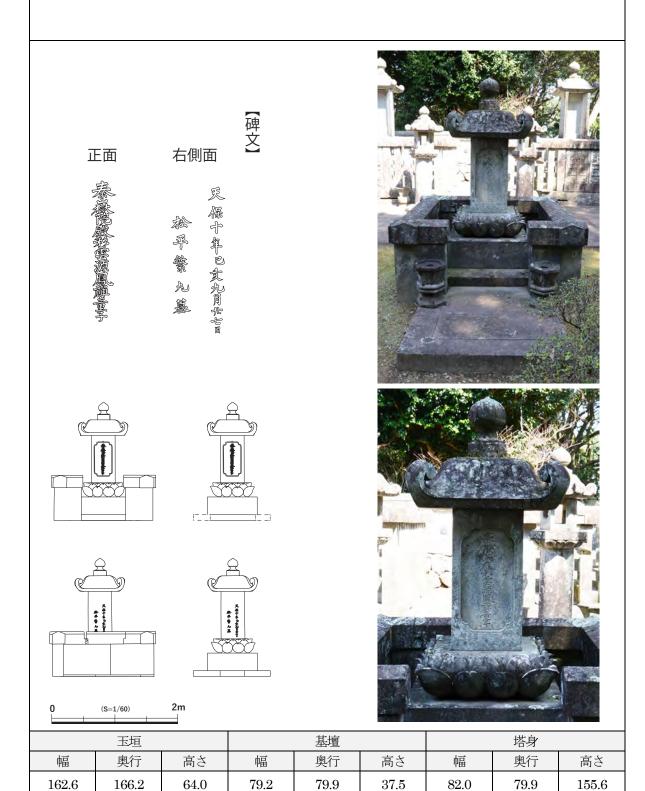
廟所	一ノ御廟	番号	10	墓碑銘	仙覺院殿自山如	女	
被葬者		正面方位	南	戒名	仙覺院殿自山苑	女	
人物	忠精女			墓碑形式	笠付角柱	石種	安山岩
没年	嘉永7年(1854)1月14日			玉垣形式	板石		



	玉垣			基壇			塔身		
幅	奥行	高さ	福	奥行	高さ	幅	奥行	高さ	
164.4	166.9	64.0	78.8	78.3	64.0	80.0	78.3	165.0	

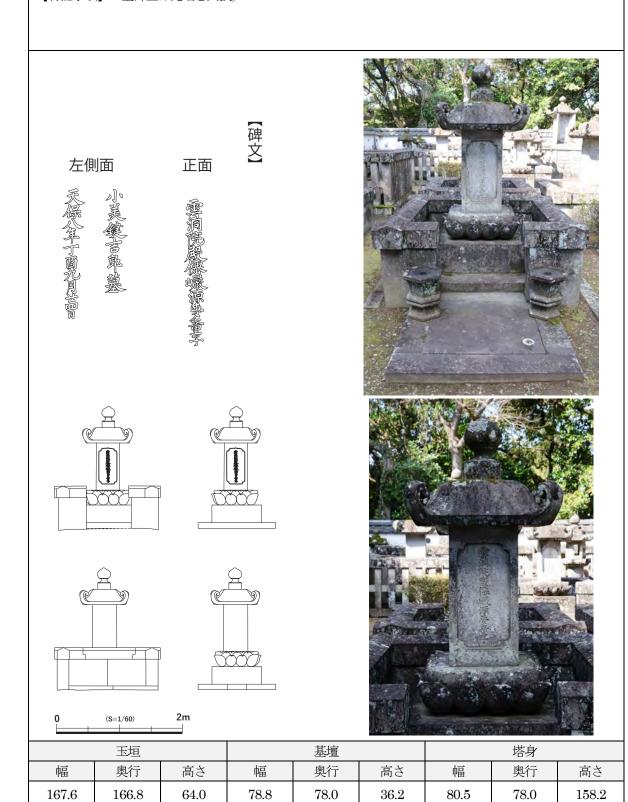
廟所	一ノ御廟	番号	11	墓碑銘	泰嶽院殿彩雲源鳳禅童子		
被葬者	繁丸	正面方位	南	戒名	泰嶽院殿彩雲源鳳禅童子		
人物	忠侯六男			墓碑形式	笠付角柱	石種	安山岩
没年	天保9年(1838)11月22日			玉垣形式	板石		

【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。



廟所	一ノ御廟	番号	12	墓碑銘	雲洞院殿僊巗源夢童子			
被葬者	小美鍵吉郎	正面方位	東	戒名	雲洞院殿僊巗源夢童子			
人物	忠侯五男			墓碑形式	笠付角柱	石種	安山岩	
没年	天保8年(1837)7月24日			玉垣形式	板石			

【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。

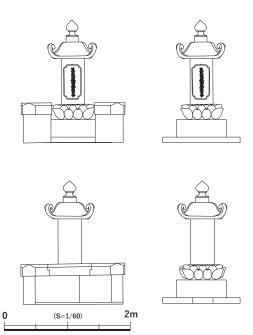


廟所	一ノ御廟	番号	13	墓碑銘	芙蓉院殿瑞嚴妙相童女			
被葬者	遊亀子	正面方位 東 戒名 芙蓉院殿瑞嚴妙相童女						
人物	忠侯女			墓碑形式	笠付角柱	石種	安山岩	
没年	文政 12 年(1829)4月22日			玉垣形式	板石			

【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。





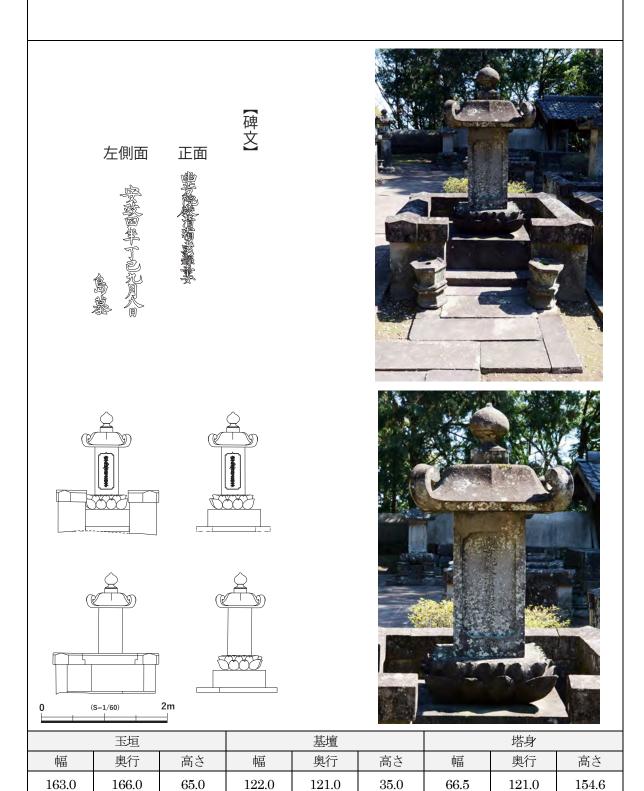




玉垣			基壇			塔身		
幅	奥行	高さ	幅	奥行	高さ	幅	奥行	高さ
164.1	164.3	62.0	78.3	78.1	35.4	79.5	78.1	156.6

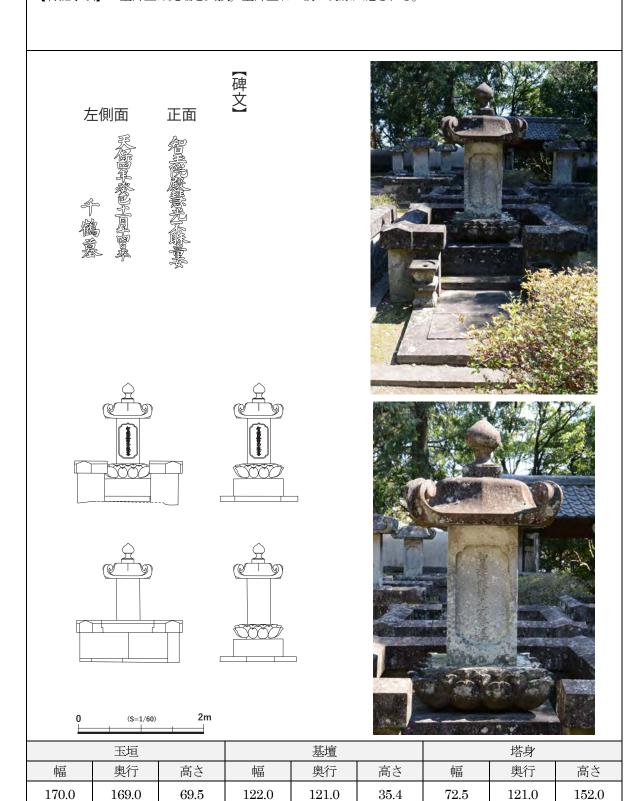
廟所	<b>一</b> ノ御廟 番号 14			墓碑銘	幽芳院殿清霜:	正影禅童	女
被葬者	島子 正面方位 西			戒名	幽芳院殿清霜玉影禅童女		
人物	忠精女			墓碑形式	笠付角柱 石種 安山岩		
没年	安政4年 (1857) 9月8日	安政4年(1857)9月8日					

【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。墓碑笠石の稜が明瞭に施される。



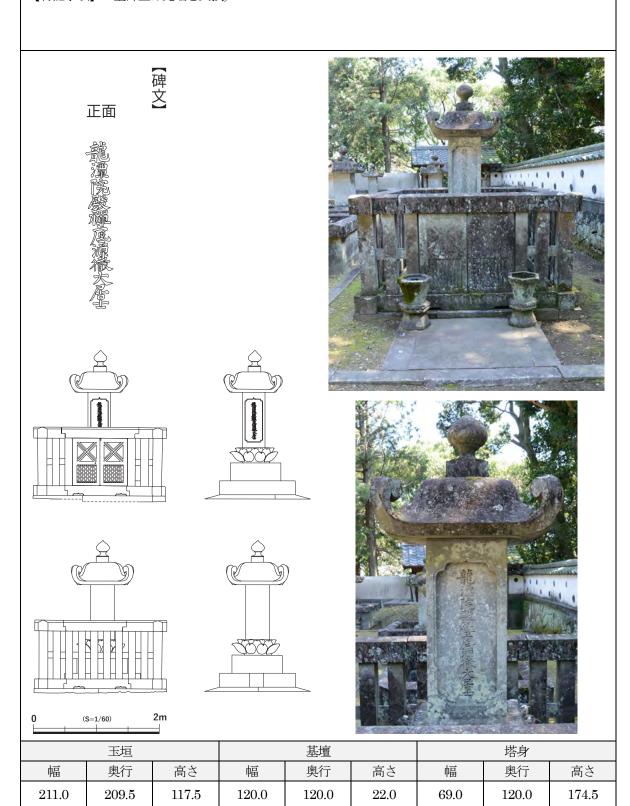
廟所	ーノ御廟 番号 15			墓碑銘	智玉院殿慧光	不眛童女	
被葬者	千鶴 正面方位 西			戒名	智玉院殿慧光不眛童女		
人物	忠侯女			墓碑形式	笠付角柱 石種 安山岩		
没年	天保4年(1833)11月14	天保4年(1833)11月14日					

【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。墓碑笠石の稜が明瞭に施される。



廟所	一ノ御廟	番号 16 墓碑銘 龍潭院			龍潭院殿禅底》	龍潭院殿禅底源徹大居士		
被葬者	松平忠睦(忠胤)	西	戒名	龍潭院殿禅底源徹大居士				
人物	忠刻息・母は妙貞院		墓碑形式	笠付角柱 石種 安山岩				
没年	文化9年(1812)5月21		玉垣形式	柱				
/ 供記車で	甘油学性生型なか場							

【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。

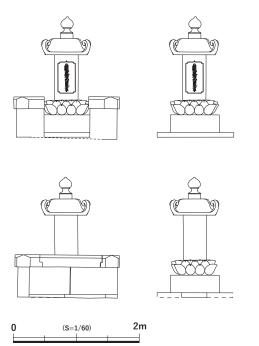


廟所	一ノ御廟	番号	17	墓碑銘	玉眼院殿瞻光》		
被葬者		正面方位	東	戒名	玉眼院殿贍光》		
人物	忠睦息			墓碑形式	笠付角柱 石種 安山岩		
没年	天保2年(1831)2月14	日		玉垣形式	板石		

【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。









	玉垣			基壇		塔身			
幅	奥行	高さ	幅	幅 奥行 高さ			奥行	高さ	
166.5	166.0	61.0	78.5	79.0	27.5	67.5	79.0	156.5	

廟所	一ノ御廟	番号	18	墓碑銘	芳春院殿錦繍	E線童女	
被葬者	騂 正面方位 南			戒名	芳春院殿錦繍玉線童女		
人物	忠恕女			墓碑形式	笠付角柱 石種 安山岩		
没年	天明8年 (1788) 3月7日	3		玉垣形式	柱		

【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。玉垣笠石の連結に千切り留めを用いる。

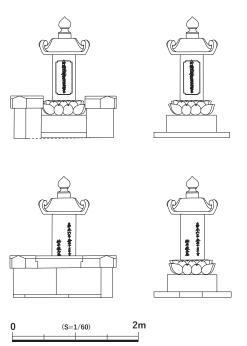


廟所	一ノ御廟   番号   19			墓碑銘	臥龍院殿碧潭泊	原公禅童	子
被葬者	猛丸 正面方位 南			戒名	臥龍院殿碧潭源公禅童子		
人物	忠精長男			墓碑形式	笠付角柱 石種 安山岩		
没年	嘉永6年(1853)10月12	嘉永6年(1853)10月12日			板石		

【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。









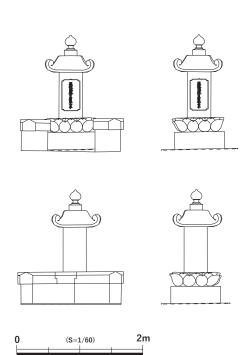
	玉垣			基壇		塔身		
幅	奥行	高さ	幅	幅 奥行 高さ			奥行	高さ
166.0	167.0 68.0 79.0			79.0	27.5	79.0	79.0	156.0

廟所	一ノ御廟	番号	20	墓碑銘	梁棟院殿一星	原旺童子	
被葬者	恭之助 正面方位 東			戒名	梁棟院殿一星源旺童子		
人物	忠侯息			墓碑形式	笠付角柱	石種	安山岩
没年	文政6年 (1823) 12月14日			玉垣形式	_		

【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。









	玉垣			基壇		塔身		
幅	奥行	高さ	幅	幅奥行高さ			奥行	高さ
162.8	167.5	53.0	79.5	78.8	28.0	78.5	78.8	158.5

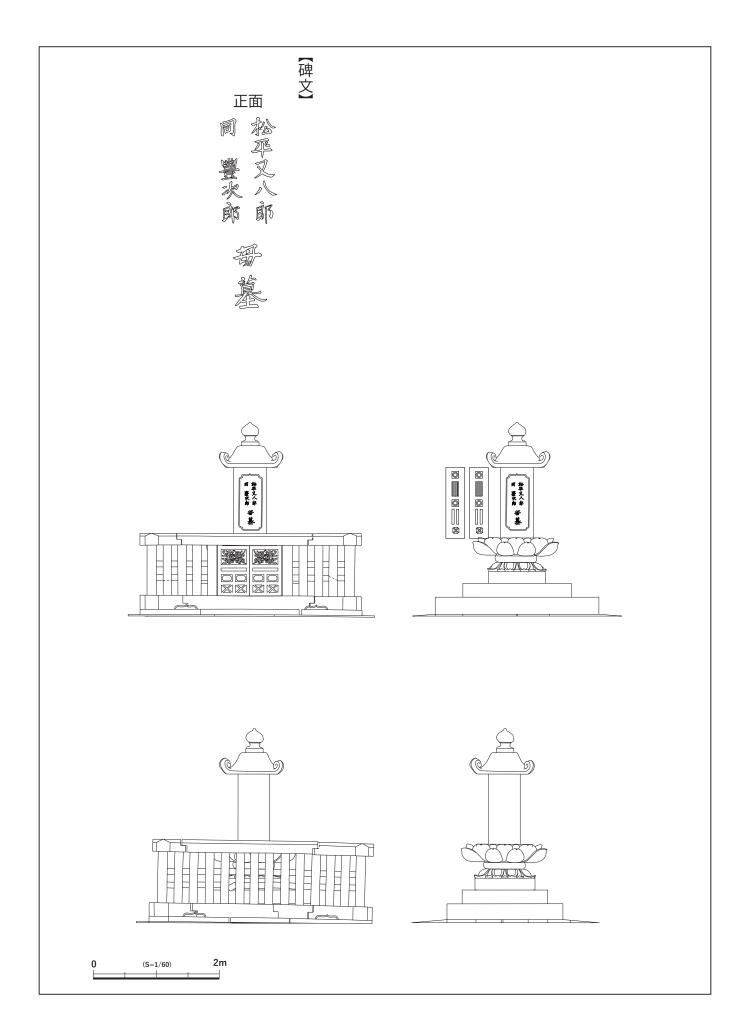
廟所	一ノ御廟	番号	22	墓碑銘	松平又八郎同	豊次郎母	墓
被葬者	春 正面方位 東			戒名	真正院		
人物	真正院(忠雄側室)			墓碑形式	笠付角柱 石種 安山岩		
没年	安永2年 (1773) 9月 12	日		玉垣形式	柱		

【特記事項】 深溝本光寺、宇都宮慈光寺にも墓あり。墓碑の竿石が北方向に 11 度回転する。竿石正面に 観音開きの扉を持つ。玉垣笠石の連結に千切り留めを用いる。ホゾ穴に後世、モルタルが充填される。





	玉垣			基壇			塔身		
幅	奥行	高さ	幅	幅 奥行 高さ			奥行	高さ	
350.2	349.8	133.0	180.0	181.2	48.5	90.0	181.2	253.0	



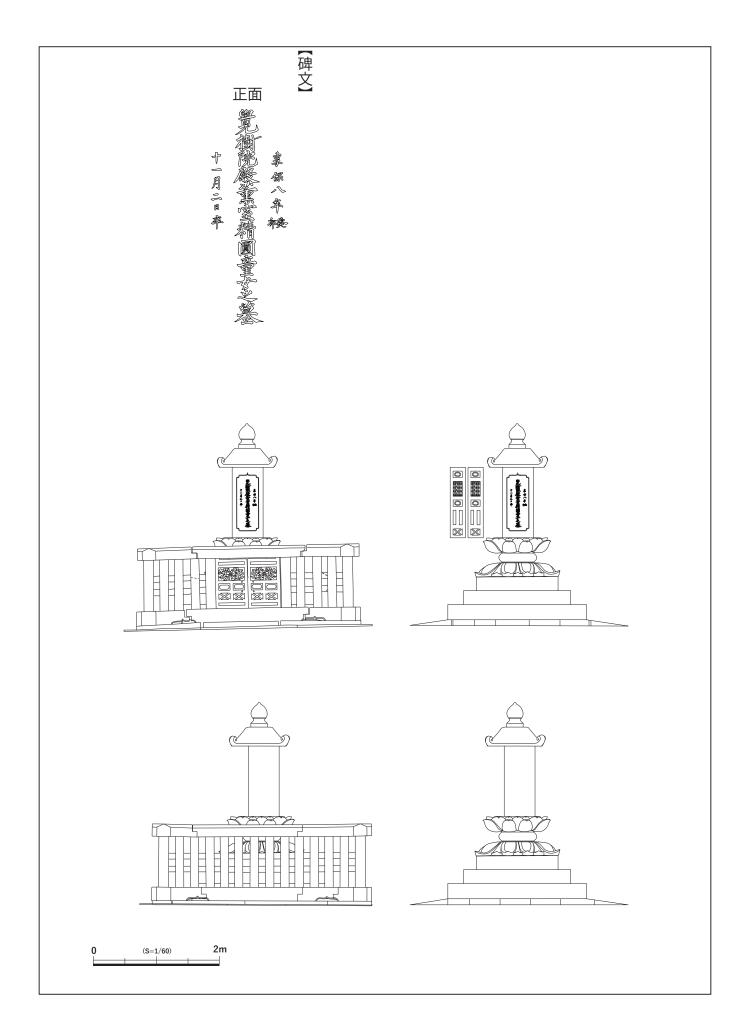
廟所	一ノ御廟	番号	23	墓碑銘	覺樹院殿薫室網	情圓童女	
被葬者	貞 正面方位 南			戒名	覺樹院殿薫室精圓童女		
人物	忠雄女			墓碑形式	笠付角柱 石種 安山岩		
没年	享保8年(1723)11月2	玉垣形式	柱				

【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。竿石正面に観音開きの扉を持つ。玉垣笠石の連結に千切り留めを用いる。





	玉垣			基壇		塔身		
幅	奥行	高さ	福	幅 奥行 高さ			奥行	高さ
357.0	348.0	122.5	180.0	179.5	46.0	88.0	179.5	250.0



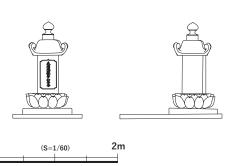
廟所	一ノ御廟	番号	21	墓碑銘	未明院殿夢幻	童女	
被葬者	正面方位 東			戒名	未明院殿夢幻童女		
人物	忠馮女			墓碑形式	笠付角柱 石種 安山岩		
没年	文化12年(1815)7月11日			玉垣形式	_		

【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。竿石は南方向に5度回転する。基壇下部の敷石は一枚の板石で造られる。









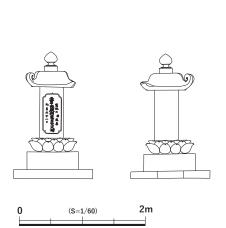
	玉垣			基壇		塔身		
幅	奥行	高さ	幅 奥行 高さ			幅	奥行	高さ
			72.0	72.0	9.0	58.5	72.0	135.0

廟所	二ノ御廟	墓碑銘	壽亨院殿利載」	貞元大姉			
被葬者	糸 正面方位 南東			戒名	壽亨院殿利載貞元大姉		
人物	忠睦側室			墓碑形式	笠付角柱 石種 安山岩		
没年	寛政2年(1790)9月21	玉垣形式	_				

【特記事項】 宝珠先端及び右前蕨手欠損。





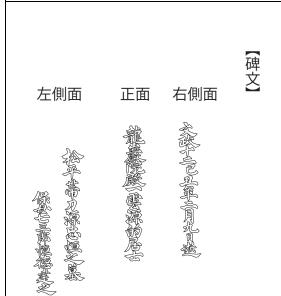




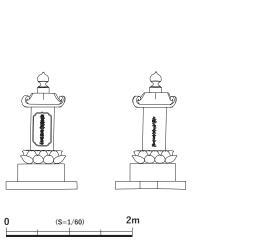
	玉垣			基壇		塔身			
幅	奥行	高さ	幅	幅 奥行 高さ			奥行	高さ	
	_	_	122.5	122.5 121.5 38.5			121.5	161.0	

廟所	二ノ御廟	番号	25	墓碑銘	龍巌院殿一雲海	原的居士	
被葬者	松平忠恒	戒名	龍巖院殿一雲源的居士				
人物	忠睦長男			墓碑形式	笠付角柱	石種	安山岩
没年	文政12年(1829)2月9	玉垣形式	_				

【特記事項】 笠石の稜が明瞭に施される。参道が敷かれない。









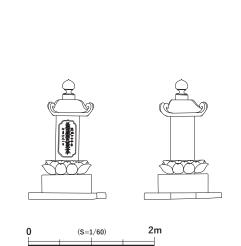
	玉垣			基壇		塔身			
幅	奥行	高さ	幅 奥行 高さ			福	奥行	高さ	
_	_	_	111.5	111.5 111.0 39.0			111.0	83.0	

廟所	二ノ御廟	墓碑銘	正眼院殿廊天流	原照童子			
被葬者	雅楽丸	戒名	正眼院殿廊天源照童子				
人物	忠睦二男			墓碑形式	笠付角柱	石種	安山岩
没年	寛政4年(1792)7月11	玉垣形式	_				

【特記事項】 宝珠先端欠損。









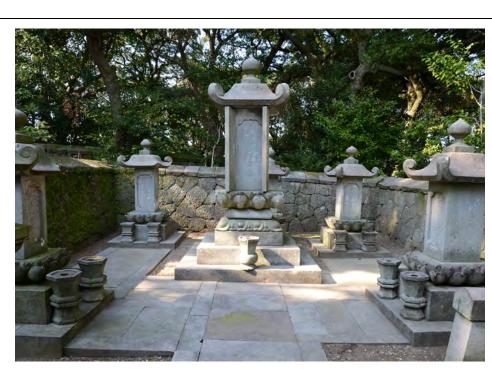
	玉垣			基壇		塔身			
幅	奥行	高さ	幅 奥行 高さ			福	奥行	高さ	
	_	_	121.5	121.5 121.0 35.5			121.0	154.5	

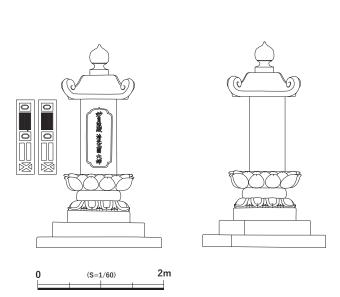
廟所	二ノ御廟	番号	27	墓碑銘	妙貞院殿清光	玉圓大姉	
被葬者	正面方位 南東			戒名	妙貞院殿清光玉圓大姉		
人物	忠刻室			墓碑形式	笠付角柱	石種	安山岩
没年	寛延2年(1748)1月15	寛延2年(1748)1月15日			_		

【特記事項】 二ノ御廟で最初に築かれる。観音開きの扉を持つ。



正常意思数清光形圆上







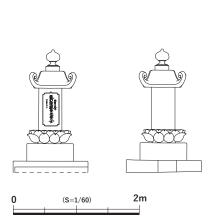
	玉垣		基壇			塔身			
幅	奥行	高さ	幅	幅 奥行 高さ			奥行	高さ	
_	_	_	182.0	182.0 182.0 23.3			182.0	262.0	

廟所	二ノ御廟	番号	28	墓碑銘	露幻院殿景光童女		
被葬者		正面方位	南東	戒名	露幻院殿景光童女		
人物	忠睦女	墓碑形式	笠付角柱	石種	安山岩		
没年	天明4年(1784)4月14	天明 4 年(1784)4 月 14 日					

【特記事項】 宝珠先端欠損。平成30年7月の倒木で右前蕨手破損。基壇上に置かれる。







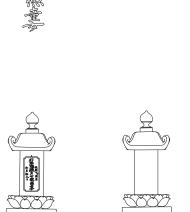


玉垣				基壇		塔身			
幅	奥行	高さ	幅奥行高さ			福	奥行	高さ	
_	_		115.0	115.5	54.0	63.0	115.5	154.0	

廟所	二ノ御廟	番号	29	墓碑銘	幻容院殿月心寂照童女		
被葬者	正面方位 南西 戒名 幻容院殿月心寂照童女						
人物		墓碑形式	笠付角柱	石種	安山岩		
没年	天明4年 (1784) 9月8日	玉垣形式	_				

【特記事項】 宝珠先端欠損。





2m

(S=1/60)





					100	THE SELECTION AND ADDRESS OF THE PERSON AND	SOLITON TO	Market Street Street	
	玉垣		基壇			塔身			
幅	奥行	高さ	幅 奥行 高さ			幅	奥行	高さ	
_	_	_	121.2				121.8	153.6	

廟所	二ノ御廟	番号	30	墓碑銘	清容院殿露光秋影童女			
被葬者	多代	正面方位	南西	戒名	清容院殿露光秋影童女			
人物	忠睦女	墓碑形式	笠付角柱 石種 安山岩					
没年	天明2年 (1782) 8月21	日		玉垣形式	板石			

【特記事項】 宝珠欠損。ニノ御廟では唯一玉垣が築かれる。玉垣の笠石は蟻継ぎ状の加工を施し連結される。全体的に南東方向に傾き連結部分に破損が見られる。北西の連結部分は千切留めに加工される。

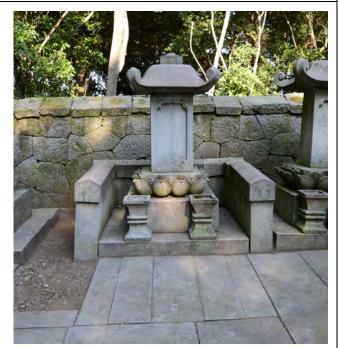


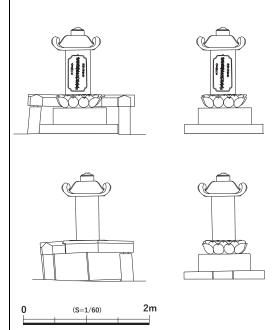


玉垣笠石の蟻継ぎ



玉垣笠石の千切留め







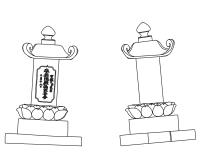
	玉垣		基壇			塔身			
幅	奥行	高さ	幅	幅 奥行 高さ			奥行	高さ	
165.7	149.0	50.2	121.4				122.3	126.4	

廟所	二ノ御廟	番号	31	墓碑銘	春興院殿桃源童女		
被葬者	捨	正面方位	南西	戒名	春興院殿桃源童女		
人物	忠睦女	墓碑形式	笠付角柱 石種 安山岩				
没年	寛政2年(1790)2月18	寛政2年(1790)2月18日					

【特記事項】 墓碑が南東方向に大きく傾く。平成30年7月の倒木で宝珠が落下し、基壇上に置かれる。









(	)	(S=1	L/60)	2	m
					1
- 1					Į.

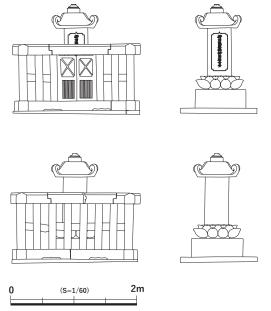
	玉垣		基壇			塔身			
幅	奥行	高さ	幅 奥行 高さ			福	奥行	高さ	
_	_		121.5	123.0	40.2	83.5	123.0	148.7	

廟所	三ノ御廟	番号	32	墓碑銘	桺清院殿微妙浄相童女		
被葬者	五百	正面方位	北西	戒名	桺清院殿微妙浄相童女		
人物	忠恕女			墓碑形式	式 笠付角柱 石種 安日		
没年	天明4年(1784)1月25		玉垣形式	柱			

【特記事項】 宝珠欠損。玉垣笠石の連結に千切り留めを用いる。





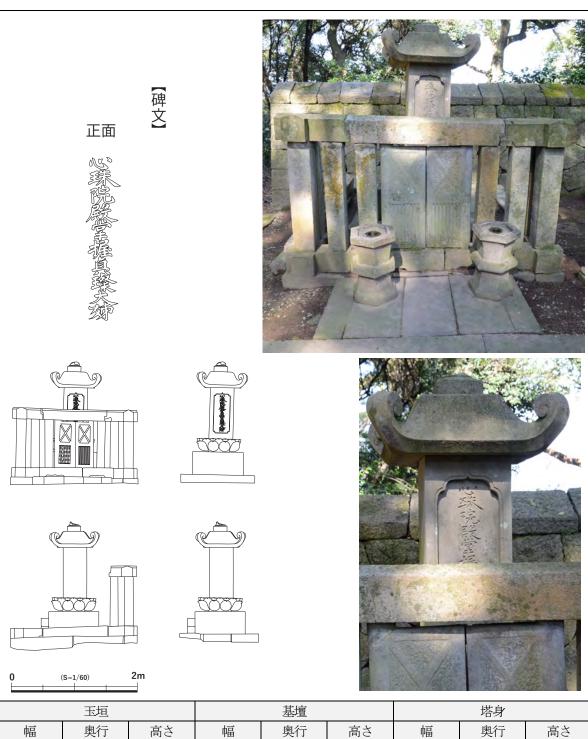




	玉垣		基壇			塔身			
幅	奥行	高さ	幅	幅 奥行 高さ			奥行	高さ	
202.0	203.5	113.2	121.7	121.0	35.6	66.5	121.0	134.6	

廟所	三ノ御廟	番号	33	墓碑銘	心珠院殿掌握貞璨大姉			
被葬者	八重	正面方位	南西	戒名	心珠院殿掌握貞璨大姉			
人物	忠恕妾	墓碑形式	笠付角柱 石種 安山岩					
没年	天明8年(1784)4月18		玉垣形式	柱				

【特記事項】 宝珠欠損。玉垣は笠石の連結に千切り留めを用いる。平成28年4月の熊本地震で南東側が倒壊、その後正面を残し撤去、部材は廟所の隅にまとめられる。この倒壊以前に接合部にモルタルが充填される。



126.0

37.7

80.8

126.0

160.0

197.3

201.5

108.3

121.0

廟所	三ノ御廟	番号	34	墓碑銘	實相院殿郭翁源心大居士		
被葬者	松平忠倫	正面方位	北西	戒名	實相院殿郭翁源心大居士		
人物	忠房二男(廃嫡)			墓碑形式	自然石	石種	安山岩
没年	享保3年 (1718) 8月20	享保3年 (1718) 8月20日					

【特記事項】 玉垣は笠石の連結に千切り留めを用いる。後年、モルタルが充填される。南西・正面と南東 (背面) 西半が倒壊、地覆石のホゾ穴は親柱の部分が方形で、それ以外は円形。南西側の燈籠は中台上部が 倒壊。宝珠は二ノ御廟の燈籠に使用される。



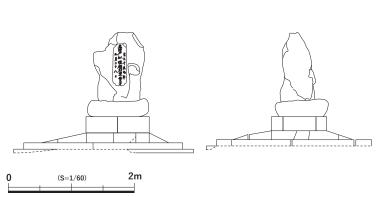
廟所	四ノ御廟	番号	35	墓碑銘	真清院殿性相幻空童子		
被葬者	国千代	正面方位	南東	戒名	真清院殿性相幻空童子		
人物	忠房三男	忠房三男			自然石 石種 安山岩		
没年	寛文10年(1670)9月28	寛文10年(1670)9月28日					

【特記事項】 墓碑北西側(背面)は「斫り」加工で形状が整えられる。北西側の燈籠は、平成28年4月の熊本地震で倒壊。



碑文

正真精於以點相約空童子面真就不成此相約空童子





İ	玉垣			基壇			塔身			
	幅	奥行	高さ	幅 奥行 高さ			幅	奥行	高さ	
	632.0	784.0	142.0	255.0				257.5	133.4	

廟所	四ノ御廟	番号	36	墓碑銘	自元院殿運亨素栄童女		
被葬者		正面方位	南東	戒名	自元院殿運亨素栄童女		
人物	忠雄女・母は真正院			墓碑形式	自然石	石種	安山岩
没年	正徳3年(1713)10月12	玉垣形式	石塁				

【特記事項】 墓碑南西側は「斫り」加工で形状が整えられる。石塁北東面が大きく崩落している。入口部分は門柱のホゾ穴の位置を考慮せず積み直されている。



廟所	四ノ御廟	番号	37	墓碑銘	法名釈尼妙照	不退	
被葬者		正面方位	南東	戒名	妙照		
人物				墓碑形式	角柱	石種	安山岩
没年	正徳2年(1712)			玉垣形式	_		

【特記事項】 墓碑が中台からずれ落ちる。





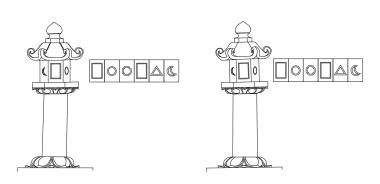




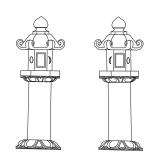


0 (S=1/60) 2m

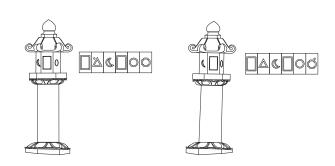
	玉垣 基壇 塔身								
幅	奥行	高さ	幅	幅 奥行 高さ			幅 奥行 高		
_	_	_	_	_	_	_	_	_	



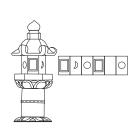
從四位松平姓源朝臣忠雄墓 灯籠

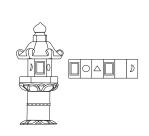


松平豊次郎源忠英墓 灯籠

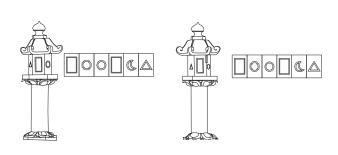


善見院殿光涌源明童子之墓 灯籠

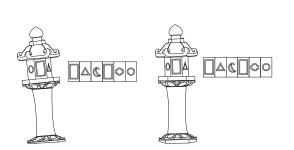




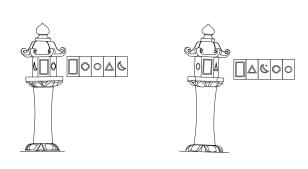
福昌院殿寿嶽宝円大姉 灯籠



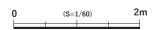
真鏡院殿普曜無染大姉 灯籠



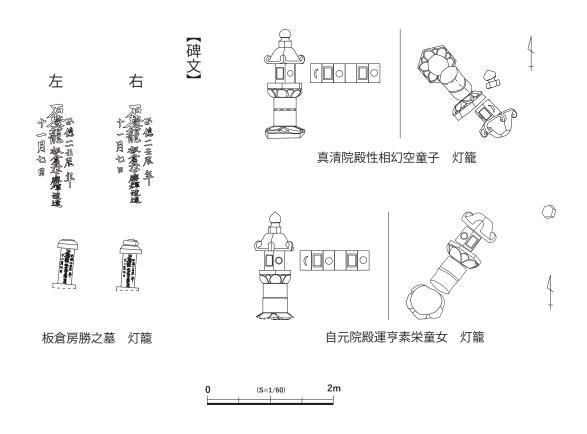
覚樹院殿薫室精円童女 灯籠



松平又八郎同豊次郎母墓 灯籠



第3-1図 灯籠① (一/御廟)



第3-2図 灯籠② (四ノ御廟・家臣墓域)





写真3-3 二ノ御廟 燈籠

# 第五節 家臣墓域 (第2-5図

墓域 端にある智素餐軒之墓(智多昌治・弥惣左衛門、 営まれているが、 した墓碑が建てられる場所 島原市本光寺境内には、深溝松平家の家臣の墓域存在し、改葬等を重ね現代も (以下、智多家墓域)について述べる。 ここでは一ノ御廟南側の深溝松平家の家老とその子女を中心と (以下、家臣墓域)と、 忠房弟・母福昌院)が存在する 一ノ御廟が立地する小丘陵北

南と西は本堂と四ノ御廟を繋ぐ参道がおおまかな境界となる。 至る参道 境界を意図した構造物は築かれていないが、 家臣墓域は、一ノ御廟が立地する小丘陵南側の斜面を墓域としており、墓域の (階段) が境界となり、東は本堂等が立地する平場との段差が境界とし、 北は一ノ御廟の石垣及び一ノ御廟に

17 その南に加藤家 場を中心とした空間に家老松平家(№6~8・2~3。 老板倉家(№2・4・5)を中心とし(以下、 東西に長い墓域で、 20 以下、奥平家墓域)を中心とした家単位の墓域が成立している。 (№9~11·13·14。以下、加藤家墓域)、墓域の西端に奥平家 M.5板倉勝房墓へ至る階段より東側の空間に位置する家 家老板倉家墓域)、 以下、家老松平家墓域)、 斜面の中央の平

近現代の墓も含め智多家の墓域が区画されている。 智多家墓域は、 小丘陵の北端に位置し、 東西8m、 南北5mの長方形の範囲に

2善見院墓等の後方からのアクセスとなるため、主要な参道であったのか疑問が 家臣墓域の参道は、 『寺院明細帳 第八第区』にも同様の表現がされているが、このルートはNo 一ノ御廟へ続く階段の中位から南東方向へ降る通路が存在

> 残る。 と考えられ、 墓域との間に近現代の墓地が建てられているが、当時の経路は概ね残されている を兼ねていたと考えられる。この参道は、現在、コンクリートが敷設され、 M.5から南東方向に伸びる階段や、 同図には本堂から四ノ御廟に至る参道も描かれており、 近現代の墓の区画の間に家臣墓域へ登る階段状の石積が確認でき、 M8常照院墓西側にも階段が確認できる。 家臣墓域への参道

側はM23霊臺院墓が、 の空間が伸びていったと考えられる。 №24乾陽院墓から№32良祥院墓の南面に参道と考えられる空間が続いている 参道として家臣墓域全体を貫く意図は無く、 参道を塞ぐ様に建てられる。 M.32東側の階段と接続せず、 これらの墓の造営に伴い参道 西

が、

周囲は近現代の墓が区画され、本来の参道であったか判断できない。 智多家墓域については、墓域から南東方向に伸びる参道が現地で確認できるが

### ) 墓碑

する。 № 1 清香院殿墓が建てられ、 墓碑が最も古い時期に建てられ、 区分は考えにくい。 家臣墓域の墓碑は、 (被葬者・年代不明) 六角柱の墓碑を主体とするが、 その後それぞれの型式が混在し墓碑の型式による年代の 次に笠付角柱の№4妙成墓、 を除けば、 №19清鏡院墓 自然石、 (奥平家) の六角柱 角柱のものも存在 次に自然石の№16

5が上部が三角錐の形状をした角柱である。 家老板倉家墓域の墓碑は、 №2~4が笠付角柱でいずれも請花を持たない、

い低く造られる。 せ六角錐となり、 円頂角柱)で、これ以外は六角柱の墓碑が築かれる。 家老松平家墓域の墓碑は、 没年等の銘が背面に記されるようになる 時代が古いものは六角錐の部分が高く造られ、 また、文化六年(一八○九)に建てられた№21保寿院墓以降の №25蓮乗墓が上部が円形の形状をした角柱 六角柱の墓碑は上部を尖ら 時代が下るに従 (以下、

不明だが、墓の場所から加藤家に関係する者と考えられる。 169天樂院墓~12秋光院墓は合葬されている。 162の被葬者は山藤家墓域の墓碑は、すべて円頂角柱の型式で造られる。廃藩後に建てられた

奥平家墓域の墓碑は、六角柱と角柱の型式で造られる。

刻まれる。№18は可得院墓は、円頂角柱の型式で、正面上部に「丸に違い鷹羽」がまれる。№18は可得院墓は、円頂角柱の型式で、正面上部に「丸に違い鷹羽」、右側面(北側)上部に「五瓜に三つ盛り三つ巴」が刻上部に「丸に違い鷹羽」、右側面(北側)上部に「五瓜に三つ盛り三つ巴」が刻上部に「丸に違い鷹羽」、右側面(北側)上部に「五瓜に三つ盛り三つで正面)、17柱霽院は上部が四角錐の形状をした角柱(以下、尖頂角柱)の型式で正面

装飾が施される。 №19と№20廣凉院墓は奥平定重夫婦の墓で、正面上部に円形(半球の陰刻)の

№33智素餐軒之墓は、円頂角柱の型式で、正面以外の3面に被葬者の生涯が記

## 互互

られる。響で玉垣の石材にズレが見られるものがほとんどであり、倒壊しているものも見響で玉垣の石材にズレが見られるものがほとんどであり、倒壊しているが、土圧の影玉垣を持つ墓はの多くが北側の玉垣を土止めとして構築しているが、土圧の影

№2觀月院墓・№3容峰院墓は地覆石のみ残されているが、現在千切は抜のために鼓状ホゾ穴を穿ち、後に鎹状のホゾ穴を追加しているが、現在千切は抜穴があり、柱状の玉垣が構築されていたと考えられる。№4妙成墓は笠石の連結

の子女の墓に玉垣が構築される。のみ柱状の石材で構築されるものは№5・8・23・24・28・30・32で家老及びその子女の墓に玉垣が石積で構築されるものは№6・7・26・27・29・31で、玉垣の正面

№10・18・25は巻石状の玉垣が構築されるが、ほぼ埋没している。№15・16は

が、全容は不明である。背後や側面に部分的に石材が残されており、玉垣が構築されていたと考えられる

### 燈籠

する。火袋の部材の一部が西側の中台の上に置かれる。
№5のみ燈籠が建てられる。竿石と台座は方形に造られる。笠石と火袋を欠損

廟所	家臣墓域	番号	1	墓碑銘	銘なし		
被葬者		正面方位	南西	戒名			
人物				墓碑形式	自然石	石種	安山岩
没年				玉垣形式	_		

【特記事項】 墓碑としては小ぶりだが、南東、南西に石垣を築き平場を造りだし、区画される。









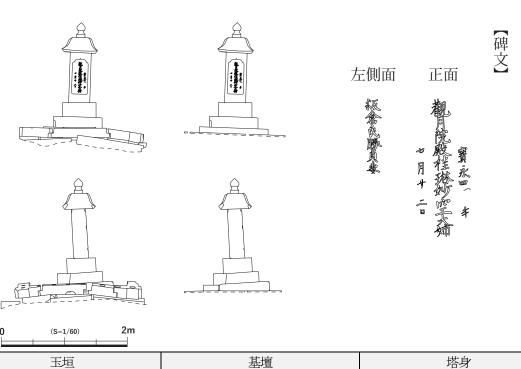
0	(S=1/60)	2m

	玉垣		基壇			塔身			
幅	奥行	高さ	幅 奥行 高さ			福	奥行	高さ	
_	_		44.3	42.4	30.9	26.3	42.4	53.1	

廟所	家臣墓域	番号	2	墓碑銘	觀月院殿桂琳妙空大姉			
被葬者		正面方位	南西	戒名	觀月院殿桂琳妙空大姉			
人物	板倉勝貞(房勝息)妻			墓碑形式	笠付角柱 石種 安山岩			
没年	宝永4年 (1707) 9月か					地覆石のみ残存		

【特記事項】 地覆石には円形のホゾ穴が穿たれる。不同沈下による地覆石のズレが著しい。玉垣の周囲も平場を造り出す。





奥行

99.9

高さ

49.2

幅

32.9

奥行

99.9

高さ

127.0

奥行

205.0

高さ

19.0

幅

106.6

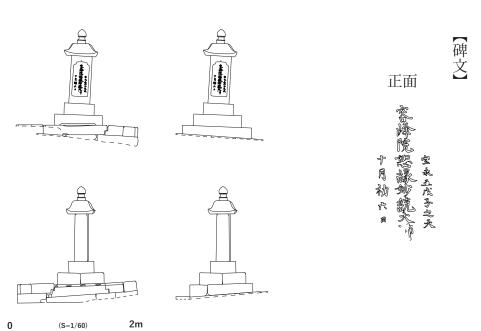
幅

198.0

廟所	家臣墓域	番号	3	墓碑銘	容峰院恕縁妙統大姉		
被葬者		正面方位	南西	戒名	容峰院恕縁妙統大姉		
人物				墓碑形式	笠付角柱	石種	安山岩
没年	宝永5年 (1708) 10月6	玉垣形式	地覆石のみ残る				

【特記事項】 地覆石には円形のホゾが穿たれる。地覆石は南西方向にズレが見られる。玉垣の周囲に平場を造り出す。





	玉垣 基壇 塔身							
幅	奥行	高さ	幅	幅 奥行 高さ			奥行	高さ
190.0	188.0	30.0	109.0	109.0 98.5 54.6			98.5	118.7

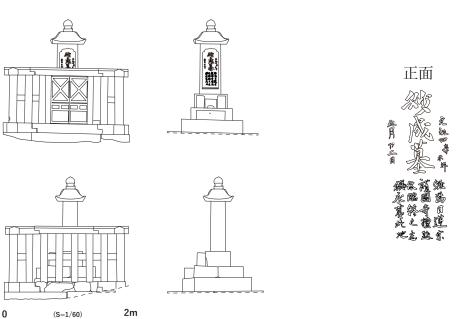
廟所	家臣墓域	番号	4	墓碑銘	妙成墓		
被葬者		正面方位	南西	戒名	妙成		
人物	板倉房勝母・護国寺檀家	墓碑形式	笠付角柱 石種 安山岩				
没年	元禄4年(1691)5月2日			玉垣形式	柱		

【特記事項】 玉垣の笠石に鼓状と鎹状のホゾ穴が穿たれ、笠石の連結に千切り留めを用いる。玉垣の右側 扉が外される。玉垣の東側に石垣を築き平場を造り出す。



千切留めのホゾ穴

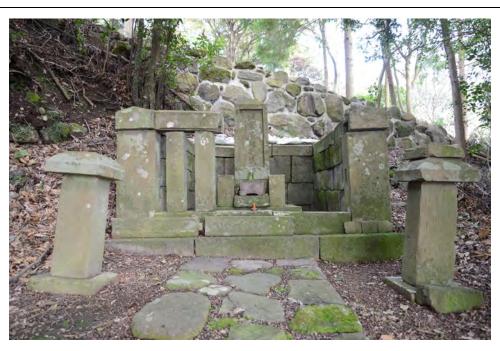


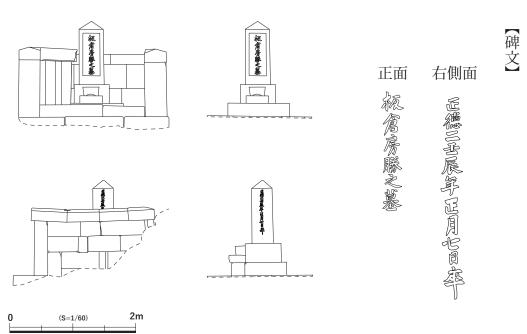


玉垣				基壇		塔身		
幅	奥行	高さ	幅 奥行 高さ			幅	奥行	高さ
197.0	196.0	115.0	97.0	109.0	61.9	33.9	109.0	118.8

廟所	家臣墓域	番号	5	墓碑銘	板倉房勝之墓			
被葬者	板倉房勝	正面方位	南	戒名				
人物	深溝松平家家老・三左衛門	墓碑形式	笠付角柱 石種 安山岩					
没年	正徳2年(1712)1月7日			玉垣形式	正面柱・側面背面石積			

【特記事項】 墓碑の銘は、箱彫。玉垣の正面扉と柱石2本が倒れる。玉垣の南に平場を造り、参道が敷かれる。家臣墓として唯一燈籠が建立される(板倉丹下勝輝建立)。



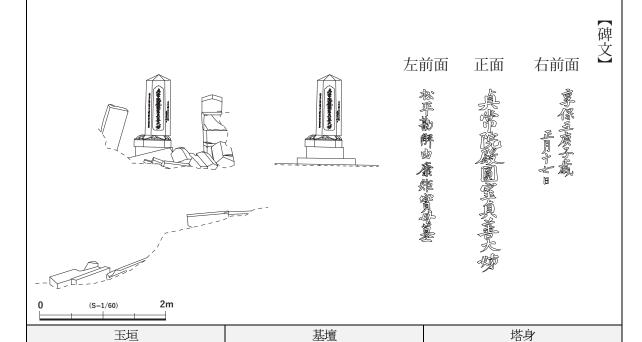


玉垣				基壇		塔身			
幅	奥行	高さ	幅 奥行 高さ			幅	奥行	高さ	
234.0	195.0	124.0	98.0	87.0	51.0	39.8	87.0	100.3	

廟所	家臣墓域	番号	6	墓碑銘	眞常院殿圓室貞善大姉		
被葬者		正面方位	南	戒名	眞常院殿圓室貞善大姉		
人物	松平勘解由康矩母			墓碑形式	六角柱 石種 安山岩		
没年	享保5年(1720)1月17日			玉垣形式	石積		

【特記事項】 墓碑は東方向にズレる。玉垣は厚みのある板石で築き土止めとしての役割をもたせるが、土 圧と樹根の影響でズレ、倒壊が見られ、正面は全て倒壊する。





奥行

88.0

高さ

27.3

幅

41.2

奥行

88.0

高さ

116.0

幅

92.0

奥行

220.0

高さ

95.0

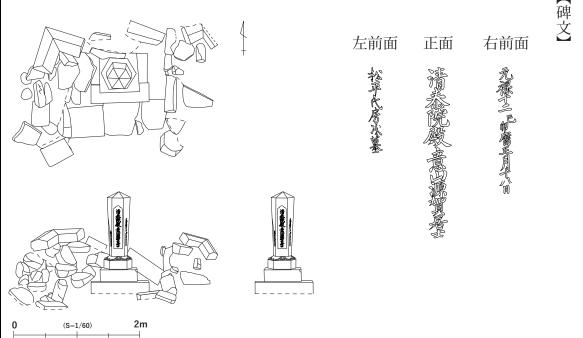
幅

210.0

廟所	家臣墓域	番号	7	墓碑銘	清泰院殿意山源賀居士		
被葬者	松平房次	正面方位	南	戒名	清泰院殿意山源賀居士		
人物	深溝松平家家老・玄丈・松	公平次章父		墓碑形式	六角柱 石種 安山岩		
没年	元禄12年(1699)1月18	8日		玉垣形式	石積		

【特記事項】 墓碑は、南方向に傾く。玉垣は全体的に倒壊する。



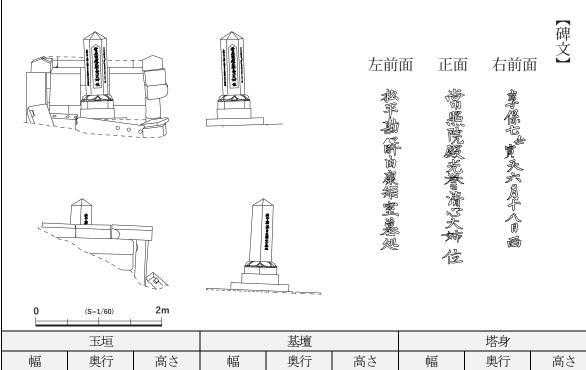


	玉垣		基壇			塔身		
幅	奥行	高さ	福	奥行	高さ	幅	奥行	高さ
200.0	190.0	70.0	92.0	77.0	26.5	39.2	77.0	116.7

廟所	家臣墓域	番号	8	墓碑銘	常照院殿光誉清大姉 位		
被葬者		正面方位	南	戒名	常照院殿光誉清大姉		
人物	松平勘解由康矩室			墓碑形式	六角柱	石種	安山岩
没年	享保7年(1722)6月18日			玉垣形式	石積		

【特記事項】 墓碑全体が西側に傾く。玉垣正面と東側笠石が倒壊する。





91.0

38.9

40.0

91.0

122.5

210.0

220.0

105.0

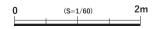
廟所	家臣墓域	番号	9	墓碑銘	天樂院関山良音居士		
被葬者	加藤廣致夫婦か	正面方位	南	戒名	天樂院関山良音居士		
人物				墓碑形式	円頂角柱	石種	安山岩
没年	天保8年(1837)6月27日			玉垣形式	巻石		

【特記事項】 天然院貴相妙胤大姉(没年: 天保8年(1837)6月27日)、源心童子(没年: 文化11年(1814)3月26日)と合葬。









	玉垣 基壇 塔身							
幅	奥行	高さ	幅 奥行 高さ			幅	奥行	高さ
	_		50.0	42.0	26.9	50.9	42.0	123.0

廟所	家臣墓域	番号	10	墓碑銘	洞然院志達明道居士		
被葬者	加藤金衛夫婦	正面方位	南	戒名	洞然院志達明道居士		
人物				墓碑形式	円頂角柱	石種	安山岩
没年	明治20年(1887)11月16日			玉垣形式	_		

【特記事項】 基壇は埋没か。墓碑周囲に巻石の上面のみ確認できる。妙然院一葉明戒大姉と合葬





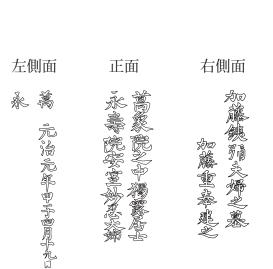


0	(S=1	L/60)	2	m

	玉垣		基壇			塔身		
幅	奥行	高さ	幅	幅 奥行 高さ			奥行	高さ
_	_	_	_	_	_	32.5	_	75.7

廟所	家臣墓域	番号	11	墓碑銘	萬象院之中獨露居士		
被葬者	加藤銕彌夫婦	正面方位	南	戒名	萬象院之中獨露居士		
人物				墓碑形式	円頂角柱 石種 安山		
没年	元治1年(1864)4月19	日		玉垣形式	_		

【特記事項】 墓碑は西側に傾く。基壇の北半埋没。永壽院安室妙忍大姉と合葬









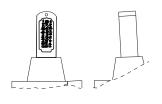
	玉垣			基壇			塔身		
幅	奥行	高さ	幅	幅 奥行 高さ			奥行	高さ	
	_	_	85.0	65.0	42.9	33.3	65.0	79.8	

廟所	家臣墓域	番号	12	墓碑銘	<b> 幂元秋光院現成妙容大姉</b>		
被葬者		正面方位	南	戒名	秋光院現成妙容大姉		
人物	墓碑形式 円頂角柱 石種 多			安山岩			
没年	明治22年(1889)8月9日                 玉垣形式 -						

【特記事項】 墓碑は南方向に傾く。基壇の北半埋没。自覺院花岳信香居士、自性院梅岳貞香大姉(没年:明治 1 年(1868)12 月 20 日)と合葬









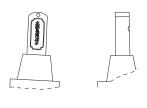
	玉垣	基壇			塔身			
幅	奥行	高さ	幅 奥行 高さ			幅	奥行	高さ
	_	_	60.6	46.2	38.0	30.7	46.2	72.7

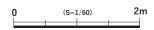
廟所	家臣墓域	番号	13	墓碑銘	本然見照信士		
被葬者	加藤勝圓	正面方位	南	戒名	本然見照信士		
人物	,			墓碑形式	円頂角柱	石種	安山岩
没年	文化8年(1811)3月27	日		玉垣形式	_		

【特記事項】 墓碑は東方向に傾く。基壇の北半埋没。









玉垣				基壇		塔身		
幅	奥行	高さ	幅 奥行 高さ			幅	奥行	高さ
	_	_	78.0	60.0	40.3	29.6	60.0	67.5

廟所	家臣墓域	番号	14	墓碑銘	安室貞養信女		
被葬者		正面方位	南	戒名	安室貞養信女		
人物				墓碑形式	円頂角柱	石種	安山岩
没年	天保2年 (1831) 6月4日	1		玉垣形式	_		

【特記事項】 墓碑は南方向に傾く。







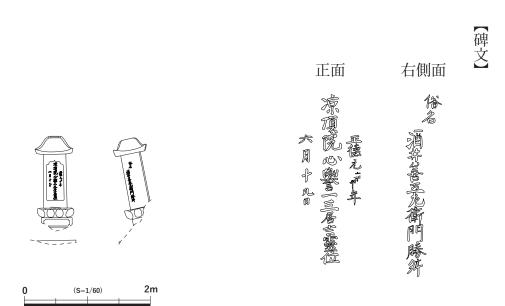
0	(S=1/60)	2m
	工扫	

	玉垣		基壇			塔身			
幅	奥行	高さ	幅 奥行 高さ			福	奥行	高さ	
_	_	_	60.0	42.0	22.8	24.9	42.0	56.9	

廟所	家臣墓域	番号	15	墓碑銘	凉頂院心誉一	三居士	霊位
被葬者	酒井勝舛	正面方位	南	戒名	凉頂院心誉一	三居士	霊位
人物				墓碑形式	笠付角柱	石種	安山岩
没年	正徳1年(1711)6月19	日		玉垣形式	石積か		

【特記事項】 北側からの崩落土で、基壇の北半が埋没し、墓碑が南方向に傾く。石積状の玉垣が全体的に 倒壊、部材が崩土に埋没する。



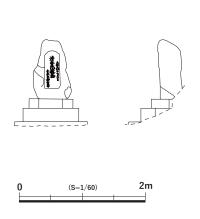


	玉垣           基壇			塔身				
幅	奥行	高さ	幅 奥行 高さ			福	奥行	高さ
_	_	_	65.0	58.0	35.5	60.4	58.0	129.1

廟所	家臣墓域	番号	16	墓碑銘	清香院殿墓		
被葬者		正面方位	南	戒名	清香院殿		
人物	今泉嘉重母			墓碑形式	自然石	石種	安山岩
没年	元禄5年(1692)7月7日	元禄5年 (1692) 7月7日					

【特記事項】 北側からの崩落土で、基壇の北半が埋没。石積状の玉垣が全体的に倒壊、部材が崩土に埋没する。





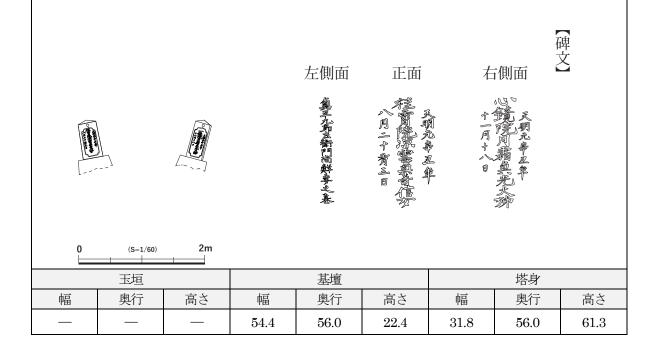


玉垣				基壇		塔身		
幅	奥行	高さ	幅 奥行 高さ			幅	奥行	高さ
_	_	_	11.5	65.0	35.9	57.3	65.0	94.3

廟所	家臣墓域	番号	17	墓碑銘	桂霽院涼雲真奇信女		
被葬者		正面方位	北東	戒名	桂霽院涼雲真奇信女		
人物	奥平九郎左衛門尚鮮妻			墓碑形式	円頂角柱	石種	安山岩
没年	天明1年 (1781) 8月23	日		玉垣形式	_		

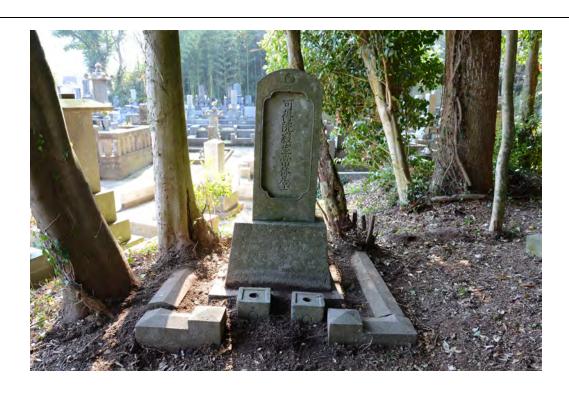
【特記事項】 墓碑は、南西方向に傾く。正面上部に「丸に抱き鷹羽」、北側面上部に「五瓜に三つ盛り三つ巴」を記す。 心鏡院月霜貞光大姉(没年天明元年 11 月 18 日)と合葬。

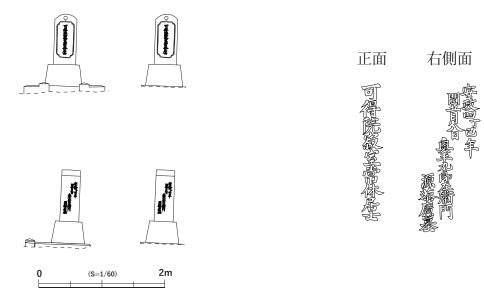




廟所	家臣墓域	番号	18 墓碑銘 可得院寂室常休居士					
被葬者	奥平恭廣	北東	戒名	可得院寂室常休居士				
人物				墓碑形式	尖頂角柱 石種 安山岩			
没年	安政4年(1857)閏5月	安政4年 (1857) 閏5月8日				巻石		

【特記事項】 墓碑は、北西方向に傾く。正面上部に「丸に抱き鷹羽」を記す。



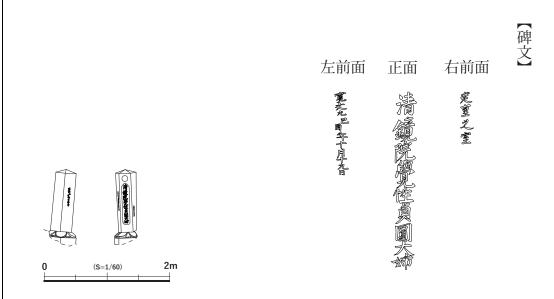


	玉垣           基壇			塔身				
幅	奥行	高さ	幅 奥行 高さ			幅	奥行	高さ
130.0	130.0	10.0	60.0	53.0	34.7	35.6	53.0	81.4

廟所	家臣墓域	番号	19	墓碑銘	清鏡院覚性貞	円大姉	
被葬者	正面方位 南東			戒名	清鏡院覚性貞円大姉		
人物	奥平定重室			墓碑形式	六角柱 石種 安山岩		
没年	寛文9年(1669)10月19日			玉垣形式	_		

【特記事項】 島原墓所で確認された墓碑としては、最も古い年記をもつ。墓碑は南方向に傾く。正面上部 に円形の装飾が施される。基壇部分が埋没。



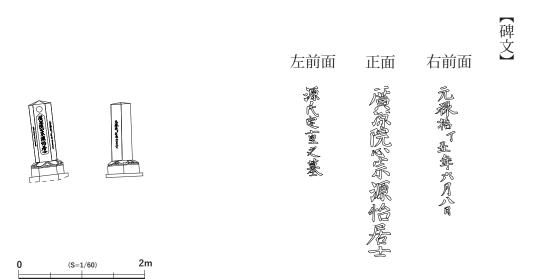


玉垣				基壇			塔身		
幅	奥行	高さ	幅 奥行 高さ			福	奥行	高さ	
_	_	_	35.0				43.0	119.0	

廟所	家臣墓域	番号	20	墓碑銘	廣凉院心宗源		
被葬者	奥平定重	戒名	廣凉院心宗源怡居士				
人物				墓碑形式	六角柱	石種	安山岩
没年	元禄10年(1697)6月8日			玉垣形式	_		

【特記事項】 墓碑は、西・南方向に傾く。 正面上部に円形の装飾が施される。



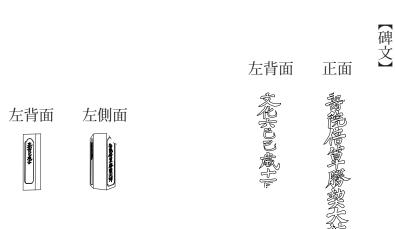


	玉垣			基壇		塔身			
幅	奥行	高さ	幅 奥行 高さ			福	奥行	高さ	
_	_	_	62.0	58.0	9.2	50.5	58.0	119.2	

廟所	家臣墓域	番号	21	墓碑銘	保壽院倍算勝契大姉		
被葬者	正面方位 一 戒名 保壽院倍算勝契大姉						
人物				墓碑形式	六角柱 石種 安山岩		
没年	文化6年(1809)11月6	文化6年(1809)11月6日			_		

【特記事項】 倒壊し、上部が埋没。墓碑上部が下に向いており、これより高所に建てられていたと考えられる。周囲に基壇は確認できない。





(S=1/60)

2m

	玉垣			基壇			塔身	
幅	奥行	高さ	幅	奥行	高さ	幅	奥行	高さ
_	_	_	倒壊	倒壊	倒壊	27.2	倒壊	85.9

廟所	家臣墓域	番号	22	墓碑銘	早世 桂光童女 幽霊			
被葬者		戒名	桂光童女					
人物				墓碑形式	六角柱	石種	安山岩	
没年	元禄10年(1697)8月7日			玉垣形式	_			

【特記事項】 倒壊し、埋没。周囲に基壇は確認できない。墓碑正面上部に種字(地蔵菩薩か)を持つ。





倒壊

倒壊

倒壊

倒壊

80.0

倒壊

廟所	家臣墓域	番号	23	墓碑銘	霊臺院殿鷲山流		
被葬者	松平伝十郎定村	戒名	霊臺院殿鷲山源嶺居士				
人物				墓碑形式	六角柱 石種 安山岩		
没年	文政7年(1824)11月22日			玉垣形式	正面柱・側面で	背面石積	

【特記事項】 墓碑は南方向に傾く。玉垣の北東部分を24と玉垣を共有する。南・東の玉垣が地盤沈下により倒壊し部材が散乱する。南側法面の崩落が原因と考えられる。

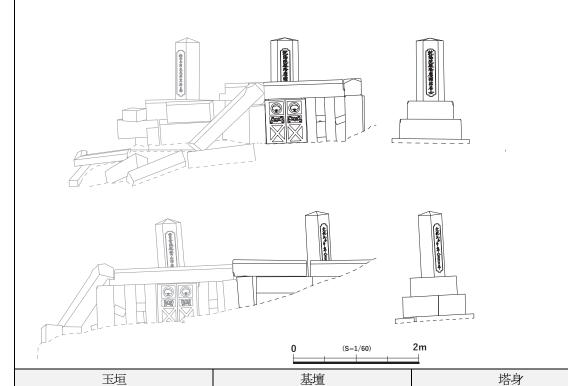


廟所	家臣墓域	番号	24	墓碑銘	乾陽院殿隆応源紹居士		
被葬者		戒名	乾陽院殿隆応源紹居士				
人物	松平勘解由定陽建立			墓碑形式	六角柱 石種 安山岩		
没年	文化9年 (1812) 8月6日			玉垣形式	正面柱・側面	背面石積	

【特記事項】 墓碑は南方向に傾く。玉垣の南西部分を23の玉垣を共有する。



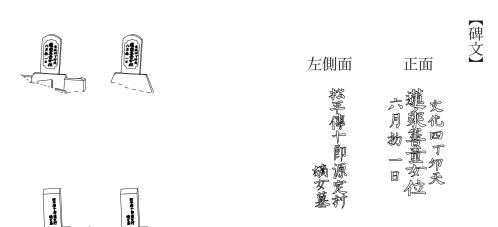




廟所	家臣墓域	番号	25	墓碑銘	蓮乗善童女 /	<u>, 7,                                   </u>	
被葬者		正面方位	南	戒名	蓮乗善童女		
人物	松平伝十郎定村女			墓碑形式	円頂角柱	石種	安山岩
没年	文化4年(1807)6月1日	文化4年 (1807) 6月1日			巻石		

【特記事項】 墓碑は北方向に10度回転する。巻石を持つ。





-	玉垣			基壇		塔身			
幅	奥行	高さ	幅 奥行 高さ			幅	奥行	高さ	
114.0	117.0	28.0	68.0	71.0	27.9	29.4	71.0	60.9	

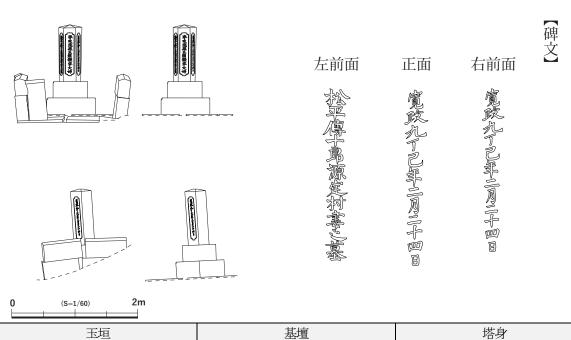
(S=1/60)

2m

廟所	家臣墓域	番号	26	墓碑銘	春戒院殿玉顔体容大姉		
被葬者	正面方位 南			戒名	春戒院殿玉顔体容大姉		
人物	松平伝十郎定村妻			墓碑形式	六角柱 石種 安山岩		
没年	寛政9年 (1797) 2月24日			玉垣形式	石積		

【特記事項】 北側からの土圧で墓碑は南側に傾き、玉垣は外側に開くように傾き、正面東側の板石が転倒。

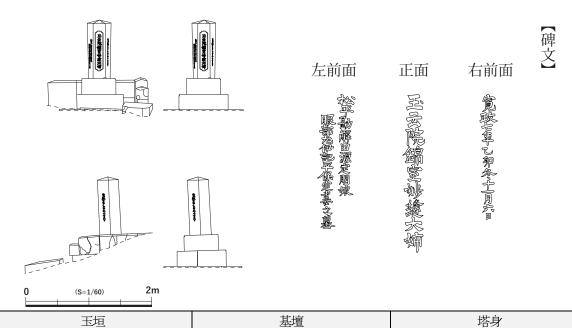




廟所	家臣墓域	番号	27	墓碑銘	玉云院錦室妙縫大姉		
被葬者	松平定朋女	正面方位	南	戒名	玉云院錦室妙縫大姉		
人物	服部伊記平保定妻			墓碑形式	六角柱	石種	安山岩
没年	寛政7年(1795)11月6日			玉垣形式	石積		

【特記事項】 墓碑は南方向に傾く。玉垣は正面東側の板石が転倒。





77.0

高さ

48.8

幅

37.7

奥行

77.0

高さ

92.6

幅

77.0

高さ

43.0

奥行

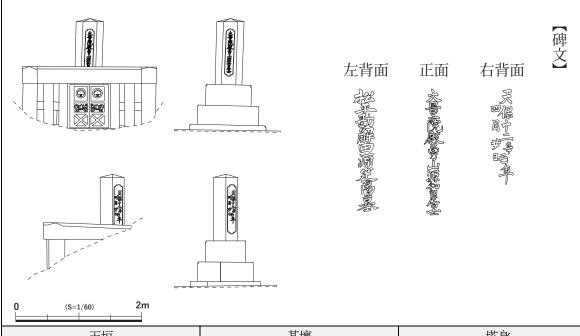
155.0

幅

廟所	家臣墓域	番号	28	墓碑銘	大量院殿勇山源智居士		
被葬者	松平勘解由定陽	正面方位	南	戒名	大量院殿勇山源智居士		
人物	深溝松平家家老			墓碑形式	六角柱 石種 安山岩		
没年	天保 12 年(1841)4月20日			玉垣形式	正面柱・側面背面石積		

【特記事項】 家臣墓域の中では最も高所に位置する。墓碑は西・南方向に傾く。





	玉垣			基壇			塔身	
幅	奥行	高さ	幅	奥行	高さ	幅	奥行	高さ
211.0	203.0	93.0	121.0	11.0	63.9	42.9	11.0	105.1

廟所	家臣墓域	番号	29	墓碑銘	禎真院殿庸運祐仙大姉		
被葬者		正面方位	南	戒名	禎真院殿庸運祐仙大姉		
人物	松平勘解由定朋母			墓碑形式	六角柱 石種 安山岩		
没年	寛政3年(1791)3月22日			玉垣形式	石積		

【特記事項】 玉垣西側が内側に傾き、一部倒壊する。

210.0

高さ

102.0

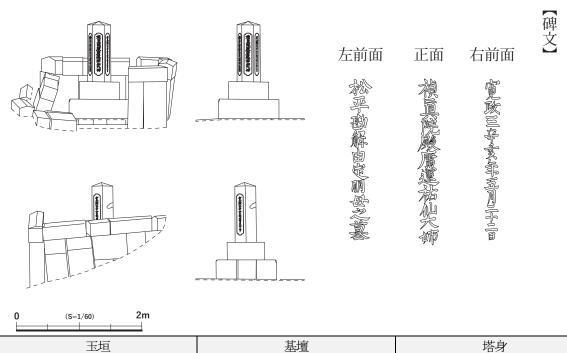
幅

95.9

幅

218.0





奥行

95.9

高さ

58.4

幅

37.0

奥行

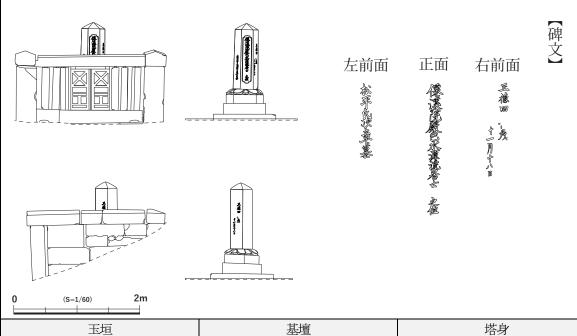
95.9

高さ

廟所	家臣墓域	番号	30	墓碑銘	<b>僊渓院殿巴水源流居士</b> 之位		之位
被葬者	松平次章	正面方位	南	戒名	<b>僊</b> 溪院殿巴水源流居士		
人物	深溝松平家家老・松平房次息			墓碑形式	六角柱 石種 安山岩		
没年	正徳4年(1714)11月18日			玉垣形式	正面柱・側面背面石積		

【特記事項】 深溝本光寺にも墓有り。墓碑は東方向にやや傾く。玉垣は全体的に外側にズレが見られる。





99.0

高さ

16.9

幅

38.2

奥行

99.0

高さ

126.6

幅

240.0

奥行

220.0

高さ

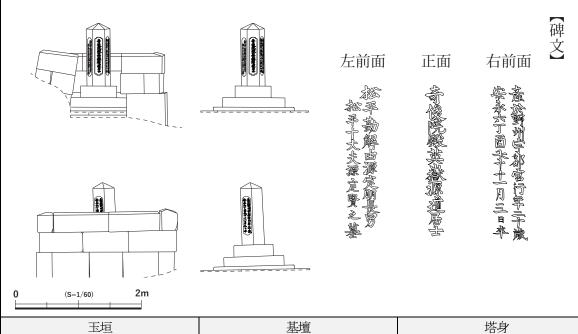
112.0

幅

廟所	家臣墓域	番号	31	墓碑銘	奇俊院殿英嶽源道居士		
被葬者	松平定賢	正面方位	西	戒名	奇俊院殿英嶽源道居士		
人物	松平定朋長男			墓碑形式	六角柱	石種	安山岩
没年	安永6年 (1777) 11月3日			玉垣形式	石積		

【特記事項】 墓碑は西側に傾く。玉垣は北側と正面北半が南側に傾く。





128.0

高さ

33.5

幅

37.6

奥行

128.0

高さ

99.4

奥行

221.0

高さ

112.0

幅

128.0

幅

廟所	家臣墓域	番号	32	墓碑銘	良祥院殿齢屋禎筭大姉		
被葬者		正面方位	南	戒名	良祥院殿齢屋禎筭大姉		
人物	松平定朋妻			墓碑形式	六角柱 石種 安山岩		
没年	文化10年(1813)9月7日			玉垣形式	正面柱・側面背面石積		

【特記事項】 墓碑は東方向に6度回転する。

234.0

高さ

170.0

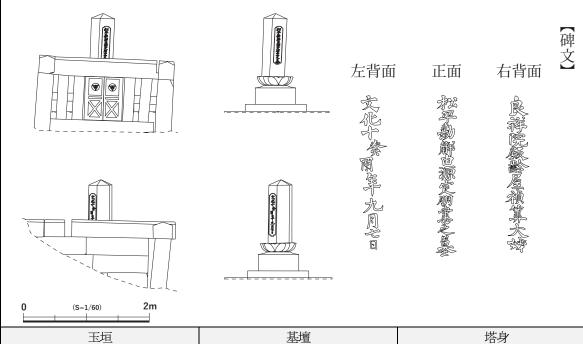
幅

96.0

幅

214.0





奥行

96.0

高さ

36.9

幅

36.3

高さ

117.8

奥行

廟所	家臣墓域	番号	33	墓碑銘	智素餐軒之墓		
被葬者	智多昌治(弥惣左衛門)	正面方位	東	戒名			
人物	松平忠房弟・母は福昌院			墓碑形式	円頂角柱	石種	安山岩
没年	貞享元年(1684)10月28日			玉垣形式	_		

【特記事項】 正面の碑文は箱彫。背面と両側面に碑文有り。昭和の墓碑もあるが、「智多家」の墓域が区 画されている。

碑文

正面



右側面

生

涯

盡後北邙

畔

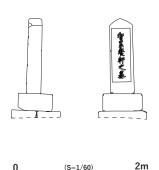
預治死且善處事也如斯之人亦須謂篤勉之士歟翁生一 余父子之切偲情素之綢繆不克埈拒而敢把毫父字之拙 |吁豈足為愧乎哉據遺命庸詩代銘其詩曰 女男昌孝別賜禄而奉仕昌孝欲植墳碑以其志也請書銘 日 風花雪月 時 好 文會友 生 涯



背面

齋記于墓碑自是而后不敢言時貞享改元甲子之秋七月念 已而咥然喜曰我作成矣復令書其後云此詩佳便教吉橘黄 然如死良久乃壮氣出聲呼其子昌孝使執燭促紙筆書一絶 餘也閱往聖之典歎學之不行誦古賢之詩喜句之有神恒言 懷時二招交友令之鶴笔硯作歌謁以樂而陶二乎如不知其 則置酒賞詠以催奥樂拾江山風月之无主則行埜吟嘯以 日人至屬纊何為死一聯之詒于後乎故向其脈亂氣将絶頓 八日之鶏鳴之后也至厥黎明卒于寝年五十六人怪其死屬

後事没后見之乃詳書以豦置辨白而死有遺漏親疏皆嘆其



左側面

産也自成童仕肥之嶋原城主

翁姓智多氏諱昌治號素餐軒稱弥惣左衛門三州山中邨之

為人也聴人之窮若已之疾聞人之困若心之憂郷友之禮慶 好讀書習字長而不衰孝而益者之雖有疾病然其手不釋巻 君四品忠房公爲近侍漸歷事両到城監初従十四五載之時

而之務死親无疎無有遅怠其設心也感於雪花會鳥之有時

	玉垣			基壇			塔身	
幅	奥行	高さ	幅	奥行	高さ	幅	奥行	高さ
_	_	_	76.0	77.3	37.4	38.1	77.3	118.3

# 第六節 寺僧墓域 (第2-6:3-4図)

ている。
墓地が建てられ境界となっている。現況では、区画の南東が開口し、入口となっ墓地が建てられ境界となっている。現況では、区画の南東が開口し、入口となっ墓域の構築に伴って築かれたものと考えられる。南西と南東の西半は近・現代のが存在する。7m四方の区画で、北西・北東・南東の東半は石垣で囲われており、本堂から四ノ御廟へ至る参道の途中、一ノ御廟西側に浄林寺の歴代寺僧の墓域

本光寺片山住職によれば、四ノ御廟の№35真清院墓と№36自元院墓の間にあっ向ける。これらの石碑の北側にも2基の石碑が建てられている。石碑は、墓域のほぼ中央に北東―南西方向に4基並べられ、全て正面を南東に

たものが、後世、

現在の場所に移されたとのこと。

2は、報恩塔。正面に「唯獨尊」、側面に「轉法輪」と陰刻される。

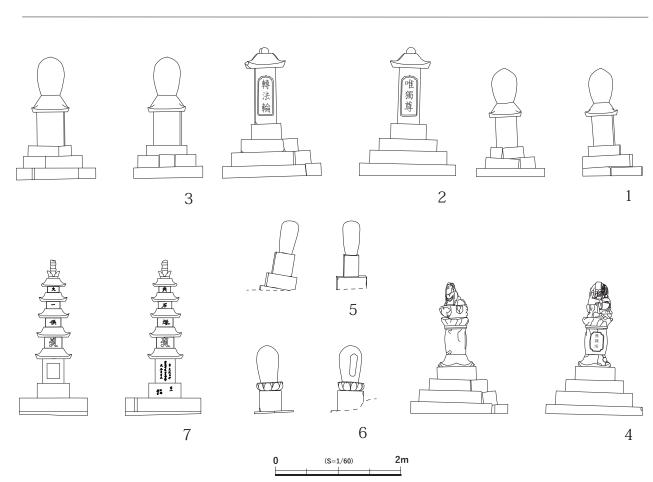
溝松平家が廟所として整備を行う以前から墓地であったと考えられる。が建てられ、基壇の横には中世まで遡ると考えられる五輪塔が置かれており、深図示した6基の石碑のほか、解体された卵塔や蓮台が墓域の隅に寄せられてい 4は、無縁塔で、上部は石仏が造られるが、破損が著しい。

(宇土・吉岡)

ている。基壇を含めた高さは2.

4 6 m 浄林寺十一世玄魯により建立されている。基壇には、宗助、栄吉の石工も記され

これらの石碑以外に本堂の南東ににある7は、文政二年の銘を持つ妙経塔で、



第3-4図 浄林寺寺僧墓立面図

### 【参考文献】

市教育委員会 溝上慶治2002『深溝世紀 溝上慶治1999『深溝世紀 溝上慶治1999 溝上慶治1999 溝上慶治1998『深溝世紀 溝上慶治1995『深溝世紀 溝上慶治1997『深溝世紀 溝上慶治1997 溝上慶治1995『深溝世紀 『深溝世紀 『深溝世紀 『深溝世紀 巻十二 巻十五 卷十四 巻十三 巻十一 巻十 巻 九 巻七 巻八 戴公 悼公 頃公 定公 度公 戴公 烈公 烈公 烈公 下 上 仮名まじり文』島原市教育委員会 仮名まじり文』島原市教育委員会 仮名まじり文』島原市教育委員会 下 中 上 上 仮名交じり文』島原市教育委員会 巻十六 定公 下 仮名まじり文』島原 仮名交じり文』島原市教育委員会 仮名交じり文』島原市教育委員会 仮名交じり文』島原市教育委員会 仮名交じり文』島原市教育委員会

溝上慶治2004『深溝世紀

巻二十一

紹公

巻二十二 哀公 仮名まじり文』島原市教

三五八集 瑞雲山本光寺文化財調査総合報告』 掘調査報告 本光寺文化財調査指導委員会・神取龍生2013『愛知県額田郡幸田町 溝上慶治2005『深溝世紀 本光寺文化財調査指導委員会考古学部会・神取龍生2012『瑞雲山本光寺松平忠雄墓所発 本光寺霊宝会2010『深溝松平家墓所と瑞雲山本光寺』松平忠貞・瑞雲山本光寺 守 久留米市教育委員会 (編)ほか2015『久留米藩主有馬家墓所I』久留米市文化財調査報告書 遺構編』幸田町社寺文化財調査報告 第1集(考古1)幸田町教育委員会 巻二十三 幸田町社寺文化財調査報告 今公 付録 仮名まじり文』島原市教育委員会 第2集 幸田町教育委員会 深溝松平家菩提寺 第

太田博太郎・稲垣栄三編2011『中村達太郎 日本建築字彙[新訂]』中央公論美術出版

武井豊治1994『古建築辞典』理工学社

市文化財調査報告書 第1集 彦根市教育委員会谷口 徹・三尾 次郎2009『国指定史跡 清涼寺「彦根藩主井伊家墓所」調査報告書』彦根

池上「悟2002「近世墓石の諸相」『立正大学人文科学研究所年報』40号(立正大学人文)

究報告』第111集 国立歴史民俗博物館

科学研究所

関口慶久2004「戒名・法名考 ―奈良・京都の墓標資料から―」『国立歴史民俗博物館研

## 第四章 十六羅漢窟の概要

### 第一節 十六羅漢窟について

### 一. 十六羅漢窟の概要と歴史

いる。 「大御廟の北側に隣接した地に十六羅漢窟がある(第2―3図)。中央には布 一ノ御廟の北側に隣接した地に十六羅漢窟がある(第4―1図)。十七体の では、昭和五十年に島原市有形文化財に指定された。十六羅漢窟は南北方向に 長方形のプランを有し、西側に石像が安置され北東角に石書妙経塔が建立されて では、昭和五十年に島原市有形文化財に指定された。十六羅漢窟は南北方向に では、昭和五十年に島原市有形文化財に指定された。十六羅漢窟は南北方向に では、昭和五十年に島原市有形文化財に指定された。十六羅漢窟は南北方向に では、昭和五十年に島原市有形文化財に指定された。十六羅漢窟は南北方向に では、昭和五十年に島原市有形文化財に指定された。十六羅漢窟は南北方向に

本地震の際にはモルタルが剥離したり亀裂が生じたりしている。積みの一部は過去の修復によってモルタルが充填されており、平成二十六年の熊石像の背後は石積み、表側は四本の石柱で支えられた窟に安置されている。石

頭図版11)からうかがえる。 円形の入口だけであったことが、『明治銅版画 長崎県寺院図録 覆刻版』(巻)の入口は現在、東面の南北に二カ所設けられているが、元々は南側にある

(一七二七)に浄林寺に入った実山慧梁によって造営されたとされる。に命じて石像十六尊者を彫造せしめ之を其の山の絶巓に安んず」と享保十二年生。によれば、「肥前州嶋原城の寶圓山淨林禪寺現住實山慧梁長老、發願して工十六羅漢窟は、窟外に建つ石碑にある「嶋原淨林禪寺新彫石像阿羅漢碑幷序」

後、若狭国へ移り、空印寺の住持となり、永福庵を開いた。面山は、肥後国の生まれで島原にある江東寺の本寺である禅定寺の住持を務めたこの碑文は、曹洞宗の学僧として知られる面山瑞方によって撰述されている。

面山と島原との関係は、彼が十九歳の頃に遡る。面山の諸著作を弟子の衡田が

まとめた『永福開山面山和尚年譜』によれば

元禄十四年辛巳

古跡を講すを聞く。因に湛堂に就て熟〈梵網素本の始末を聞く。師十九歳。此の冬肥前の島原の江東寺、恵眼力生結冬に赴て、湛堂律師梵網

家後三年後に訪れている。この来島については、恵眼の位牌にも、元禄十一年(一六九八)に母が卒したことで出家したとされていることから、出とあり、元禄十四年 (一七〇一) に学業を目的として江東寺を訪れている。面山は

五代慧眼實朗和尚享保七年

元禄十四年面山瑞方禅師法幢会ニ安居

権忍できる。 注2 欠十二月十九日遷寂

と確認できる。ギン 次に来島したのは、面山が四十三歳の時で、『永福開山面山

和尚年譜』には、

享保十年乙巳

師四十三歳。七月、嶋原に赴き江東寺を訪う。潮音軒恵梁長老に相伴して、

岩吼菴別宗長老を訪れ、留宿すること三日、大智和尚水月菴

の旧跡を探る。昔在の老猿二箇、樹枝を逓いに下る。師これを悦ぶ。

の足跡を辿る旅を都合三度行ったことが知られている。キョ~とある。享保十年 (一七二五)面山は、同郷の祇陀大智 (一二九〇~一三六六)

東寺にいた慧梁であった。 山にある寺院であり、大智が住持を務めた寺院である。この時、同行したのが江(いずれも南島原市加津佐町)を訪れている。岩吼庵は天草灘に突き出した岩戸四十三歳で二回目の旧跡巡拝を行った面山は、大智が晩年に住した水月庵跡

享保四年巳亥

師三十七歳。正月 南郷含蔵寺に赴て、因に永祖眞蹟の坐禪儀の

跋一幅を得たり。今茲に結夏す。惠梁を請して板主に充つ。衆の

とあり、 爲に六祖壇経を講ず。初て戒會を開く。満戒普説有り 島原来島以前から交友があったことがうかがえる。

的は、 い、その最終段階で行ったのが十六羅漢窟の造営であったと考えられる。その目 享保十二年(一七二七)に浄林寺に入った慧梁は、 碑文によれば「国家長隠」と「寺門増栄」とあり、領内の安寧と浄林寺の 浄林寺及び墓所の整備を行

繁盛を願ったものであるとされている。以下に碑銘を示す。 嶋原淨林禪寺新彫石像阿羅漢碑幷序

絶巓是信崇末法護法之有據兼資助大檀先亡之冥福也且欲建碑銘其事胎之後 寶圓山淨林禪寺現住實山慧梁長老發願命工令彫造石像十六尊者而安之其山之 江之涵天無信則塞似頑石之承月経云信是道元功徳母豈可不然哉肥前州嶋原城 夫妙應無方不留朕迹者賢聖應化之利物而三世覺皇之本誓也是故有感必通如澄

福智而宏 大阿羅漢 禮者除障 六通三明 如翳雲晴 親承佛勅 恢導衆生 供之得益 秘菩薩徳 似其泉盈 眸中萬劫 顯聲聞名 掌上八紘 慈悲並廣 世而馳書告余余不拒焉随喜感歎恭爲銘云

維時元文四年己未十一月初五日

他應権實

自在縱橫

今日忽現

圓山崢嶸

國家長隠

寺門増榮

住若州建康山空印禪寺比丘瑞方面山謹撰

### 十六羅漢像について

胡人や印度人の相貌を表現したものが多い 49・2030) に説かれる阿羅漢十六人を指す。 般に十六羅漢とは、 玄奘訳『大阿羅漢難提蜜多羅所説法住記』(大正蔵巻 その造形は胡貌梵僧と呼ばれ

> の数、功徳に関する記述が主であり、 て異なる傾向にある。注4 いない。よって、定型的な造形になりにくく、時代あるいは作者の信仰などによっ 各羅漢の経歴や容姿について言及されては

その一方で『大阿羅漢難提蜜多羅所説法住記』には、

羅漢の名称や住地、

『大阿羅漢難提蜜多羅所説法住記』に記される羅漢は以下の通りである。

第一 賓度盧跋羅惰尊者

迦諾迦伐蹉尊者

第三 迦諾迦跋釐堕闍尊者

第四 蘇頻陀尊者

第五 諾距羅尊者

第六 跋陀羅尊者

第七 迦理迦尊者

戍博迦尊者

伐闍羅弗多羅尊者

第九

半託迦尊者

第十一

囉怙羅尊者

第十二 那迦犀那尊者

第十四 第十三 伐那婆斯尊者 因揭陀尊者

第十五 阿氏多尊者

注茶半託迦尊者

第4―3図10は、囉怙羅尊者を表現していると判断されるが、その他の羅漢像に 本光寺の十六羅漢像についても、これらの羅漢を表現していると考えられる。

ついては、今後の調査検討が必要である。

十六羅漢に関して造詣が深かったことがうかがえる。に仮託して和漢の僧俗一三八人の伝記を記している。これら著作からも、面山が始末を略述し、宝暦四年 (一七五四)には、『羅漢応験伝』二巻を著わし、羅漢面山は、享保二年 (一七一七)『十六阿羅漢福田宜耕記』において住世利益の

いる。

いる。

本光寺にある石仏について検討する際、入江湑氏が「淨林寺で丸山に十六羅漢本光寺にある石仏について検討する際、入江湑氏が「淨林寺で丸山に十六羅漢

で、跪坐もしくは椅坐の石像は全て靴を履いている。は跪坐もしくは椅坐である。胡坐の石像については足が衣で覆われている。一方製作された可能性は否定できない。十六羅漢の内九体が胡坐をとっており、七体製作みの石仏を実見してみると、表現技法や加工からみて肥前石工の影響下で

<sup>達ィ</sup>」とも考えられている。 また、「耳の表現が同巧であることから、同一石工か同一工房により制作された。 靴を履くという表現は工房での製作を想像させるものであるとの指摘がある。 達る この表現方法について、竹下正博氏により、素足の表現は難しいものであり、

は本光寺の布袋像がやや粗く、裾も分厚く表現されていることから、衣の表現にれているが、本光寺のものと全体的な表現は類似している。ただ、衣の表現方法小城市牛津町熊野権現社前に平川与四右衛門作の布袋像(写真4―4)が残さ

ついては定型化している傾向が認められる。

い技術を有する職人による製作であるとも考えられる。 一方、頭部については顔の皺や眉などに細かい表現がみられ、顔は頭領など高

亀甲型基部・円筒形台座 ( 樽型竿石 )・方形中台・蓮華座・尊像 ( 観音菩薩 ) の構十六羅漢窟造営以前の元文二年 ( 一七三七 ) 銘を有する「無縁塔」は、下から

成からなる。

の構成や石仏の表現など肥前石工の影響を感じさせるものといえる。が知られている。本光寺に残る無縁塔には石工名が刻まれていないものの、全体じであり、この坐像は、円筒形台座に銘文があり平川与四右衛門の作であることこの構成は、小城市牛津町永福寺に残る地蔵菩薩半跏坐像(写真4―2)と同

えよう。
も検討の余地が残るが、島原半島の仏教史上においては貴重な文化財であるといも検討の余地が残るが、島原半島の仏教史上においては貴重な文化財であるといこれらの石仏については、隣接する深溝松平家の廟所との関係性も含めて今後

### 注釈

- 2 上田進・編『清光山江東寺史』1992年
- 一九九五年)

  3 鈴木格禅「祇陀大智の伝について」(『印度學佛教學研究』四十三巻、二号、
- 入江湑『島原の歴史 藩政編』(島原市役所、1973年)

6 5

肥前小城郡砥川の名工が残した石仏をめぐって―』(牛津町文化財調査報告竹下正博「肥前石仏師平川与四右衛門」(『石工「平川与四右衛門」の軌跡―



写真 4 - 2 永福寺(佐賀県小城市牛津町) 石像地蔵菩薩半跏坐像



写真4-1 本光寺 無縁塔



写真4-4 熊野権現(佐賀県小城市牛津町) 布袋像

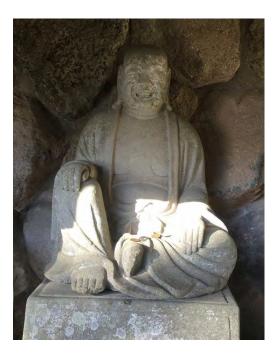
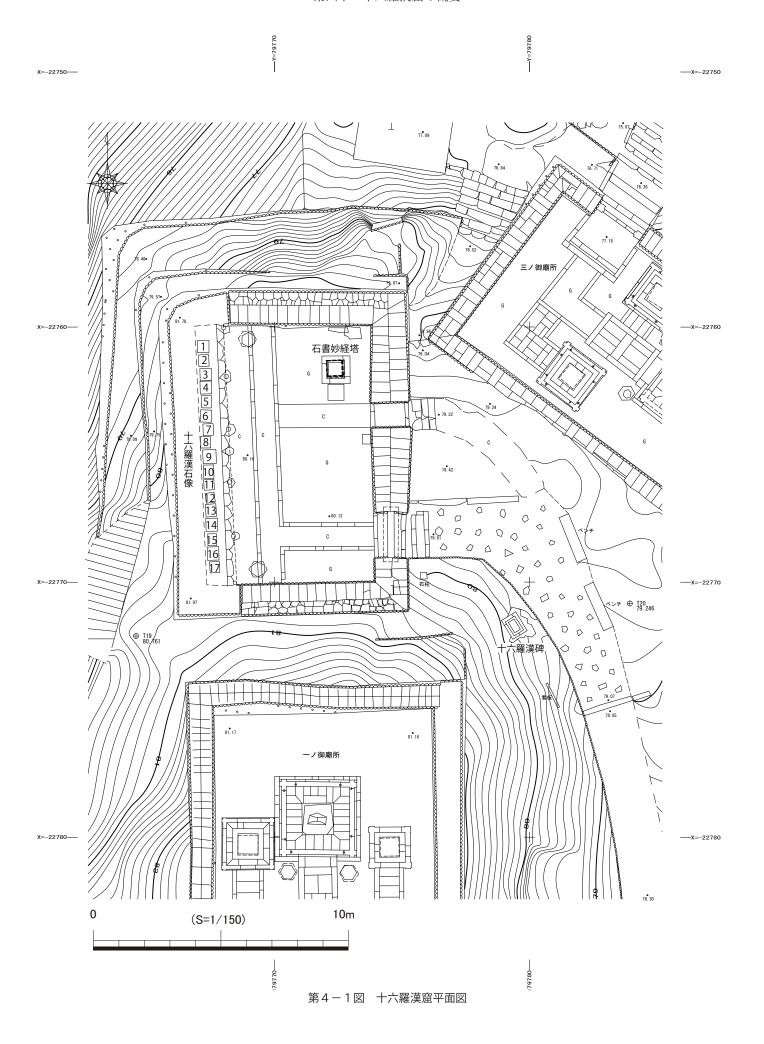
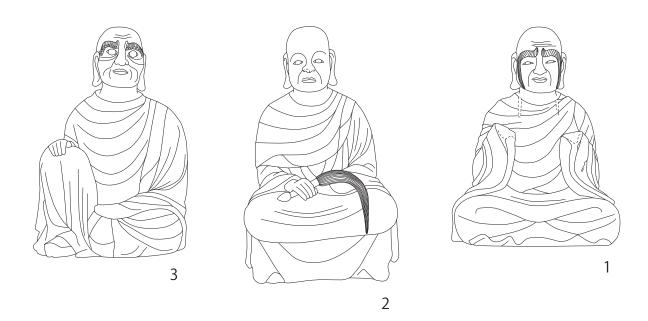
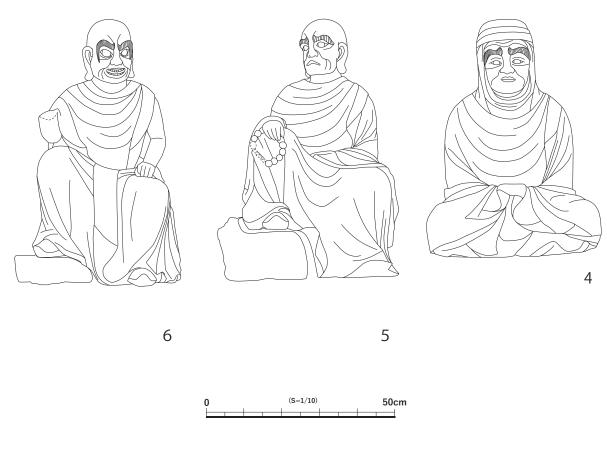


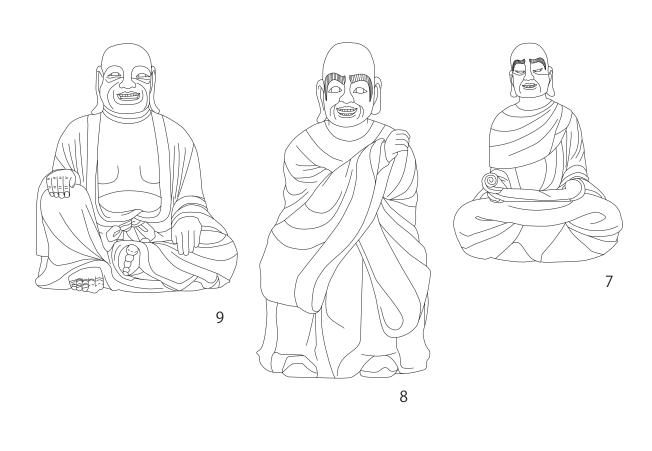
写真4-3 本光寺 十六羅漢布袋像

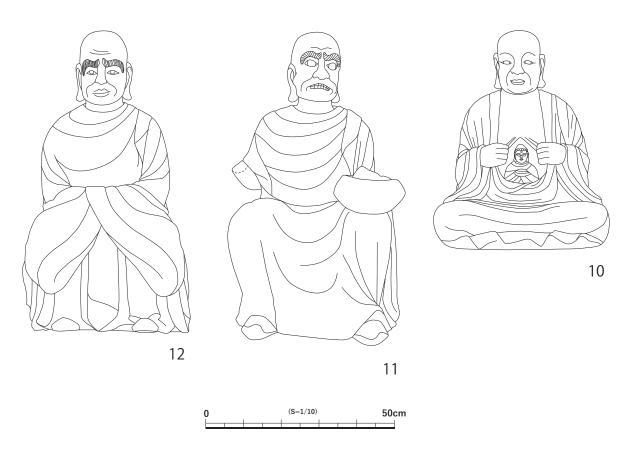




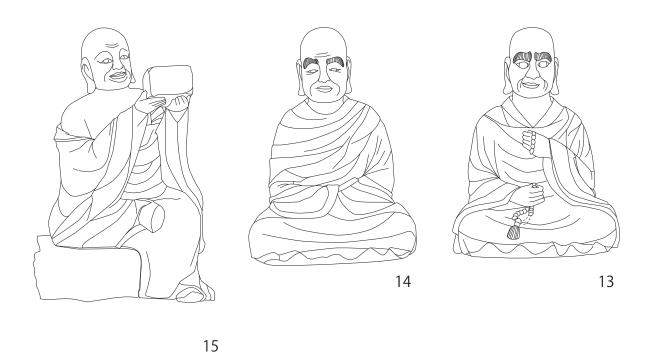


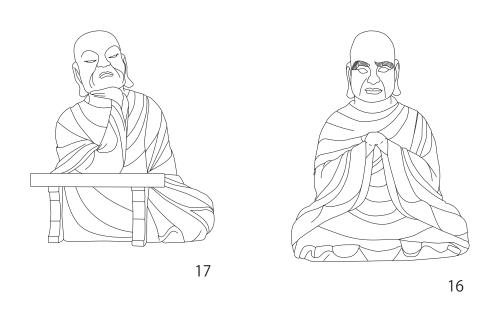
第4-2図 羅漢像①

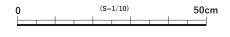




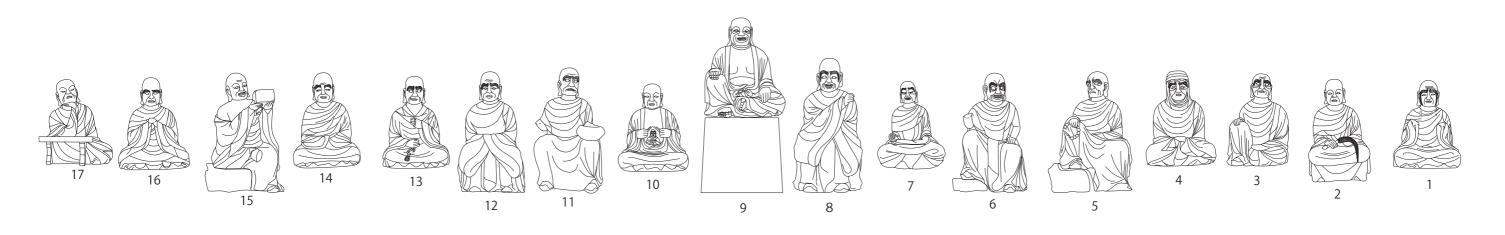
第4-3図 羅漢像②





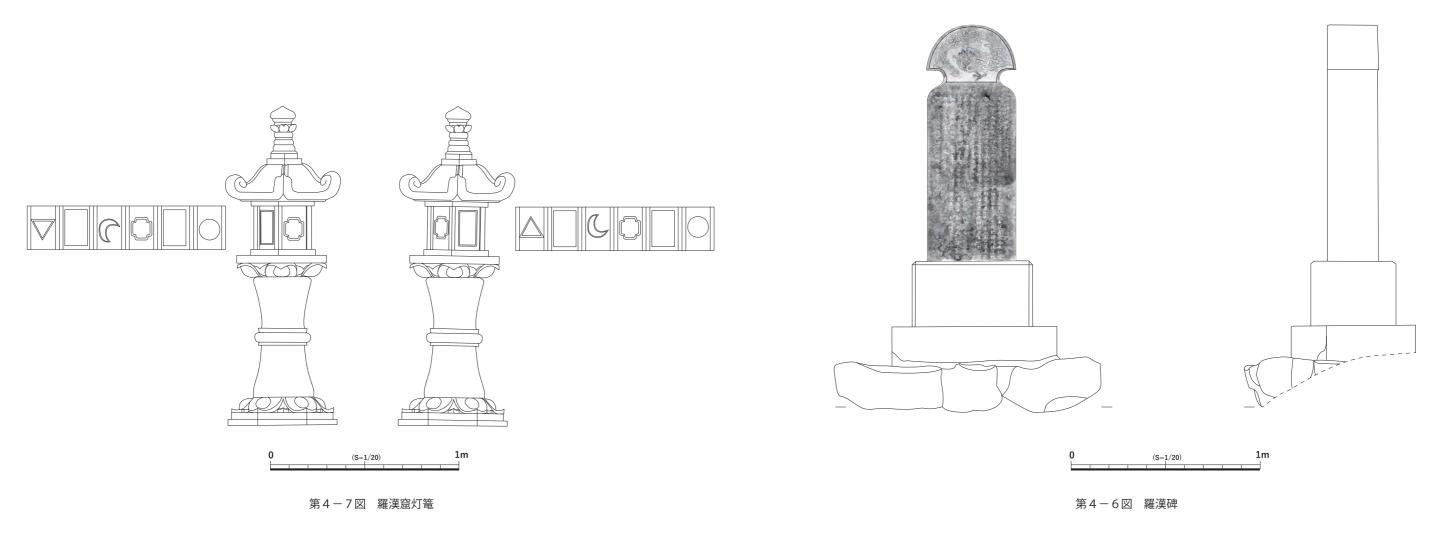


第4-4図 羅漢像③



0 (S=1/25) 1m

第4-5図 羅漢像配置図



## 第二節 石書妙経塔について

石経を埋納したものであると考えられる。 十六羅漢窟北東にある七重の石塔は、慧梁が延享年間に行った法華経の一字一

前國嶋原城淨林精 夫一代時教以法華 爲至極故謂聞此經 讀誦也從寬保壬戌 随喜者皆得無上菩 而畢用此偉績回向 且從仲冬研精於書 提之記實一大事因 孟春資始以至延享 廣與盡大地群生其 寫也捃摭淨石毎石 舎之老隠實山力生 增輝於衣内之明珠 甲子孟冬終 徹見其至極覃思於 縁之所以不輯也肥 一字迄同乙丑仲春 偈一句乃至一念 一千部

書謀余余随喜功徳 之至謹爲銘以露丹 衷銘言

凭軾於露地之白牛

者也因欲建石浮屠

勒銘伝之莫窮而馳

琅琅清舌讀誦千百 更勤石書圓成願力 欲貽萬年碑銘茲勒一代時教幾千萬億 妙法蓮華經爲至極 老宿實山徹見功徳

廣大利勲虛空逼塞 車牛遊衢衣珠照國 是難思議卽不可得

三世佛陀是爲法式

維時

延享第二乙丑七月佛歓喜日

若州松永渓開闢永福練若

沙門瑞方面山謹題

當山七世天秀建焉

たという。十一月には、一字一石経の書写に入り、延享二年(一七四五年)の二月に終わっ井一月には、一字一石経の書写に入り、延享二年(一七四五年)の十月に終わった。その後華経の千部読誦を開始し、延享元年(一七四四年)の十月に終わった。その後華経の千部読誦を開始し、延享元年(一七四二年)の一月より法

年に行った作善行を伝える遺構といえる。 - 慧梁は延享三年 (一七四六)七月十五日に示寂していることから、慧梁が最晩

て撰されたものである。石塔を建立したのは浄林寺七世天秀となっている。 この碑文も「嶋原淨林禪寺新彫石像阿羅漢碑幷序」と同じく、面山瑞方によっ

た上に建てられるものであり、本光寺境内にも二基が現存している。碑銘中にもみられるように、法華経の一字一字を一つ一つの石に書写し、埋納し火宅喩」が組み込まれ、法華経の功徳について述べられている。石書妙経塔は、文中には、法華経に説かれる法華経普門品に説かれる「衣裏繋珠喩」と「三車

乗の妙典と呼ばれた法華経を埋納し、その上に石塔を建立している。五十六億七千万年に下生する弥勒菩薩の化身とする信仰がある。慧梁は窟内に大十六羅漢窟は中央に布袋、周囲に十六羅漢を祀っている。布袋には仏滅後

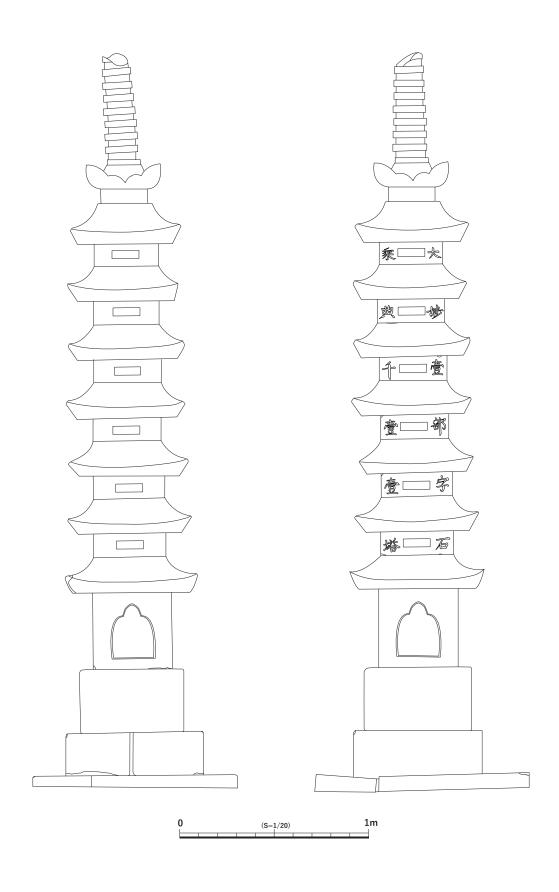
小結

定できない。 確証を得ないものの砥川の石工をはじめとした佐賀の石匠が関与した可能性は否造営されたものである。左右十六体の羅漢像と中央の布袋像の作者については、上六羅漢窟は、享保十三年 (一七二八) に浄林寺に入寺した実山慧梁によって

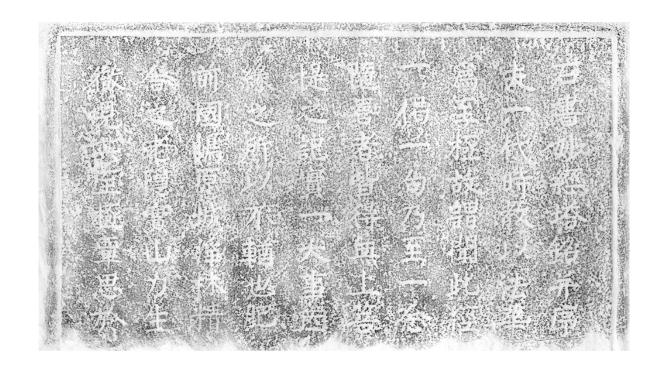
十六羅漢窟の造営について記された「嶋原淨林禪寺新彫石像阿羅漢碑幷序」は、十六羅漢窟の造営について記された「嶋原淨林禪寺新彫石像阿羅漢碑幷序」は、十六羅漢窟の造営について記された「嶋原淨林禪寺新彫石像阿羅漢碑幷序」は、

検討が必要である。 図や松平家墓所とどのように関係するのかという点については、今後もなお調査 十六羅漢窟が造営された場所は、福昌院墓の北に隣接する地であり、選地の意

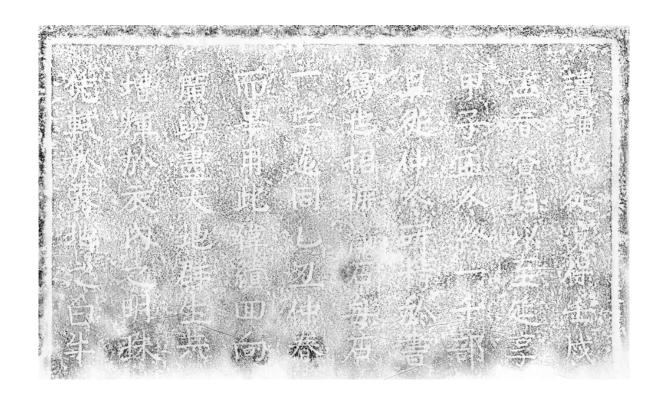
吉岡)



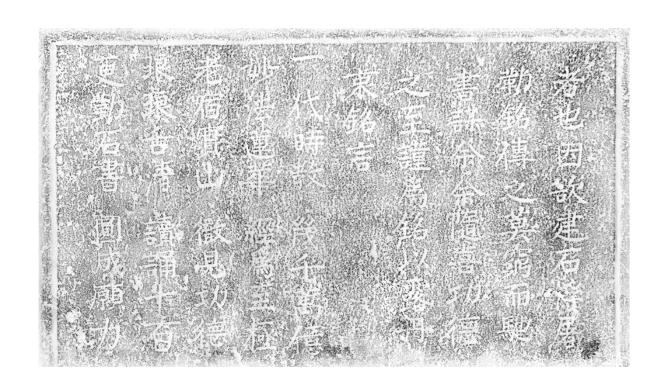
第4-8図 石書妙経塔



第4-9図 石書妙経塔拓本碑陽



第4-10図 石書妙経塔拓本碑側



第4-11 図 石書妙経塔拓本碑側



第4-12 図 石書妙経塔拓本碑側

持を担っていくこととなる。

### 第五章 総括

## 第一節 歴史的変遷

べきかが問題となったと考えられるが、「丸山」が埋葬地として選ばれた。るため、入部直後のことであり、土地勘も十分でない封地で、いずこに埋葬する平定重室の清鏡院である。深溝松平家が寛文九年(一六六九)九月に入部してい島原墓所に始めに埋葬されたのは、寛文十年(一六七○)に埋葬された家臣松

「丸山」の地は、「丸山墓引移加造立」(『島原藩日記』元禄三年十二月二十九日

に元禄三年(一六九〇)には丸山の麓に浄林寺が建立され、以後、島原墓所の維に松平忠房の実母である福昌院を埋葬した時である。福昌院の墓を護持するため島原墓所が深溝松平家の墓所として大きく変化したのは、天和二年(一六八二)かがわせる。

いだせない混沌とした配置となっている と考えられる。 部屋である真正院墓も本葬墓は宇都宮の慈光寺にあり、 は愛知県幸田町の深溝墓所にあり、島原墓所のものは詣り墓である。同じく、御 島原藩へ再入部した後、 松平忠雄の子女が福昌院墓の南側に埋葬されている。深溝松平家が宇都宮藩より から、福昌院の墓域とその他の区画は別区画であったと想定される。享保年間に 入口から既存の墓へ至るルートを邪魔しないように配置された結果、規則性が見 ノ御廟が忠雄一家の墓域として成立をみることとなる。忠雄の本葬墓(埋め墓) 島原墓所で最大区画を有する一ノ御廟は、 一ノ御廟には天明期以降、藩主の子女が埋葬されるようになるが 松平忠雄の御部屋であった真正院 第八大区寺院明細帳 島原墓所のものは詣り墓 (春) の墓を建立し、 (巻頭図版7)

(一七八八)に埋葬された。(一七八八)に埋葬された。(一七八八)に埋葬されたことにはじまる。忠倫は、本来であれば忠房より家督を相続されるべ埋葬されたことにはじまる。忠倫は、本来であれば忠房より家督を相続されるべ埋葬されたことにはじまる。忠倫は、本来であれば忠房より家督を相続されるべ埋葬されたことにはじまる。忠倫は、本来であれば忠房より家督を相続されるべ埋葬されたことにはじまる。忠倫は、本来であれば忠房より家督を相続されるべ世葬された。

には松平忠雄の娘である自元院(素栄)が埋葬された。松平忠房の三男である国千代(真清院)が埋葬されている。正徳三年(一七一三)四ノ御廟は、島原墓所において古い段階の墓であり、寛文十年(一六七〇)に

## 第二節 島原墓所の変遷

初は同様の状況であったと考えられる。れるという特徴がみられる。一ノ御廟の福昌院墓や三ノ御廟の実相院墓も建立当られるように、一つの空間に一つの墓(自然石に近い墓碑)、灯籠一対が建立さ島原墓所の変遷は、大きく3期に区分できる。1期においては、四ノ御廟にみ

者の墓域として認識されていたと考えられる。明治四年(一八七一)に埋葬され大化し、扉が付属した笠付角柱式の墓碑となる。この時期の一ノ御廟は忠雄関係えられる。この時期に建立された墓は、南向きに建立されており、墓の規模も巨2期は、一ノ御廟の主要な部分を占める忠雄関係者の墓所が成立した時期と考

を分けるために二ノ御廟が新たに造営されたと考えられる。
妙貞院墓はこの時期に建立されるが、忠刻の室であるため、忠雄の系統と廟所た真鏡院(正子)の墓は、これら忠雄らの墓を模倣して建立されたと考えられる。

真正院墓はこの時に建てられた可能性もある。深溝松平家の島原再入部後、自然石の墓碑に銘が記されており、宇都宮で没した

子女が埋葬されるようになっていく。
る。一ノ御廟は、それまで忠雄関係者の墓域であったが、系統に関わらず藩主の3期になると、三ノ御廟に忠恕の子女、二ノ御廟は忠睦の子女の墓が建てられ

なる。 変化に伴い深溝松平家が東京に移転した後は、島原墓所に新たな墓は造られなくを化に伴い深溝松平家が東京に移転した後は、島原墓所に新たな墓は造られなくその後、明治四年(一八七一)に真鏡院墓が建てられ、廃藩置県による体制の

## 第三節 十六羅漢窟の概要

僧侶である。
「一七三七」に藩主忠雄の命で浄林寺へ入寺した梁である。慧梁は、享保十二年(一七二七)に藩主忠雄の命で浄林寺へ入寺した心に左右に八体ずつ羅漢像が配されている。十六羅漢窟を造営したのは、実山慧元文四年(一七三九)に福昌院墓の北側に完成した十六羅漢窟は、布袋像を中元文四年(一七三九)に福昌院墓の北側に完成した十六羅漢窟は、布袋像を中

が建立されている。

であり、その後忠雄の

を持えられる。

であったと考えられる。

その結果

十六羅漢窟の造営理由は、面山瑞方が先述した「嶋原淨林禪寺新彫石像阿羅

ており、島原藩としても安定を欠く時期であったといえる。 
た忠房以後、忠雄・忠俔・忠刻と三代にわたって養子による家督相続がはかられ(一七三八)に死去し、わずかに三年しか藩主を務めることができなかった。ま雄の死後、跡を継いだ忠俔によって粛清されている。その忠俔もまた、元文三年雄の死後、跡を継いだ忠俔によって粛清されている。その忠俔もまた、元文三年漢碑弁序」によれば、「国家長隠」と「寺門増栄」であるとされている。慧梁が

測される。

## 第四節 島原墓所と深溝墓所

てきた。 藩主の墓所として定められ、以後歴代藩主は死地に関わらず深溝墓所に埋葬され 墓所の二カ所に存在する。深溝墓所は、深溝松平家五代の松平忠利によって歴代 深溝松平家の墓所は、本貫地である愛知県幸田町の深溝墓所と封地である島原

葬することとなった。

することとなった。

この深溝松平家特有ともいえる葬送は、藩主以外の関係者の死に際してどのよこの深溝松平家特有ともいえる葬送は、藩主以外の関係者の死に際してどのよ

方を比較することで深溝松平家の葬送のあり方をうかがうことができる。藩主以外の関係者を埋葬するという現実的な役割を担ったということができ、双藩墓所が歴代藩主の墓という象徴的な役割を担ったのに対して、島原墓所は

を埋葬した一ノ御廟に忠雄の詣り墓を建立し、藩士らが参拝できる藩主の御廟ときる藩主墓が国元にないという事態を招くことになる。そこで、松平忠雄の子女このように歴代藩主が深溝墓所へ埋葬される葬送形態は、藩士や領民が参拝で

建立され、忠雄夫婦を中心とした廟所が成立することとなった。して整備したと想定される。島原再入部後は忠雄の側室である真正院の詣り墓が

であったと想定され、忠雄墓建立に関与した可能性は否定できない。 なぜ詣り墓の建立が島原を初めて領した忠庭が国元にないことは悩ましい問題をあったと想定され、忠雄のの存在も影響した可能性も否定できない。真正院は側室でありながら継子を産んだことで御部屋となっており、家中においても発言力をおりながら継子を産んだことで御部屋となっており、家中においても発言力をでありながら継子を産んだことで御部屋となっており、家中においても発言力をでありながら継子を産んだことで御部屋となっており、家中においても発言力をであったと想定され、忠雄墓建立に関与した可能性は否定できない。 なぜ詣り墓の建立が島原を初めて領した忠房ではなく、忠雄であったのかといるがら継子を産んだことで御部屋となっており、家中においても発言力を有していた人物と考えられる。真正院も忠雄墓が国元にないことは悩ましい問題であったと想定され、忠雄墓建立に関与した可能性は否定できない。

の役割を担い続けていた様子がみてとれる。 ででいる。また、明和四年(一七六七)には真正院が忠雄と子女らの菩提を弔うたでいる。また、明和四年(一七六七)には真正院が忠雄と子女らの菩提を弔うために宇都宮本光寺・深溝本光寺・浄林寺へ米五十石を納めている。このように島原墓所及び浄林寺は深溝松平家が島原藩を離れても一族の廟所及び菩提を弔うたの役割を担い続けていた様子がみてとれる。 でいる。また、明和四年(一七六七)には真正院が忠雄と子女らの菩提を弔うために宇都宮本光寺・深溝本光寺と同様に島原墓所を管理していた浄林寺も深溝の役割を担い続けていた様子がみてとれる。

ていた。
ていた。
な様を中心とした一ノ御廟は、本論でも触れたように年始には参拝が行われ、忠雄を中心とした一ノ御廟は、本論でも触れたように年始には参拝が行われ、忠雄を中心とした一ノ御廟は、本論でも触れたように年始には参拝が行われ、

制を図るためにも必要な空間であったと考えられる。 このように島原藩における年始参拝の場という役割も有しており、家臣団の統

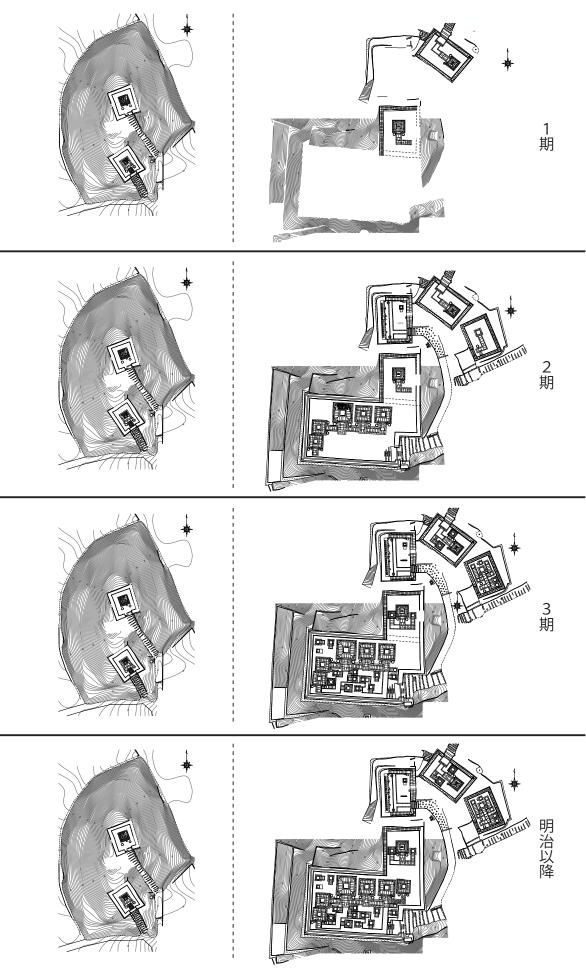
### 第五節 今後の展望

は調査が必要である。 は調査が必要である。 は調査が必要である。 は調査が必要である。 は調査が必要である。 は調査が必要である。 は調査が必要である。 は調査が必要である。 は調査が必要である。 は調査が必要である。 は調査が必要である。 は調査が必要である。 は調査が必要である。 は調査が必要である。

調査によって墓所の全体像の把握も行わなければならない。 場原における深溝松平家の墓地は、旧本光寺境内地にも深溝松平家一族(松平島原における深溝松平家の墓地は、旧本光寺境内地にも深溝松平家一族(松平島原における深溝松平家の墓地は、田本光寺境内地にも深溝松平家一族(松平市の大き、中島の上では、田参道や廟所の整備に関わる史料を十分に調査できなかった。加えて、。 大献調査においても廟所の整備に関わる史料を十分に調査できなかった。加えて、。 大献調査においても廟所の整備に関わる史料を十分に調査できなかった。加えて、。 大献調査においても廟所の整備に関わる史料を十分に調査できなかった。加えて、。 大献調査においても廟所の整備に関わる史料を十分に調査できなかった。加えて、。 本述調査においては、田参道や廟所の拡張部分の発掘調査による裏付け調査の必要いう点については、田参道や廟所の拡張部分の発掘調査による裏付け調査の必要によって墓所の全体像の把握も行わなければならない。

との比較検討が課題となる。についても砥川の石工が製作した作例の調査・収集と島原半島内にある他の石像についても砥川の石工が製作した作例の調査・収集と島原半島内にある他の石像砥川の石工集団の影響を感じさせる石像も確認されるが、確証を得ない。この点十六羅漢窟については、石像の作者に関する検討が十分に行えなかった。肥前

になっていくという展望を抱いている。 (宇土・吉岡) これら追加調査を踏まえて、改めて島原墓所の歴史的位置付けや価値が明らか



第5-1図 島原墓所変遷図

#### 島原藩主松平家墓所関連年表

	西暦	和暦	藩主	No.	事象	続柄
		寛文9年9月17日				場原には18日に入る)
		寛文9年10月19日		多足	墓域19 清鏡院覚性貞円大姉	
١,	1670	寛文10年9月28日	<u> т</u> =		真清院殿性相幻空童子	国千代・忠房三男
1 期		天和2年10月7日	忠房	6	福昌院殿壽嶽寶圓大姉	忠房母・知多氏 寺と号することが認められる
枡		元禄3年12月28日		36	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		正徳3年10月12日		30	日兀阮殿建予系末里女 	忠雄女・母は真正院  禅 示寂
	1710	正徳4年3月7日 享保3年8月20日		34		忠倫・利翁・忠房二男
-		享保6年10月18日		2	<u>具怕阮殿邦羽源心入后工</u> 善見院殿光涌源明童子之墓	
		享保8年11月2日		23	<b>豊元院殿九冊原明里丁之墨</b> 覺樹院殿薫室精圓童女	支八郎・心雄二男・母は真正院   貞・忠雄女・母は真正院
		享保12年6月29日	忠雄	3	松平豊次郎源忠英墓	忠雄三男・母は真正院
	1727	享保12年12月18日		U		心臓二男   内は異正成   へ入寺 (整備)
		享保21年2月7日			忠雄	推逝去
	1736	字保21年4月				、参拝の許可が下りる
		元文元年9月4日	忠俔	- 1		深溝松平家七代
	1737	元文2年6月24日				塔建立
		元文4年12月15日				<u> </u>
2	17/16	延享3年7日15日	忠刻			梁 示寂
期	17/0	<u> </u>		27	妙貞院殿清光玉圓大姉	忠睦母・忠刻室
	1749	寛延2年7月23日			忠祇 字	₽都宮移封
		宝暦10年4月17日	忠祇		浄林寺主、宇都'	宮へ忠祇を訪ねる
		宝暦12年9月30日				隠退
		明和4年12月12日				)供養として浄林寺へ寄進
	1773	安永2年9月12日				八郎と豊次郎の母) 逝去
		安永4年4月9日				易原再入部
	1775	安永4年4月13日				無→源心)変更
		安永4年7月20日				年号月日を刻む
		安永2年9月12日		22		春(忠雄側室)・真正院・平井氏
	1782	天明2年8月21日		30	清容院殿露光秋影童女	多代・忠睦女
	1784	天明4年1月25日		32	<u> </u>	五百・忠恕女
	1/84	天明4年4月14日	忠恕	28	露幻院殿景光童女	忠睦女
	1705	天明4年9月8日 天明5年6月10日		29 5	<u>幻容院殿月心寂照童女</u> 蓮浄院殿清顔源香禅童子	忠睦女
		天明6年7月27日		8	選伊院殿用與源省伊里丁 流性院殿幻露童子	辰之丞→忠周・忠恕7男 忠恕息・流産
				18	<u>派住院殿幻路里于</u> 芳春院殿錦繍玉線童女	<u> </u>
	1788	天明8年3月7日 天明8年4月18日		33	心珠院殿掌握貞璨大姉	八重・忠恕妾
		寛政2年2月18日		31		パ <u>ェールの女</u> 捨・忠睦女
		寛政2年9月21日		24		糸・忠睦側室
	.,,,,,	寛政4年4月1日			寛政	<mark>地変</mark>
	1792	寛政4年4月27日				思逝去
		寛政4年7月11日		26	正眼院殿廊天源照童子	貫一郎・雅楽丸・忠睦二男
3	1797	寛政9年8月5日		7	****	千三郎・忠馮二男
期	1801	享和1年9月14日				氏逝去
	1809	文化6年6月5日		9	種性院殿蓮邦源薫童子	栄蔵・忠馮九男
		文化9年5月21日	忠馮	16	龍潭院殿禅底源徹大居士	忠睦・忠刻息・母は妙貞院
		文化12年7月11日	/C> /mJ	21	未明院殿夢幻童女	忠馮女
		文政6年12月14日		20	梁棟院殿一星源旺童子	知三郎→恭之助・忠侯息
		文政12年2月9日		25	龍巌院殿一雲源的居士	忠恒・忠睦長男
		文政12年4月22日		13	芙蓉院殿瑞嚴妙相童女	遊亀子・忠侯女
		天保2年2月14日		17	玉眼院殿贍光源容童子	忠睦息
		天保4年11月14日	由ᇩ	15	智玉院殿慧光不眛童女	千鶴・忠侯女
		天保8年7月24日	忠侯	12	<u>雲洞院殿僊巗源夢童子</u>	小美鍵吉郎・忠侯五男
		天保9年11月22日		11	泰嶽院殿彩雲源鳳禅童子	繁丸・忠侯六男
		嘉永6年10月12日 嘉永7年1月14日	忠精	19	臥龍院殿碧潭源公禅童子 仙覺院殿自山妙性禅童女	<u>猛丸・忠精長男</u>
		<u> </u>	心相	10 14	仙冥院殿日山妙性伴里女  幽芳院殿清霜玉影禅童女	<u> 忠精女</u> 島子・忠精女
		安以4年9月8日 明治2年10月21日		14		<u>馬士・芯楠女</u> 庵として寺号を引き継ぐ)
1		明治3年1月15日				魔としてすちを引き継く/ 。本光寺跡に大学校開学。
<b> </b>	10/0	明治4年4月12日		4	真鏡院殿普曜無染大姉	。本元寸跡に入子校開子。 正子・忠精後妻
明		明治4年4月12日		4		<u> 正丁・芯桶後安</u> 義後棺は三州へ登る
治	1071	明治4年7月14日	忠和			<b>隆置県</b>
以	1871		Η۱۰۰۰			<del>電点が</del> 寺となる。
降		明治4年8月23日				この位牌が三ノ丸へ移される。
		明治4年8月26日				京へ移転
	1872	明治5年2月25日			井上馨から本光寺再建	の聞き届けの旨の書簡
			•			—

### 附篇

### 被葬者関連史料

凡例

よる損傷の箇所は[ ]と記す。 〕内は、筆者注記を示す。虫損等に疑問・誤字については、「十年」と記す。〔 〕内は、筆者注記を示す。虫損等に文字の不鮮明箇所で判読できない箇所は文字数に応じ、「□」、「□□」と記す。

# ○35 真清院(国千代) 寛文十年(一六七〇)九月二十八日没

『深溝世紀 第七巻 烈公 上』(肥前島原松平文庫所蔵・71―11―3)

[寛文十年九月] 二十八日、公子国千代卒

『日記 元禄九年九月』(肥前島原松平文庫所蔵)

[元禄九年九月二十七日]

一明日国千代様廿七回忌ニ付今晩より浄林寺ニ而御法事執行、三之丞幷御用人共

参候

同二十八旦

候、両日本光寺・三之丞・御用人・忠左衛門・瀬右衛門斉ニ而参候事一国千代様廿七回忌ニ付、多福軒方へ八木五俵被下置候付、昨晩より御経施行申

## ○6 福昌院 天和二年(一六八二)十月五日没

『万覚書 天和二年戌十月朔より』(肥前島原松平文庫所蔵

〔天和二年十月〕 五日 己卯 晴

から御見廻御面談被遊候福昌院様御病気御養生不被為叶、巳刻御遠行被遊候、 殿様ニモ御正気有之内

(中略)

六日 庚辰 未刻より少雨

福昌院様常之通之御膳出ル、巳刻 殿様ニも御越被成御拝被遊事

(中略)

七日 辛巳 暁より晴天

(中略)

法事之義被 仰付候故、八右衛門右之衆之三之丞被仰付候義申渡候事 一福昌院様御法事之義羽田三之丞ニ被 仰付候、市川文右衛門・籠谷源五兵衛御

右弐人昨日より本光寺ニ相詰万事申付候

(中略)

十一日 乙酉 晴天

た焼香拝仕候、智多弥惣左衛門・同貞左衛門練ノ素襖袴着た焼香拝仕候、智多弥惣左衛門・同貞左衛門練ノ素襖袴着大紋烏帽子御太刀持素襖袴ニテ御脇指同前、御位牌持御名代智多弥惣左衛門・灰倉右松平勘解由・同庄三郎・羽田三之丞・千本弥五兵衛・鵜殿九郎右衛門・板倉石松平勘解由・同庄三郎・羽田三之丞・千本弥五兵衛・鵜殿九郎右衛門・板倉三右衛門・保母孫十郎・牧郷左衛門、何も熨斗目上袴着、御前御焼香相済、何三右衛門・保母孫十郎・牧郷左衛門、何も熨斗目上袴着、御前御焼香相済、何三右衛門・保母孫十郎・牧郷左衛門、何も熨斗目上袴着、御前御焼香相済、何三右衛門・保母孫十郎・初二を横門、何も熨斗目上袴着、御前御焼香相済、何三右衛門・保母孫十郎・大谷の郷には、一次本光寺寺内ニテ福昌院様御葬礼巳刻有之候、殿様御出御龕御供被遊候、練一次本光寺寺内ニテ福昌院様御葬礼巳刻有之候、殿様御出御龕御供被遊候、練一於本光寺寺内ニテ福昌院様御葬礼巳刻有之候、殿様御出御龕御供被遊候、練一於本光寺寺内ニテ福昌院様御葬礼巳刻有之候、殿様御出御龕御供被遊候、練一次本光寺寺内ニテ福昌院様御葬礼巳刻有之候、殿様御出御龕御供被遊候、練一次本光寺内ニテ福昌院様御葬礼巳刻有之様の

肥後熊本家老中より八右衛門・勘解由方迄御悔飛札参候

鍋島和泉守様より 殿様へ御悔状御飛脚ニて参候、家来衆より連状来ル、 殿

御断八右衛門・勘解由より別紙遣ス

右之飛脚ニ 備前守様御家来衆より悔之連状参候事

様御返事不被遊候、

於本光寺今夕より十三日朝迄御法事被 仰付候、 殿様暮合二御参詣被遊候

年寄共御先へ伺詣候

十二日 丙戌 晴天、 暮合より少雨、 夜降

殿様辰刻本光寺御参詣、 午刻御参詣被遊候、 年寄共御先へ伺公申候

松平丹後守様より御使者靏弥右衛門と申仁参候、別当杢左衛門方ニて御馳走取 次保母孫十郎、 馳走人鵜殿七郎右衛門、 大目付千本左次兵衛精進弁当御台所へ

申付候、 坊主御茶酒申付候通、 佐藤弥惣右衛門・市川与兵衛・浅岡次兵衛申遣

右ハ福昌院様御悔之御使者ニ而候、 片山与惣兵衛罷出挨拶仕候、 暮合二出

船申候

鍋島若狭・同阿波・同主水・同弥平左衛門より御悔連状参候、 御返事遣候

殿様申ノ刻本光寺へ御参詣被遊候事

十三目 丁亥 卯刻雨、 辰刻より晴天北風

本光寺へ 殿様卯刻御参詣被遊候事

(中略)

十 四 日 戊子 晴

(中略)

鍋島摂津守様御家来より御悔飛札来ル事、 返事遣

市川半兵衛於三之丸八右衛門を以免状持参、 明日豊州へ可参之由被 仰出候、

今度 福昌院様之義二付 高田籠舎一ノ畑村弥五兵衛出籠、 長須妙満寺閉門御

免被遊候由被仰出候

十五日

己丑

晴

(中略)

豊州より飛脚到来申候、 衛門・かけゆ方へ御悔状参候由ニて差越候、 之義二御座候付、 之相届申候斗返事遣、 て御経をもよ三可申候由申候、其段勝手次第と申聞候由立石之御家来より八右 参之由申出候へ共、 去承知申候、 役人中より何御機嫌年寄共迄書状越候、 伺公可申候由申候へ共、 時分柄之義無用之由申聞候段申越候、 立石へ之返事是又遣候 三七日福昌院様之儀申遣候飛脚戻候、 無用之由申候へハ、 市川平兵衛今昼出船申二付、 庄や共も壱人惣名代ニ可 円福寺も御寄附之寺 左候てあなたニ 福昌院様御逝

(中略)

諌早豊前より為御悔飛脚連状参候、 返事遣ス

(中略)

十六日 庚寅 晴

福昌院様御遺物小屏風 殿様へ上ル、 八右衛門披露、 御前ニモ上下被為召候、

八右衛門麻上下着申候

巻物 廿四孝 右京亮様へ 御遺物

一掛物 奥様へ 同断

□香箱

昌桂様へ 同断

一守仏

(中略)

(中略)

松平志摩守殿より御悔飛札参候、 八右衛門・勘解由御断之状御家来衆へ遣申候

(中略)

宇佐両大宮司より為御悔飛脚差越候、

返事認遣候、

土方新蔵より書状相添候

十七日 辛卯 朝より雨

(中略)

(中略)

や返事来ル 十五日長崎川口殿御家来衆へ遣連状之返事源左衛門殿より被下候、 文五郎嶋原

右之便二川口殿より御状御音信あめ一器・ほつみ□ 夜中より晴、 一壷御忌中御見廻ニ参候

十八日

壬辰

巳刻より曇

申候、 御墓所へ卯半刻御参詣被遊候、 八右衛門・与惣兵衛・三之丞・求馬御先へ伺公

(中略)

求馬ハ御供ニて候

士 日 丙申 晴

江戸へ御状箱被遣候、 へ福昌院様御遺物被進候、 大坂・江戸役人へ連状共遣候、 八右衛門書状相添今度差上候 奥様・右京亮様・昌桂様

(中略)

二十四日 戊戌 曇

今度御足軽共御墓所御葬礼之節働申候者共二於本光寺御斉被下候、 月番衆へ申

聞候、 七十人余也、 此外御本丸番御持筒御蔵之者共五六十人有之也

(中略)

十五日 己亥

本光寺二而今朝寺内出家衆斗二而御経有之候、 殿様御墓所へ御参詣 夫より

本光寺へ御参詣被遊、 年寄共本光寺へ御先へ伺公申候

『万覚書 天和二年戌十一月』(肥前島原松平文庫所蔵

三日 丙午 晴、 朝曇北風

今卯ノ下刻 殿様福昌院様御墓所へ御参、 夫より本光寺へ御仏詣被遊、 寺中坊

中斗ニて御経有之、坊中へ御斉被下候事

(中略)

奥様・右京亮様より福昌院様御病気為御見舞御手飛脚御両人様より壱人つゝ御

越被遊、 相残シ重而戻し申候様ニ申談候、 衛門・九左衛門・藤兵衛・造酒之丞方へ書状遣候事 せ申候、 此方御中間壱人小倉迄相添御書箱為持遣候、 ハ道中ニて殊之外草臥、 豊州役人へ書状郡奉行衆と連判いたし遣候、 今日戻し可申之由被仰付、 其上足ヲ腫申候故、 右京様御飛脚九州路壱人ニて無心元存候故、 御書箱出相渡し申候、 難参之由村井善太夫申出候、 此方より指添申候飛脚ヲ豊州へよ 且又江戸彦右衛門・伝左 奥様より之御飛脚 依之

中略

五日 戊申 晴 北風

殿様今卯之下刻御廟所幷本光寺へ御参詣之事

助·知田 成田寿閑・今西祐珀・向山洞準・川野流也・川崎正乙・神崎源五右衛門・伊藤 門・長谷興右衛門・団竹右衛門・種村新五兵衛・安東半助・籠谷源五兵衛・千 頭中迄触遣候事 大林権右衛門・松本九太夫・岩瀬惣左衛門・此外佐藤弥太夫[ 川作之進・千本平兵衛・柴田十兵衛・杉江四郎兵衛・加藤才兵衛・杉江庄兵衛・ 永運・煩板倉三右衛門・保母孫十郎・煩大原三郎右衛門・杉新兵衛・奥平造酒 本佐二兵衛・岩永太左衛門・村井善太夫・田井二郎太夫・八尾玄周・吉田伯雲・ 衛門・鵜殿九郎右衛門・雨森仁兵衛・鵜殿平十郎・奥平小右衛門・市川文右衛 左衛門・今泉求馬・千本弥五兵衛・佐野勝之進・煩酒井太郎右衛門・浅井十左 由・板倉主膳・□□□□□□九郎左衛門・片山与惣兵衛・羽田三之丞・奥平彦 福昌院様御立日ニ付、 〔智多〕弥惣左衛門・同与一左衛門・牧弥次左衛門・同郷左衛門・瀧 今朝於本光寺御斉被下候、 人数板倉八右衛門·松平勘解 」此□人ハ

(中略)

八日 辛亥 朝晴、 巳 刻 曇

□来九日より十日朝迄福昌院御法事有之、 様二被仰付、 且又同廿二 一日より廿四日□□又御法事有之候、是も右両人相詰申 十右衛門·半助足軽弐十人召連相詰候

十右衛門□役引申候様ニ次郎太夫方へ手形遣候事

#### (中略)

九日 壬子 曇朝少雨、 午ノ刻より清天、 北風少有之

#### 中略

於本光寺ニ今晩より十日朝迄御法事有之 過二御帰リ被遊事 り本光寺へ御仏詣被遊候、 老共も伺公申候、 殿様今申ノ下刻御墓所御参リ、 御墓へハ不参候事、 殿様酉ノ半刻 夫よ

#### 十日 癸丑 晴 北風

城不申候事 殿様今卯之刻本光寺へ御仏詣被遊候、 老共も参候、 板倉八右衛門頭痛気ニて登

鍋島紀伊守様より御歩行使御状幷鴨一籠! 御精進之儀三十五日迄ニて御落被遊候様ニ頼申候、 本光寺罷出被申候ハ、三十五日之御法事首図能相済珍重御座候、 三十五日二御落被遊候、 之歩行使へ町仕出振舞申付候、 ケ様之為二本光寺御立置候故、 市川治右衛門と申候、 一羽参候、 世間共ニ御両親様ニても 上下三人ニて参候事 殿様御精進之内□□□右 乍恐右之段申上度遣候 扨又 殿様

#### 由被申候、 御耳 | | | | | | | | | | | | | | | | | 十一日 甲寅 晴、 風無之

今朝干肴ニて御料理指上御落被遊候、 為也、 料理指申候、 ふくしやうゐん様御遺言故、 幷八右衛門今朝登城申候事 板倉八右衛門切々御断申上、 五十日御精進御落被成間敷と御意有之候 無理ニ右之御

#### 十二日 乙卯 晴

#### (中略)

一今度 五左衛門と申もの参候、 十□□便ニ右之御返事不被遣候、 福昌院様就御仕合 御書八右衛門持参差上申候御飛脚出候砌へ参候而、 殿様為窺御機嫌従 此段造酒之丞申遣候、 奥様江戸足軽服部九左衛門組弥 九左衛門・藤兵衛方へ 明

### も右御飛脚相届候段斗申遣事

御悔御見廻ニ参候御方へ御礼ニ御書被遣候、 松平対馬守殿・稲葉右京亮殿・中川佐渡守殿・川口源左衛門殿・高木作右衛門・ 同大吉殿・松浦壱岐守殿・小笠原遠江守殿・松平志摩守殿・木下右衛門大夫殿 中、此方より書状遣候案紙有之故起し不申候、 高島四郎兵衛・高木彦右衛門・同清右衛門・同彦八郎・五嶋佐渡守殿・右家老 細川越中守殿・同丹後守殿・長岡佐渡・有馬周防守殿・小川藤左衛門殿 明日御持筒弐人平足軽弐人申付候 右之御書□籠谷源五兵衛相渡し

右之 奥様御飛脚江戸廿三日出大坂へ今月朔日着申候、

源兵衛方より書状□□

御悔二御状参候為御礼、 衛二相渡、 様之御家来・摂津守様御家来・紀伊守様之御家来・和泉守様御家来、 村田隠岐様・鍋島大和様・鍋島和泉守様・鍋島紀伊守様・鍋島加賀守様・備前 嶋内又五郎御使二参候事 松平丹後守様・同御家老中へ諌早豊前・神代左京様 右源五兵

#### 十三日 丙辰 曇、 所々黒雲有、 北風少

#### (中略)

一今度 方々被遣候、御持筒御持弓之内弐人ニて、手足軽より二人且又松平丹後守様御 □□中間ニ為持遣候、 家へハ嶋内又五郎参候、 ふくしやうゐん様御仕合ニ付、 御状被遣候御衆委細十二日之処二記申候故略候也 長崎へハ御中間壱人遣ス、 方々より御悔之御状御使参候御返礼御状 富岡小川藤左衛門殿□□

#### 寒シ事

十七日

庚申

曇

ふけん山雪□も少々雪相見へ申候、

北風殊之外

(中略)

殿様今卯、 与惣兵衛御供申候、 御越御経相済申候而御帰リ被成候、 ノ刻御仏能遊、 求馬儀御墓所ニて御供申候事 ふくしやうゐん様御墓所へ被成御座、 八右衛門・主膳・彦左衛門・三之丞・求馬 夫より本光寺へ

#### (中略)

大村因幡守殿家来衆ふくしやうゐん様御悔申越候、 八右衛門・かけゆより返札

遣ス

(中略)

十九日 壬戌 晴

去七日豊州へ遣申候飛脚今日戻申候、 右之首尾芝崎村円福寺御経一 部福昌院様

御為二執行被指上候事

奥様より御悔二被遣候江戸足軽今日御戻囚被遊候、 つ御渡し、大御書箱ハ大坂まて持参、大坂より例之町便ニ遣ス申筈ニ候、 江戸へ之御書右之足軽ニニ 小サ

右之便ニ大坂へ被遣候御書、 き御書箱ハ江戸飛脚持参申様二被仰付候事 % 松

設楽肥後守殿・米津出羽守殿・岡部内膳正殿

平伊賀守殿·満田宗利

(中略)

廿日 癸亥 晴

(中略)

廿 日 甲子

晴

中略

御忌中御機嫌御窺と□□□蕎麦□とうふ御上ケ被成候、

与惣兵衛披露申候事

鍋島備前守様より御使者庄屋伊右衛門と申仁参候、 料理弁当御台□指遣候通ニ稲吉孫兵衛・一ノ瀬覚右衛門・近藤喜右衛門遣候事 付持参申候、 通参候御口上も有之候、 本十右衛門、 大目付岩長太左衛門、町奉行衆鵜殿七郎右衛門被仰付候、 右之御使者へ手樽一つ蜜柑 是ハ御忌中御見舞之御使者也、 籠被下、 孫十郎持参相渡し申候、 取敢保母孫十郎、 御返札状彦左衛門被仰 馳走人塚 御書一 御

日 乙 丑:

今酉ノ前刻 殿様本光寺え御仏詣被遊候、 ふくしやうゐん様御法事今晩より

廿四日朝迄有之事

附老共御先へ仏詣月番中老ハ不参□

(中略)

廿三日 丙寅 晴

(中略)

一去廿二 一日より於本光寺御法事有之、 殿様今日三庵御仏詣被遊候事

(中略)

一十四日

丁卯

晴

殿様今卯、 ノ刻御墓へ御参、 夫より本光寺へ御仏詣被遊候、 御法事前後首尾能御

斉申候ニ付、 老共幷詰登城申候事

(中略)

廿五日 戊辰 晴

殿様今日御さかやき被遊候、 御風呂二御入被成候事

脚出□ニて無之候ハヽ、八日ふり之内滞不申候ハヽ、 御忌明申候二付、廿六日御日付二て江戸へ御書被遣候、小倉まて爰元より二日、 分ハ不苦候由申遣候、 小倉より大坂迄六日、 大坂より江戸迄六日、 尤数日□□申候ハ、早々出可申候之由申遣候、 以上十四日振申付候大坂着之日飛 大坂ニて□□半日滞申候 明日之日

連状遣ス、 付二□□今晩出船申候様二船方へ申遣候、此首尾大坂役人源兵衛・元右衛門へ 江戸彦右衛門方へ一通、 九左衛門・藤兵衛方へ一通、 おく様へ披露

状一通、 今度本光寺御法事二付苦労仕候二付、三之丞二白御小袖一被下候、 今度御法事万事情入相勤申候御ほう美也 衛門・源五兵衛御忌中□□御小袖一つつゝ被下候、 いその方へ半之丞方へ披露状一通指□□事 多福軒二八木二十俵被下候、

右同断文右

廿六日 己巳

今朝御忌明御精進被為落御居間ニて御料理被召上、 八右衛門·勘解由御相伴仕

#### (中略)

入被遊候書院え御出、夫より中ノ間御通詰衆座敷へ御出、大納戸・座敷・御台所御覧御書院え御出、夫より中ノ間御通詰衆座敷へ御出、大納戸・座敷・御台所御覧御一今御膳過御忌明御精進御落被遊候御祝儀ニ御家中衆登城被申候、依之善殿様御

納戸よりも御肴上ル一右之御祝儀ニ大老・中老より一同御肴指上ル、詰衆・中小姓通番・小納戸・大一を入御祝儀ニ大老・中老より一同御肴指上ル、詰衆・中小姓通番・小納戸・大一奥様・右京亮様・御新造様より御精進落之御祝儀御肴進上被遊候事

#### (以下略)

『深溝世紀 巻八 烈公 中』(肥前島原松平文庫所蔵・71―11―4)

初てしてやす。公哀動し明日界で高い。乃ら吏を老中で遣りして老母の讨为でや疾遽かに興り大いに漸む。公急ぎ往きて之を省る。院猶お語を接けて言うも、頃〔天和二年〕十月五日、福昌院の食を傷うや已に快復すと雖も憔悴殊に甚し。又

するを告ぐ。
刻にして卆す。公哀働し明日哭に臨む。乃ち使を老中に遣わして老母の封内に卆

けて羽田正信をして之を司しむ。伍を率いて道路を護り、其の第より圓山に至る。既にして窆り、斎を本光寺に設公之に随う。智多氏の親戚は其の後に属う。諸士会葬す。卆長は七人、各々其の七日、仮に圓山に葬る。公練衣冠にて其の第に就き、膳を供え香を焚きて祖載す。

十日、本光寺に詣りてその木主を拝す。

次左右に分れ、諸老臣及び智多氏の親戚と共に紼を執る。礼畢りて公牌前に進み、挿す(近侍及び弥惣左衛門父子、皆素襖を着し長袴を穿つ)。板倉房勝・松平房四門を巡る。近侍二人大小刀を執る。弥惣左衛門木主を奉じ、與一左衛門天蓋を十一日、葬礼を行う。公練大紋衣を着し烏帽を戴き棺に随いて(空棺を舁ぐなり)

十月二十五日、福昌院の遺命を以て斎を除かんこと請うも聴かず。福昌院の記念の物を上る。公更めて麻衣裳を着し、神殿に坐して之を受く。経する毎に輒ち詣拝す。又数々圓山の墓を展じて彷徨すること稍久しくして去り、経する毎に輒ち詣拝す。又数々圓山の墓を展じて彷徨すること稍久しくして去り、読がい。開蓮より大連忌に至るまで斎を設け、或いは宵朝・或いは二夜三日、読厳なり。開蓮より大連忌に至るまで斎を設け、或いは宵朝・或いは二夜三日、読

ぐれば則ち解菜す。況んや公侯に於てをや。願わくは世俗に随いて宜しく斎食を十一月十日、本光寺主請いて曰く、「世人父母の喪に居ること已に小練の忌を過

除くべし」と。公答えず。

故に親答せず」と。四方他事を以て書信を贈らば老臣をして謝せしめて曰く、「寡君老母の喪に居り。四方他事を以て書信を贈らば老臣をして謝せしめて曰く、「寡君老母の喪に居り。をして之を弔わしむ。司賓を置きて接対す。親藩の使者と雖も之を見ず。或いは明日、房勝乾魚の膳を羞む。公之を却けて曰く、「寡人斎を持して喪を終えんの明日、房勝乾魚の膳を羞む。公之を却けて曰く、「寡人斎を持して喪を終えんの

十一月二十六日、公喪を免じ、沐浴して魚膳に服し、大書院に出でて諸士を見る。

# ○36 自元院(素栄) 正徳三年(一七一三)十月二十日没

『本光寺之部 一』(肥前島原松平文庫所蔵・古005―3)

正徳三巳年十月廿二日

取行被来候様本光寺え申達銀三枚可然由御相談之上右両所へ忠左衛門持参相渡、御法事之儀御勝手次第御銀十枚可然由御老中御了簡、且又御遺骸浄林寺ニ廿日之夜御納被遊候、御布施一自元院様御法事本光寺ニ而仕、御法事料百ヶ日迄之分老中了簡仕遣候様被仰付、

# ○34 実相院(忠倫、利翁) 享保三年(一七一八)八月二十日没

『日記 享保三年八月』(猛島神社所蔵・B7-3-8)

[享保三年八月二十日]

衛門方迄申来り、八尾春庵・丸山道全申付遣申候、一利翁様去十七日より御気色御勝不被成候由、昨十九日昼宇野久四郎方より八右

御茶差上候而も通り兼、段々被為重、今夜酉下刻御遠行被成候

をも折々為見廻候様申付候、一つ今昼より柏原表口裏口え番足軽宇野久四郎え申談、此方より申付、御歩行横目一右御病気ニ付而、羽田三之丞、星野藤右衛門今日両度迄柏原へ御見廻ニ参候

御遠行以後大切成御道具等御土蔵ニ宇野久四郎、星野藤右衛門立合相対越候事

一利翁羕卸遠庁ニ寸而、[享保三年八月二十一旦]

日と申付候一利翁様御遠行ニ付而、御家中町在音曲停止五日と申付候、豊州御領音曲停止ニー利翁様御遠行ニ付而、御家中町在音曲停止五日と申付候、豊州御領音曲停止ニ

一今日柏原御屋敷へ火之廻足軽申付候

本光寺、多福軒も罷出候一利翁様御遠行ニ付、御家中之面々為御悔もち肩衣有之登(城、御帳ニ為記申候)

尤普請等も不苦候由申談候一音曲停止ニ付而、鉄炮稽古之義、内村一左衛門申出候付而、武芸等は不苦候、

(中略)

(享保三年八月二十三日)

一利翁様御葬礼今晩酉刻於本光寺無滞相済候申候、御寺へ参候面々羽田三之丞

稲吉清助、渡部孫兵衛、御歩行横目固足軽拾人、

御歩行横目、下横目、番足軽、火之廻り足軽罷在候外ニ小頭壱人幷下横目御廟所え渡部孫兵衛参候、柏原御屋敷へ星野藤右衛門

ふきん〔付近〕僧中不罷出候、右役人之外御家中之面々も不罷出候伴惣右衛門罷在候、女中御寺へ不参候様申付候、

利翁様御家来御出棺御供勝手次第参候様申付候、御屋敷へ残り候者尾崎半兵衛

省護す。孤之を嘉す。今既に逝く。衆帰附する所無く意須らく官禄を失いて饑餓 書を老臣に下し、柏原の臣に告げしめて曰く、「汝曹久しく利翁に仕え其の疾を 日飲食咽を下らず。明日遂に薨ず。公訃を聞くや城使を通わして老中に告げ、 乃ち相い議りて医を遣わし(八尾春庵、 疾み、十七日に至って頗る劇しく、其の伝宇野久四郎(倫治)之を老臣に告ぐ。 は其の身分に随って食俸を与う。心慮を労すること毋れ」と。 に至るを憂うべし。実に当に哀矜すべきなり。故に男女を論ぜす柏原に仕うる者 て訃を聞くものは其の死する日より之を算えて余日を服し、聞忌と謂う)。 忌を以て喪に服し、一日にして免ず(兄弟の喪は忌すること二十日、遠方に在り [享保三年]九月九日島原より報ず、「前月二十日利翁薨ず」と。初め利翁久しく 「深溝世紀 巻十一 戴公 下 (肥前島原松平文庫所蔵・71 丸山道全)剤薬を薦むるも応ぜず。十九 1 7 後公

忠倫、 饗於本多下野守忠平邸、 亦以為吉也、 世子、二十八日謁厳有将軍、 拳白斑鷹、来捿肩上、明日詢人、曰吉兆也、乃慶之、賜老臣近侍酒飯、 十三日烈公就封地、 日娶本多能登守忠義女、 五位下、任右京亮、三年六月十九日夜又夢富士嶽戴雪在庭上、此時日咎至巳牌矣、 深溝世紀 幼字藤松丸、 巻二十四 遙献酒魚烈公慶之(此時烈公在封地)、七年六月二十二日従烈公就 携而福知山、 改左門、明曆三年丁酉生(月日不詳、 公子』(肥前島原松平文庫所蔵·7 三年烈公東覲、 九年九月烈公頒廩米一万石為其供用、 献太刀馬銀時衣、 九年六月之江戸、 世子因老中請代父之島原、 八月始擐甲、十二月二十七日叙従 延宝二年二月九日夜夢烈公所 妾出)、寛文八年七月 天和元年四月十五 閏五月十五日 1 5 七月立為

 指 拝、 望二十八日)必相共遣使者、贈物賀之、 柏原、除宝永元年七月往見之外、絶其往来二十余年、然歳首五節、及毎月慶日 其後吏奉謚曰穆世子、利翁退隠初年、数登月城見戴公、 卒属吏部卒護衛、 本寺而会葬者)諸士会葬、老臣羽田正奉(三之丞)卒長稲吉清助監察渡辺孫兵衛、 二十三日行葬礼於本光寺、柏原臣皆従為、禁後宮婦女、及諷 (フ)経 (ギン)僧 香銀、 十月烈公薨、于深溝本光寺、 七年四月二十三日弥生丸卒、十一年十一月二十一日戴公增加供米二百石、十三年 為養老之資、元禄三年五月七日離婚夫人本多氏、 作柏野)居為、称柏樹軒、 監視長崎(五日帰)三年以宿病不瘳、奉烈公命退隠、改名利翁、築室于柏原(一 八月二十八日監視長崎(九月二日帰)、貞享元年烈公就封地、於是之江戸、六月 允之、将軍賜時衣(三領)代袍(一領)六月十九日発江戸、七月二十一日到島原! 日遣宇野久四郎 月城見戴公、以久不面語也、 十一日謁将軍告参府、二年六月又譜代烈公之島原、七月二十五日到為、 享保三年八月二十日薨、享年六十二、諸士登月城弔之、停封内音曲(五日)、 五年九月祥雲院逝(戴公生父)説法会、以為旧識也、 (倫治) 賽拝、 既而痤浄林寺先塋之域、 明年以免儲弐減従臣、 正徳二年四月先是久疾、 遣宇野友右衛門(重治)代拝、 文昭将軍殂也、 仏謚実相院寂叟源無、 十一月八日戴公修仏斉於本光寺 五年四月八日男生、名弥生丸 更給米八百石、銀四十貫文目 祷太宰府天満宮而瘳、十三 後以疾而止、 宝永元年七月三日登 詣本光寺拝其牌、奠 其後改源心、又 戴公又不適 八月二日 (朔

# ○2 善見院(又八郎) 享保六年(一七二一)十月十八日没

『〔日記 享保六年十月〕』 (肥前島原松平文庫所蔵

[享保六年十月十八日]

辰刻麻上下ニ而[ ]帳ニ付差戻ス、[ ]音曲停止申付候、日数之義は[ ]若殿様御病気ハ養生不被為叶、今朝丑刻御遠行被遊候事、右ニ付惣家中之面々

普請・諸□共右同断

(破損大、中略)

一夜三日之御 [ ]〔法事〕…

(破損大、中略)

横町[ ]通り、夫より桜門通り、浄林寺丸山へ御納り被遊、行列之次第別[ ]出棺戌之刻御庭北御門より東[ ]御出、北方二ノ門より釣鐘丁、

紙有

。忠雄公瑞光院様御代享保六丑年より同七寅歳迄』(日記抜書)(猛島神社所蔵

B 1 6 6 - 5)

〔享保六年十月〕

家中切府迄麻上下着罷出、御帳付一又八郎様先頃より御不快之御養生不被為叶、夜前丑刻御遠行被遊候付、今朝御

之丸え相残 一御尊骸御山二御納被遊候付、詰分之面々御先達而御山ニ相詰、当番之面々ハ三

一今夕戌刻三之丸御出棺、御道筋東之御門より北之二ノ門、桜門通御出被遊

又八郎様御遠行二付、両船津出入三日猟留被仰付候由、二日分御扶持方壱人ニ

付一日粟三合宛被下

惣船津人高八百八人

此粟四石八斗四升八合 石百弐拾七匁五分

此代銀□宝六百拾八匁壱分弐厘

右之銀子町口銭より相渡候様、彦右衛門殿御申渡候付、町奉行衆へお

廿三日

今巳刻本光寺於寺内御からたひ〔空茶毘〕有之二付、御老中初御家中幷御目見

仕候者共迄御葬礼場え

罷出候、老中御家中幷御目見仕候者共迄御葬礼場え罷出候、老中御家中之面々

ハ熨斗目・麻上下着

御葬礼午前刻相済

一諸番所辰之刻より麻上下着、尤月番御老中初、元〆大横目其外役人当番之面々

御城相残

廿四日

一従今日於本光寺二夜三日之御法事初

廿六日

一御法事今辰刻相済御老中詰分番頭いし〔医師〕御斎被下

十一月

八日

四十九日・百ヶ日迄之御法事御取越右ニ而相済納経致候、諸出家えも御斎幷御一源明様二夜三日之御法事一昨六日晩より今朝迄ニ相済、尤御三七日・三十五日・

布施被下、委細ハ御法事帳ニ有之

置候間、毎日御廟所え両度宛参候而御掃除可仕候、自分之働を以経文抔覚候得米助、右両人表方え被召仕様も無之候、被下置候御扶持雑用御仕着等其侭被下善見院様御草履取・田島新左衛門組小頭七兵衛伜万之助、水奉行・長四郎伜久

(中略)

上

は

猶以之儀二候段八右衛門殿被仰付、

則右両親え申聞候処、

難有奉存候由申

十四日

四郎えひたすら願候付、親・長四郎、新左衛門、善六、藤右衛門迄願出候、依俗ニ而御墓掃除仕候儀如何候、髪をも剃、御墓掃除仕度段其身之発気ニ而親長一水奉行長四郎伜久米助、依願親長四郎願出候、此善見院様御墓掃除被仰付候、

本光寺え頼、弟子ニ致候様ニと被仰付、則本光寺え頼、弟子仕候之右之訳御老中迄申達候処、八右衛門殿被仰渡候、願之通可申付旨申上候間

喜六、藤右衛門方より頼遣だ之事候、願之通可申付由被仰渡、則本光寺相頼、弟子ニ致候、尤新左衛門、尤之事候、願之通可申付由被仰渡、則本光寺相頼、弟子ニ致候、尤新左衛門、掃除等仕度被願出申候由、親七兵衛申出候、依之八右衛門殿え願之趣申上候処、田島新左衛門組七兵衛伜万之助儀、右久米助出家之願承、私儀も髪を剃、御墓田島新左衛門組七兵衛伜万之助儀、右久米助出家之願承、私儀も髪を剃、御墓

深溝世紀 巻二十四 公子』(肥前島原松平文庫所蔵・71―11―15)

又八郎、享保三年戊戌十二月十九日生島原、六年辛丑十月十八日卒、葬浄林寺、

仏謚善県院光涌源明、

○23 覚樹院(貞) 享保八年(一七二三)十一月二日

[享保八年十一月一日]

日記

享保八年十一月』

(猛島神社所蔵・B10

 $^{-4}_{-5}$ 

御姫様御煩二付、御番頭詰分医師迄則座二罷出奉窺御機嫌候事

[享保八年十一月二日]

一御姫様御病気二付、三日御寄合御用相延申候事

一御姫様御病気御養生不被為叶辰半刻御遠行被遊候事、依之月番より番頭御詰分

中中小姓衆二申渡候事

御悔之帳記候様二大横目方へ申渡候、尤□□切上下ニテ罷出候事幷物書ハ元〆

へ申付候事

一老共肩衣ニテ小納戸衆迄御悔奉伺御機嫌候事

商売船津猟留ニ可及候御城下町在音曲停止三日、尤近在迄之物候ハハ渡世ニいたし候は不苦候事、町

1~色ごり特別に申返回)は下考くこ)覚印後乗に長づ戻す即返づす後にて黄月一御皇龍三日棹止修事	1 二三旬月	一三両月方に)甲伐戻、「即日御用有之傾付」 差置申傾め申望
方へ申付候事	横目上下	水り
(中略)	着可然候	着可然候と申遣候事
一近在之番人庄屋計伺御機嫌罷越候事	〔享保八年十一月三日〕	- 月三日〕
一今朝御番頭詰分窺御機嫌則座二罷出候事	一今晩より	今晩より明朝迄於本光寺御取置
一御城内へ魚高持入候義不相構候事	一覚樹院様	覚樹院様御遠行之義江戸へ左立
一御廟所丸山御棺納り候所堅・柴田源之丞、板倉清兵衛出候、両組より固足軽	二遣候事	
十五人 本光寺堅メ・大草甚五左衛門、笹田安右衛門出候、両組より足軽弐十	一筆令啓達候然は	<b>候然は お貞様御義士</b>
人申付候	り痢病ニ被為	做為 成、段々被為重
一今晩御出棺不泊番ノ面々平服ニテ相詰候様ニ申候事	御急症御	御急症御養生之間も無御座無見
一老共御棺御供ニ不及、先達而本光寺ニ数度参候事、尤老共計熨斗目也、其外ハ	一お貞様当.	お貞様当年御七歳ニて 御女子
ふくさ麻上下也、惣役人月番等ニは不申候事	御在所二	御在所ニ被成御座候も御助有之
一御葬礼之節押足軽両人申付候事	様御儀ハ	様御儀ハ拙者共より可申遣旨始
一本光寺和光院も鏡御機嫌二罷出ニ申候事	一江戸御姫様	様 おゆふ様江戸見坂
一神崎武右衛門本光寺ニ飾方埒明不申候付、申付□礼ニ□左衛門申出ニて其段申	十一月三日	老共
付候、尤□□壱人ニて不手廻し有之由申出候付申付候		片山与惣兵衛殿
一御棺持足軽十人、花籠御燈籠御幢持足軽十人		御留守居衆
一仮門持三ノ丸内より桜御門迄足軽弐人	一覚樹院様	覚樹院様宵旦御法事於本光寺被
一御天蓋持歩行士弐人	御香奠指上候覚	上候覚
一御廟番足軽代り共ニ四人	一金子百疋	板倉八右衛門
一今晚二門御手廻二罷出、以御用人窺 御機嫌申候事、其外面々窺御機嫌御帳ニ	一同百疋	松平勘解由
付候事	一同百疋	渋川主膳
一今晚子ノ前刻 御出棺有之、於本光寺御葬礼、御尊骸丸山へ被為 納候事	一金百疋	板倉民部

差置申候断申来り、大横目方へも申遣候事

**ョ番上下ニ不及御門ニ出そる往、御徒横目ハ上下** E棺之節当番候御徒士寄桜御門ニ罷出候、御歩行

直候御法事被 仰付候事

通申遣候惣日指十四五日振、大坂よりぬけ飛脚

是非御義奉尽言語候 里、御養生不被為叶、昨二日辰刻過被遊御遠行候、 -月廿八日夜より御熱被成御座候処、翌廿九日よ

∠事二候哉、御□被承合御助可被申上候、山城守 →様御事ニ候へハ御助ニ及□□と被 思召候、併 仰出候

坂へも被申上候様ニと奉存候、恐々謹言

被 仰付候、総奉行河野久左衛門相勤申候、依之

酒井彦左衛門

御出棺迄ハ元〆所役人彼是

夜二入元〆より申越候、今晩御夜詰引ケ申候而も

覚樹院様御法事、今晩より二夜三日本光寺ニ而有之

浅野勘兵衛

羽田三之丞

金百疋 詰分医師

奥平彦左衛門

金百疋 番頭

物頭

柄奉行

御馬廻

同断 銀弐両 御近習組 二ノ丸上番

仲ノ間席

右明細四日ニ差上ケ申候

『忠雄公瑞光院様御代享保八卯年より同九辰・十巳年迄』(日記抜書)(猛島神社

所蔵・B166-5)

[享保八年十一月]

二日

御姫様去月廿八日より御不快之処、 御養生御叶不被遊、今辰之刻過御遠行被遊

覚樹院様

音曲御停止、御城下幷近在計 三 遠在ハ御構無之候、 商売物計□等不苦候

御普請方三日御役引ケ候

御棺御山え御納被遊候、本光寺二而御葬礼有之候二付、御家中切府迄麻上下着

本光寺え相詰候

東之御門より北之二門桜御門通御出被遊候

亥下刻御出棺、

六日

巻十一 戴公 下 (肥前島原松平文庫所蔵・71

『深溝世紀 7

[享保八年] 十一月二日、女公子(貞子) 卒す。 即夜 (子牌前) 葬礼を本光寺に行い、

円山に瘞す。仏謚は覚樹院

六日、再昨夜より覚樹院の仏斎を設く(初願忌より卒哭忌に至る)。

**3** 指月院 (忠英、豊次郎) 享保十二年(一七二七)六月二十九日没

『日記』享保十二年六月(肥前島原松平文庫所蔵)

廿九日晴

豊次郎様御病気養生不相叶卯半刻比御逝去被遊候

"日記』享保十二年七月 (肥前島原松平文庫所蔵)

[享保十二年七月朔日]

今昼前江戸へ飛脚被出申候、老共より豊次郎様御遠行之段酒井彦右衛門方迄申

遣候、江戸□坂□□下三田へも御知せ候様ニ申遣候、

尤御存知方へハ御留守候

様御知せ候様申遣候、 江戸迄惣日指十三四日□り申付遣候、 則元〆方へ其段申

大坂奥平恒右衛門方へも右御逝去之段申遣候、 一七日之間慎候打去候様申遣候

長崎竹内長右衛門方へも大坂へ申遣候通飛脚を以申遣候

(中略)

河野久左衛門黒川郷兵衛 仰出候音曲停止 御城内七日 御城外三日、 普請ハ

見世棚〆往商売朔日より相止候、今日より指免候様被 仰出候、 其段

町奉行郡奉行大横目申渡候

(中略)

(中略) 〔享保十二年七月二日 〔享保十二年七月五日 今夜子ノ半刻 老共本光寺え□□事 面々相詰 右二付御法事懸御役人羽田三之丞初河野久左衛門黒川郷兵衛元〆大横目物頭 今日辰半刻より御荼毘有之事 両足軽弐人も今晩より御廟所差□候様ニ羽田三之丞より申付候、 豊次郎様御逝去之儀、 右二付御城内御歩行士弐人水主四人鉄砲町御歩行士弐人水主拾人火ノ廻り申付 用之役共三之丞申付候 より申付候 火之廻り御城内御歩行士一人水主四人鉄砲町火之廻り歩行士弐人水主拾人月番 御出棺迄晩方より席々麻上下ニ而相詰候 浄林寺丸山御廟所固メも右物頭衆四人御先手弐拾人小頭四人召連申候 御供之行列等之儀三之丞申付候 衛 御葬礼幷御法事役人羽田三之丞河野久左衛門黒川郷兵衛田嶋新左衛門板倉清兵 御家中中小姓非番ハ浄林寺下ニ参罷在候 御出棺前年寄共麻上下ニて御許申上候、老共 釣鐘町、横丁通御通、夫より桜御門より丸山へ被為納候 候様二申遣候 目当番ハ三之丸ニ罷在候其外歩行士役人等ハ奥山六兵衛屋敷前ニ罷出候 ハ奥平彦右衛門横町ニ罷出候、 物頭柴田源之丞石河市郎左衛門笹田安右衛門大関十太夫被仰付候 豊次郎様御尊骸丸山へ被為納候、東二之門先路次口より御出棺 竹田長左衛門方へ申遣候、 町奉行郡奉行月番ハ右之所ニ罷在候、元〆上横 御棺御供仕、 御屋敷内一七日穏便二仕被□ 月番ハ「 其外御先手入 御出棺 儀 四 日 二日 朔日 廿九日 [享保十二年七月] [享保十二年七月六日] 。忠雄公瑞光院様御代享保十一午十二未十三申十四酉年迄』(日記抜書) [享保十二年六月] 島原屋市三郎為御悔参三之丸え罷出線香五把唐蝋燭弐挺 罷在候 豊次郎様御尊骸御山え被為納候付、今夜子半刻御庭東之方多門脇路次口より御 豊次郎様今卯刻過御遠行被遊 音曲御停止御城内は七日、 御名代松平七郎太夫相勤候 今晩御法事八ツ半比初候 渋川主膳今朝本光寺へ罷出候得共気悪敷出仕断 供二而参候、 何もへ申渡 社所蔵・B166-7) 候 進料理被下 坦 二候得共、 棺奥山六兵衛屋敷前通より桜御門え御出、 右二付詰分御家中中小姓席迄御先達而御山え参居候御近習廻之面々御棺御 御扶持方頂戴仕候者ハ其心得可有之事之由、 元〆方支配之諸役人幷諸職人共迄麻上下着、 御城外ハ三日、普請等御構無之候、 御法名 指月院様 晴雲寺脇之道より御山え被為納

(猛島神

勘兵衛殿被仰聞、

其段

乍然御城外三日

奥山六兵衛屋敷前二

御仏前え差上於宿精

五日

中切府迄非番之面々麻上下着御寺え相詰一指月院殿清操源照様御壳荼毘於本光寺今辰半刻有之、御老衆詰分御近習廻御家

八日

一今日中小姓已上髭剃候様御歩行已下月代相改候様御沙汰

十三日

一音中小姓已上之者明日より月代改候様二被仰付

〔享保十二年六月〕二十九日、是より先公子疾有り、稍々愈ゆ。将に日ならずし『深溝世紀 巻十一 戴公 下』(肥前島原松平文庫所蔵・71―11―7)

て平復せんとするに此の日俄かに劇しく、遂に卒す。

七月二日円山に葬る。

深溝世紀 巻二十四 公子』(肥前島原松平文庫所蔵・71―11―15)

卒、葬浄林寺、仏謚指月院清操源照

忠英、

俗字豊次郎、

享保五年庚子五月二十一日生島原、

十二年丁未六月二十九日

# ○27 妙貞院(忠刻室) 寛延二年(一七四八)正月十五日没

『〔藩日記抜書〕』(猛島神社所蔵・B166―15)

〔寛延二年正月〕

十五日

(中略)

之趣御産後病気不勝昨夜死去之事ニ候、然共右之通之 思召ニ付死去已前御部屋直三郎様七三郎様 御実母着而 御二方様御出生之事故御部屋ニ可被仰付 思召

□被仰付候依之昨夜より鳴物停止被仰付候尤普請は御構無之候右ニ付今日御礼も

為請候事

(中略)

十七日

郎様ニも被遊御聞御祝ニ無 思召上候、此段末々迄も申聞候様 御意之旨被仰妙貞院様比日御葬送之節出深受及候所御寺詰致寄持ニ被 思召上候猶又 直三

聞候依之席々より壱人宛罷出候事

十八日

之候付右両人罷越候、御帳ニも暮御月番え申達尾崎半左衛門・大原甚五左衛門今日より「妙貞院様御法事二夜三日於本光寺有

『深溝世紀 巻十三 頃公』(肥前島原松平文庫所蔵・71―11―8)

[寛延]二年、己巳、正月三日、男生る。幼字を七三郎と命づく。

十五日、生母卆す。公二公子を産むを以て(直三郎・七三郎)将に御部屋と為さ

んとして会々卆す。因て其の号を贈る。

# ○22 真正院(春) 安永二年(一七七三)九月十二日没

〔安永二年九月〕 十日

『日記』

(猛島神社所蔵・D1-

0

(中略)

一市川傳大夫申出候、 真正院様差而御替も不□□□候得共、一両日は御不出来

小国播山・田中安逸・大久保仲庵今晩より泊番致候様可申付

段申出則達し 御聴申付候、尤傳大夫儀も泊番相勤□□申出候事

被成御座候二付、

十一日卯晴

(中略)	宅迄罷越候段申出候	一真正院様御逝去ニ付、御家中之面々伺御機嫌申出候、尤御広間席之面々も番頭	(中略)	十二日 巳曇	(中略)	一御葬送御用掛古野与一兵衛申付候	一本光寺幷多福軒伺御機嫌罷出候	一今日より三ノ丸辺御徒士足軽相添昼夜相廻候様申付候	鳴物停止二不及段被 仰出其段申遣候	一右之段江戸表へ申遣候様被 仰出、則今日十二日儀飛脚差立申候、尤江戸表は	一御出棺迄御用人・勘定奉行・大横目壱人ツゝ御用屋鋪へ相詰候様夫々申付	定奉行・大横目へ申渡候、右ニ付老共不例御用屋敷へ罷越候	請は御構無之候、右之通被 仰出則番頭寺社奉行・町□(〔奉)□(行〕)・勘	無御叶今朝五ツ時御死去被成候、右ニ付御家中三日鳴物停止、町在は二日、普	段御医師共申候、然処今暁八ツ半頃より別而不被遊御勝、段々御差重ク御養生	一真正院様御様躰一両日ハ御不出来ニ而、其上御浮腫被成御座御様躰不宜御座候	(中略)	十二日辰曇	(中略)	候	一真正院様御同様被為入候ニ付、今日より田中安逸御□□被仰付候由傳大夫申出	申付候	一真正院様御不出来被成御座候ニ付、平井孫一郎・田嶋新左衛門相詰候様様相伺	(中略)
(中略)	一真正院様御遺言ニ付慈光寺へ御入棺被成候事	衛門被仰付候	一御葬送掛り古野与一兵衛・菅沼五郎兵衛、御法事掛田嶋新左衛門・板倉二郎左	本光寺・慈光寺へ弐人ツ、勘定所より差出候様申付候	一御葬送ニ付御家中切府迄御馬へ参候儀勝手次第ニ相触候様申付候ニ付、御帳付	一物足軽弐人□□は行列付ニ有之候、尤横目方ニ有之候	御門外より町用心弐人寺社同心弐人御先払	一御徒士五人御先供御用屋鋪より本光寺夫より慈光寺迄御先払下横目壱人今小路	御身遣之面々歩行供仕候	一御腰物大原九郎次郎・平井与助、御棺脇中小姓保母小平太・松本庄次郎、其外	一御附市川傳大夫義御固□馬ニ而御供仕候	一御跡乗御用人種村七左衛門相勤申候	門被 仰付候	一右御葬送ニ付、本光寺固メ物頭酒井善五左衛門、慈光寺固メ物頭松本九郎右衛	候	御出棺後二ノ丸へ八右衛門・典膳罷出右 御出棺相済候段神□□よりヲ以申上	罷越候、八右衛門義は御用有之御寺へは不罷越候、典膳儀も月番故不罷越候、	前老共も御用屋敷へ罷出御拝申上、勘解由・彦左衛門儀は御先達ニ而本光寺へ	一真正院様今十六日五ツ半時之御供揃ニ而四ツ半頃ニ御出棺被成候、右 御出棺	十六日 申晴	(中略)	一菅沼五郎兵衛御葬送懸り申付候尤古野与一兵衛申談候様申付候	(中略)	十四日 午晴

一郎左衛門忌 御免ニ付明日より相勤 真正院様御法事掛相勤候様申遣候

(中略)

十七日 酉曇

昨日 真正院様御葬礼無滞相済候段種村七左衛門・古野与一兵衛・菅沼五郎兵

衛・酒井善五左衛門・松本九郎右衛門・市川傳大夫申出候

中略

廿日 (中略) 子晴

真正院様御殿女中共今日引払候段市川傳大夫申出候

(中略)

九月廿一日

真正院様御法事御初七日御四十九日御百ヶ日計御代香御用人被 仰付候其外は

勘定奉行大横目より相勤候様申付候

老女よそ

真正院様御存生之内御病気中段々出精相勤候付左之通被下候申渡頂戴為致候

一同弐両ツヽ いせ 同 三両弐歩ツヽ すゑ

金千疋

てつ

ロ さ

同一両ツヽ ふさ 同三百疋 御次女中 同 一百疋 御末

一同百疋 御末 銀弐両 すみ

みや

とよ

りか

きよ

X

よそ申出候 

引払候上左之儀難相成候付不承届候

(中略)

廿三日 卯曇

(中略)

真正院様初七日御法事無滯相済、 品目上物等之書付相添田嶋新左衛門·板倉二

郎左衛門差出候

〔藩日記抜書〕』(猛島神社所蔵・B166―24)

[安永二年九月]

真正院様御病気一両日は御勝不被遊候付、 吉田八大夫御祈祷被仰付御初穂金百

疋被下

(中略)

十一日

真正院様御病気為御見廻、 葛切二重被進御次向へ御夜食被下

十二日

真正院様御病気被成御座候処、 御養生無御叶今朝御逝去被遊、 早々勘定奉行

大横目、 御殿へ相詰御老衆・御用人衆も被相詰候

右御逝去二付、 今日より十四日迄日数三日音曲停止、 普請は御構無之由、 在町

は昨日迄日数二日之由大横目被相触

御逝去二付、 御出棺迄御殿不明□勘定奉行・大横目壱人宛相詰候様、

与一兵衛儀御取置懸り被仰付 則今朝より相詰御用人衆ニも代合壱人宛相詰被

申候

十三日

真正院様御葬送一件懸与一兵衛相勤候付、 改役人斉藤権平・物書田中清次、 右

御用懸被仰付昨日より相詰

右御逝去二付 殿様え同御機嫌今日詰合之者一同罷出御月番へ申達

真正院様え相詰候者幷普請方小細工方夜分迄相勤候面々末々迄今晩御夜食被下

[安永二年九月] 十二日、

真正院卆す。

音曲を停むること三日。

院は戴公の妾に

拾人余御夜食之上二取肴二而御酒、 御用屋敷ニ而頂戴御用人衆より女中其外御役人之□助七郎・忠助・喜平太迄四 拾人余煮染物二而御酒計被下 其已下大工・小細工方以下定付御中間迄六

十五日

当日定服ニ而罷出 付詰合之面々御列座え罷出御礼申上 真正院様御出棺も無之ニ付、 当日御礼不被為 請候、 右ニ

十六日

真正院様御葬送四ツ時御出棺、 寺詰勝手次第 老百目鬼慈光寺へ御納、 六時頃無音滞御納棺御

『深溝世紀 巻十五 定公 上』(肥前島原松平文庫所蔵・71

十六日、葬礼を本光寺に行うす。遺嘱に因って慈光寺に瘞埋す。 して御部屋たり。公家の族籍に入る。戴公薨ずるや髪を削りて尼と為る 公白金(五十枚)

を附す。

### ○ 30 清容院(多代) 天明二年 (一七八二) 八月二十一日没

『〔藩日記抜書〕』 (猛島神社所蔵・B166―28)

(天明二年八月

廿日

(中略)

御死去被遊候、 帯刀様ニ而去年御出生之御姫様御病気ニ被遊御座候之処、 今日より日数三日鳴物遠慮候様席触有之候 今朝御養生不被為叶

廿四日

今未刻帯刀様御小児様御葬礼於本光寺有之、夫より浄林寺へ御納棺各御寺詰之 儀は勝手次第二参候事席触も無之候事

○ 32 柳清院 <u>五</u>百 天明四年(一七八四)一月二十五日没

『〔藩日記抜書〕』(猛島神社所蔵・B166―29)

(天明四年正月

廿五日

於五百樣今晚御逝去被遊候由大橫目被申触候、 依之御詰分不残伺御機嫌申上候

於五百様御逝去二付、 御納迄鳴物停止、御家中一統月代遠慮致候様大横目被相

触候

廿七日

明日御出棺二付御家中末々迄月代相改候様大横目触

(中略)

廿八日

於五百様今午刻本光寺え御葬送、夫より丸山え御納棺被遊候、 兵衛殿初町奉行・両勘定奉行・大横目内村助右衛門、 本町御門内二罷出御見送 御月番佐野十郎

出候

今申之刻中小姓以上麻上下ニ而伺 御機嫌登城、 支配下一席壱人宛伺

閏正月

朔日

柳清院様一七日御法事二付、 御経詰初昨日八時今朝六ツ時御経詰勝手次第之由

大横目触有之候

『日記』(猛島神社所蔵・I33)

〔天明四年正月〕 廿七日

(中略)

一柳清院様御法事二付品目入御覧候

『深溝世紀 巻十六 定公 下』(肥前島原松平文庫所蔵・71―11―10)

〔天明〕四年、甲辰、正月二十五日、五百子卆す。浄林寺に葬る。柳清院と謚す。

## ○28 露幻院 天明四年(一七八四)四月十四日没

『〔藩日記抜書〕』(猛島神社所蔵・B166―29)

(天明四年四月)

十五日

一昨夜中務様御出生様御逝去二付、当日御礼不被為請候之間、肩衣着不致伺御機

嫌御用人席え申出候

一御葬式之儀八右衛門殿御承知候間申迄もなく候得共、致方思召候様申参候間、

清容院様より少軽ク御取計之由

右ニ付、昨日より三日鳴物遠慮仕候様大横目被触候

調物等之儀月番え申付候、

# ○29 幻容院(喜木) 天明四年(一七八四)九月八日没

『辰日記』(猛島神社所蔵・I36)

〔天明四年九月〕九日 雨 靱負

一昨日 中務様ニて於喜木様御逝去候付今日御礼無之諸席平服之事候尤昨日より

三日鳴物遠慮之事

右御死去ニ付江戸表へ抜飛脚出候付伺御機嫌書状差出ス尤例之通奉札も遣尤別

紙出来候様一件申遣ス

十日曇 五郎右衛門

御喜々様御葬送明十一日六ツ時之□大横目半兵衛相触候事

『〔藩日記抜書〕』(猛島神社所蔵・B166―29)

〔天明四年九月〕

八日

一中務様御方ニ而於喜木様御病気ニ被成御座候処、御養生御叶不被成今日御死去

被成候、依之日数三日鳴物遠慮、普請は御構無之旨御月番勘解由殿被仰聞候

可申筈之処、中務様御方於喜木様御死去ニ付、御使止メニ相成申候一重陽御祝儀勘解由如□え被下候、被下候御肴昨日差遣、今日徳左衛門御使相勤

一紅葉御殿於喜木様御葬送拵候者共え御酒被下候

十日

一於喜木様御葬式明八ツ時御座候由半兵衛被相触候

十一日

(中略)

一於喜木様御事幻容院様御初七日二被当候間、中務様え野菜一折被進候

十三日

幻容院様右同断ニ付、御呉膳ニ鹿尾藻一台御備、勘定奉行より多福軒え奉札ニ

而遣ス

### **5** 蓮浄院 (辰之丞) 天明五年(一七八五)六月十日没

『〔藩日記抜書〕』 (猛島神社所蔵・B166―29)

(天明五年六月)

十日

辰之丞様御儀御不快之処、 物停止、普請は三日遠慮、 被仰聞大横目相触候、 艮刻詰合候者何も御機嫌相伺候 御出棺迄長髪不相改候様、 御養生不被為叶今九過御逝去被遊、依之日数十日音 右之趣御月番善右衛門殿

時麻上下之事 辰之丞様御出棺明八ツ時、 手次第御葬送万端相済候上、 何レも月代相改罷出候様、 一席壱人宛罷出御機嫌相伺候様、老三之丸詰五ツ 諸役所出仕惣引御寺詰勝

明日御葬送御道筋、 御庭より本町御門桜御門通之由

磯永文左衛門

成瀬勘左衛門

右辰之丞様御付御役人相勤候者之儀二御座候間、 乍恐御棺之御供仕度旨願出申

十三日 達候処願之通相済

十四日 御葬送之節月番は御寺詰ニ不参、三之丸え罷出居、 兵衛殿始、 何レも月番不残本町御門内え罷出候 御出棺之節御月番片山與惣

蓮浄院様御初七日御法事、 出仕引御経詰勝手次第之趣、 明日明後日於本光寺ニ有之候、 大横目触有之 右こ付両日共三之丸

深溝世紀 巻十六 定公 下』(肥前島原松平文庫所蔵・71 0

〔天明五年〕六月十日、忠周卆す(辰之丞)。

### **8** 流性院 天明六年 (一七八六) 七月二十七日没

『〔藩日記抜書〕』(猛島神社所蔵・B166―30)

(天明六年七月

廿七日

今七時過太仲殿より急御用有之候間、 葬式被申二は無之、奥大目附壱人御休息所役人弐人御棺供仕候由、 申談候様十右衛門え申付候事 候間、其旨十右衛門え申聞差遣候処、 御葬場二罷出、御経為読可然様取計候様当寺え十右衛門案内使差遣候様被便聞 被遊候、尤本光寺えも御立寄無之、直二浄林寺え御納被遊候間、 は、於八重殿御流産 候様被仰越候間、十右衛門方へ艮刻申遣御休息所え罷出候処、 御出生様御死体御座被成候間、 承知仕候段御□申越候間、申達候勿論御 御休息所え罷出候之様市川十右衛門も出 今晩夜二入浄林寺え御納 太仲殿被仰聞候 本光寺より右 万端御賄方

御葬式拵幷浄林寺山え罷出候御普請方諸役人御雇迄夜中骨折候付、 御酒被下候

廿八日

昨日御八重殿御流産被成候間、

承知候様右儀御途中えハ不仰上候間

御途中迄

之書状共二不申遣候様二御月番被仰聞候之由、 大横目中被相触候

御出生様御死体御納之節左之通罷出候付被下

一銀五両 本光寺方士

内々御葬場え罷出候付被下

多福軒 銀二両 浄林寺

銀三両

一銀壱両 浄林寺弟子壱人

X

御子様方伺御機嫌申上候、

八ツ前頃引取

一金弐百疋 何角夜中世話致候付浄林寺え被下

一金五百疋 御茶湯料本光寺え御備

右之通太仲殿より御沙汰有之市川右衛門持参申候

## ○18 芳春院(騂) 天明八年(一七八八)三月七日没

『日記』(猛島神社所蔵・I27)

〔天明八年三月〕 七日曇

(中略)

ツ頃被遊御落命候、御用人衆恭々 御前にて罷出、伺御機嫌申上候、太仲殿迄此方にて相詰居候□□方にも罷出居候、段々差重クニ而御養生不被為叶今晩九一於騂様候ハゝ朝より至而御勝不被遊候ニ付、御部屋ニ伺御機嫌罷出候、右ニ付

八日晴

月代之義は御葬送相済候迄遠慮仕候様右御家中末々迄申渡候、申上候様太仲殿於騂様御落命ニ付、昨七日より来ル十三日迄鳴物停止、普請は無御構、御家中

被仰聞、則申上候被遊御承知了段申達候

一御墓所之義は浄林寺 源泰様御囲之内ニ可仕伺太仲殿被仰聞、則申上候処被遊

御承知其段申達候

一御法事掛り徳左衛門・保大夫申付候間、上候様太仲殿被仰聞則申上候

中ニ付同姓少膳ヲ以申出候、本光寺・浄林寺・多福軒同様申出候、申上候様太一御不幸ニ付、伺御機嫌御□□中席々申出候、板倉如翁同様申出候、渋川紹嶽病

仲殿被仰聞則申上候

九日晴 (中略)

(中略)

出仕引候、右申上候様太仲殿被仰聞則申上候其段申達候一於騂様御葬送明十日九ツ時五ツ時より麻上下着用、月代義明朝より相改候様尤

一右同様御近習附触有之候

一芳春院殿錦繍玉線童女

右御法号本光寺差出候入御覧候様太仲殿被仰聞入御覧下候

(中略)

面々 板倉源太左衛門・浅野勘大夫大・久保中庵・小国良庵・林田玄庵・近木文周・ 成候趣申聞□右申上候様太中殿被仰聞則申上候、 り相勤候ニ付、 稲田与一右衛門義も時不外席相勤申候得共、 申出候申上候様太仲殿被仰聞則申上候 義勝手次第申聞置候、 御出棺御供仕度願出候様奉次第御供仕候様申聞置候、 同様御供之義多作願出候へ共、 番頭詰分□向詰合之面々伺御機嫌申出候、 御幼年より御附相勤候ニ付、 船戸重四郎妻ニ御□而ニ付不相 ケ様御承知候御葬場え罷出候 且多作娘御幼年よ 奥平自説同様 右之

一明日御寺え罷出候ニ付候段且御家中

(中略)

十日雨夕止

(中略)

一九ツ時御出棺御寺被罷出下候ニ付、本町御門迄御用人衆前ニ罷出候

(中略)

十一日晴

引候段故申上候様太仲殿被仰聞則申上ル養不申上候ニ付、且最前ニ仕候且御家中御経詰勝手次第申聞置候、尤両日出仕一芳春院様明後十三日御初七日ニ付、明夕より明後朝迄御法事、尤三日目ニ御供

(中略)

一法春院様御法事度々二上物仕度御用人故、前二太仲殿迄申出置候

(中略)

十二日晴

(中略)

一今日御法事二付出仕引候

十三日雨夕より晴

一於本光寺ニ昨今御法事無滞相済候、御斎被下置候ニ付、出家共幷掛り面々御礼

申出候、右申上候様太仲殿被仰聞則申上候

一御葬送之節諷経町寺名前書付太仲殿被成御後御覧相済今日下候

(中略)

十四日晴

(中略)

一七日御法事御備物幷上物写多福軒

『〔藩日記抜書〕』(猛島神社所蔵・B166―31)

[天明八年三月]

八日

一於騂樣兼而御不快二被遊御座候処、昨夜九時過御逝去被遊候、右二付十三日迄

鳴物停止尤普請は構無之候、御出棺迄は月代遠慮致候様大横目被相触候

九日

一明朝より月代相改、五時より三之丸詰麻上下出仕は引ケ申候、九時御出棺御葬

式相済候而何 御機嫌、切府は一役壱人支配迄伺御機嫌

横目触有之候

え御納棺被遊候、御月番介板倉靱負殿始、町奉行両勘定奉行大横目月番本町御今日)於騂様御葬送九時本町御門より桜御門通、本光寺ニ而御葬式相済、丸山

門内へ罷出御見送出候、本光寺御葬式相済、直ニ三之丸え罷越、一流窺御機嫌

申上引続勘定奉行大横目御用人衆へも伺御機嫌申上候

今日小雨降候付、御葬式客殿ニ而有之、御寺詰之面々客殿え相詰、切府之面々

茶之間幷台所之方へ相詰候由

十二日

今明日 芳春院様初御七日御法事有之候ニ付出仕引、月番当番□出、右御法事

御経詰勝手次第と御沙汰有之候

「深溝世紀 巻十六 定公下』(肥前島原松平文庫所蔵・71―11―10)

〔天明八年三月〕七日、騂子卆す。浄林寺に葬る。芳春院と謚す。

○33 心珠院(八重) 天明八年(一七八八)四月十八日没

『〔藩日記抜書〕』(猛島神社所蔵・B166―31)

[天明八年四月]

十八日

於八重殿兼而不快之処養生不相叶死去被致候付、御姫様も被遊御座候ニ付、柳

清院様御形之通葬式二而可然段太仲殿被仰聞候

於八重殿死去二付 御姫様も被遊御座候間、今日より三日鳴物停止御沙汰有之

候

一於八重殿 心珠院殿と号

十九日

御寺詰は勝手次第大

中小姓以上一統昨日之御不幸二付、奉伺御機嫌候事老平服二而申上候

一御姫様えは今日明日明後日伺 御機嫌候事

切府之面々は明日明後日伺御機嫌、平服ニ而仮帳ニ相記候様席触出候

廿一日

一於八重殿葬送巳刻本光寺え本町御門より出棺

右二付今日中小姓以上御寺詰勝手次第大横目被相触候、納棺後御姫様え伺御機

嫌何れも麻上下ニ而罷出候事、切府ハ平服ニ而伺御機嫌仮帳付候

†

埒 御満足被 思召候、此段末々迄宜申聞候旨 御意之趣太仲殿より一席壱人一心珠院様御葬送之節何れも御寺迄罷出候ニ付、御姫様被遊 御意候は何れも寄

宛御呼出被仰渡候、支配下席触二而申通候

### ○31 春興院(捨) 寛政二年(一七九〇)二月十八日没

『〔藩日記抜書〕』(猛島神社所蔵・B166―33)

〔寛政二年二月〕

十八日

中務様御末女 於捨様御疱瘡御煩被遊候処、御養生御叶不被遊御逝去二付、今

日より日数三日鳴もの遠慮、普請は御構無之

一於捨樣御葬式幻容院之通

十九日

一右御葬式一件紅葉御殿ニ而取計有之候間、御勝手方懸り無之御買物使壱人差遣

右御殿御役入差図を 以相勤候之様申付遣

一右御買物代右御殿御役入手形ニ而御金方より相渡候筈、是又右御殿より直ニ懸

合出来、右御入用銀は御役人手形ニ而相渡候様可致旨御附梶兵衛へ申談

(中略)

廿一日

一於捨樣御出棺今八時、右二付御老衆早々御退出被成候間、席之出仕早引二而何

も御寺え相詰、御寺詰之儀有無之御沙汰ハ無之

右御葬送之筋御代番勘定奉行申談相勤候様十郎右衛門殿被仰聞徳左衛門相勤

一於捨樣御法号 春興院殿桃源童女

## ○24 寿亨院(糸) 寛政二年(一七九〇)九月二十一日没

『〔藩日記抜書〕』(猛島神社所蔵・B166―33)

[寛政二年九月]

廿二日

一中務様御子持病気養生不被相叶被致死去御子様有之候こ付日数三日昨日より鳴

物遠慮致候様大横目衆より廻状来

六左衛門と委細申談候様十郎左衛門殿より手紙ニ而申参候間前方(御子様御不一右御子持お糸被致死去葬送支度等御普請方ニ而拵申度旨大竹六左衛門申出候間

幸之節御勝手方よりは買物使壱人差遣し諸色御買物相勤候間右之振を以買物使

壱人遣候様改御役人え申付遣

一右葬式之節寺え参候儀参度存候者ハ不苦勝手次第と有之候得はいつれも参候様

相成左様ニ而は無之参候而も不参候而も不苦候此段相咄候様受儀ニ候段大横目

被申聞候

廿三日

一米壱俵銀五枚

右初七日より百ヶ日迄相渡候様紅葉御殿御役人書付差出

廿四日

於糸殿葬式之節帳付役所物書より差出候様被仰付差出

廿六日

一右葬之節御寺へ参候者 中務様御満悦ニ思召候此段寄

寄申達候様

### ○ 26 正眼院 (雅楽丸) 寛政四年(一七九二)七月十一日没

『(藩日記抜書)』 (猛島神社所蔵・B166―33)

[寛政四年七月]

十 一 日

(中略)

一雅楽丸様御病気御養生無相叶今暁八半時御死去被成候、依之今日より日数三日

鳴物遠慮致候様大横目 廻状ニ而申来

(中略)

今日雅丸様御葬式有之

### **7** 善苗院(千三郎) 寛政九年(一七九七)八月五日没

『〔藩日記抜書〕』(猛島神社所蔵・B166―38)

[寛政九年八月]

五日

一千三郎様御病気之処御養生無御叶御落命被遊候段、 羽太十郎左衛門殿被仰聞候

由大横目被相触

今五日より十一日迄鳴物停止、 迄月代致候儀無用ニ致候様御触御座候処、又大横目被申触候は御納棺之日より 普請者御構無之、御家中末々迄今日より御納棺

月代相改候様触有之候

(中略)

九日

一今日御出棺午刻過有之候、御月番初諸役人詰合御近習向御通番迄本町御門内迄 千三郎様御法号 御納棺相済何も窺御機嫌申上候、 御見送二罷出候、今日出仕引ニ付三之丸え月番計罷出、 善苗院殿玉仙源英童子 支配下一席壱人宛窺出候ニ付御月番へ申達候 其外は本光寺え罷越候、

深溝世紀 巻十七 靖公』 (肥前島原松平文庫所蔵・7 1

[寛政九年]八月五日、千三郎卆す。

深溝世紀 巻二十四 公子』(肥前島原松平文庫所蔵·71 1 5

千三郎、 寛政八年丙辰十月十五日生于島原、 九年丁巳八月五日卒、葬浄林寺、 仏

謚善苗院玉泉源栄

### 9 種性院 (栄蔵) 文化六年(一八〇九)六月五日没

『〔藩日記抜書〕』(猛島神社所蔵・B166―48)

[文化六年六月]

四 日

今朝六ツ過奥大目附より手紙ニ而、 御湯棺其外御買入物等書付御賄方より差出候而直 処、御差重被成候段為知申来候、六郎左衛門儀兼々御部屋へも御出入之儀ニ付、 窺御機嫌旁艮刻罷出候処、御弘メハ無之候得共、 右御差重々為知申来候之間改月番磯永文左衛門方え申遣ス 栄三様御事一昨日より御不快ニ入せられ候 昨夜中御逝去被遊候由、 二御休息所二而請取罷越候

(中略)

五旦

七日

御普請奉行土橋麻右衛門罷越候

今日より十一日迄日数(七日鳴物停止、普請は御構無之)一栄三様御不例御養生不被為叶今朝六ツ時(御逝去被遊候段御弘メ有之候、依之)

一御出棺迄月代改候儀無用

一御葬式相済候迄御門之魚類留之事

申上 右二付御中小姓已上一同御機嫌伺申上候事、勘定奉行・大横目・御用人衆えも右二付御中小姓已上一同御機嫌伺申上候事、勘定奉行・大横目・御用人衆えも

え申出候様大横目触有一切府之者三之丸詰合之分は支配迄御機嫌伺申出候様、詰合無之者一席壱人支配

之

一御法事掛大横目御大略中ニ付相止、生駒半蔵へ大横目兼帯被仰付候

浄林寺御廟所為見分、勘定奉行・大横目兼帯生駒半蔵、奥大目附羽田喜五郎、

御葬送相済候ハゝ平服之事

栄三様御葬送明後八日午之刻、右二付月代相改五時より三之丸詰末々迄麻上下、

一月番之外出仕無之事

一本町御門より御出棺ニ付、月番老初役人右御門内迄罷出候事

御家中之面々御葬式相済候後窺 御機嫌罷出候事

切府者一席壱人宛支配願迄可申出事

右之通夫々可被申通候已上

一栄三様御法号 種性院傳蓮邦源薫童子

『深溝世紀 巻十七 靖公』(肥前島原松平文庫所蔵・71―11―11)

〔文化六年〕六月五日栄蔵卆す。

『深溝世紀 巻二十四 公子』(肥前島原松平文庫所蔵・71―11―15)

栄蔵、文化五年戊辰十二月朔日生于島原、六年己巳六月五日卒、葬浄林寺、

仏諡

種性院蓮邦源薫

## ○16 龍潭院(忠胤) 文化九年(一八一二)五月二十一日没

『深溝世紀 巻十七 靖公』(肥前島原松平文庫所蔵・71―11―11)

〔文化九年五月〕二十一日、中務卆す。

試竜潭院禅底源徹三番縁、又忠睦と改む、俗字中務、文化九年壬申五月二十一日卒、浄林寺に葬る、田離縁、又忠睦と改む、俗字中務、文化九年壬申五月二十一日卒、浄林寺に葬る、田離縁、又忠睦と改む、俗字中務、文化九年壬申五月二十一日卒、浄林寺に葬る、忠胤、幼字七三郎、帯刀と改む、寛延二年己巳正月三日島原に生る、明和六年己。□深溝世紀 巻二十四 公子』(肥前島原松平文庫所蔵・71―11―15)

### ○21 未明院 文化十二年(一八一五)七月十一日没

# ○20 梁棟院(茶之助) 文政六年(一八二三)十二月十四日没

〔文政六年十二月〕十四日恭之助卆す。『深溝世紀 巻十八 文公』(肥前島原松平文庫所蔵・71―11―12)

葬浄林寺、仏謚梁棟院一星源旺茶之助(初名知三郎)文政五年壬午五月五日生于島原、六年癸未十二月十四日卒、『深溝世紀 巻二十四 公子』(肥前島原松平文庫所蔵・71―11―15)

## ○25 龍巌院(忠恒) 文政十二年(一八二九)二月九日没

『深溝世紀 巻十八 文公』(肥前島原松平文庫所蔵・71―11―12)

治平(松平景国の子)を養いて嗣と為し、女を以て之に配せんことを請う。之を〔文政十二年二月〕十一日、松平忠恒病革まり、自ら起たざるを知りて、保母武

許す。

# ○13 芙蓉院(遊亀) 文政十二年(一八二九)四月二十二日没

〔文政十二年四月〕二十二日、游亀子卆す。浄林寺に葬る。仏謚は芙蓉院。

## ○17 玉顔院(万次郎) 天保二年(一八三一)二月十四日没

『御留守日記』(猛島神社所蔵・D17―1)

〔天保二年二月〕 十四日丁酉雨、

(中略)

一万次郎様御不快之趣今晩奥大目付より奥掛板倉靭負方へ為知越候付早速罷出候

処、至而御六ヶ鋪御容体二被成御座候付、同人より席一統え為知遣候付追々伺

御機嫌罷出候

処、昨夜中より以之外 不被成御勝候付、一統伺御機嫌可被申出候靭負より三席え左之通同席煩之方幷本光寺えも為知せ候万次郎様御事御病気之

右ニ付一統靭負迄伺御機嫌申出、切府之向ハ一席壱人ツ、支配頭迄申出候段

夫々申出候

同様何御機嫌同苗石原伊織内蔵進を以申出候

**靭負より三席え左之通** 瀧之進様幷本光寺同席煩之方えも為知遣候

覚

万次郎様御事御病気弥不被成御勝次第二御差重、御養生不被為叶今午刻被成

御逝去候、依之今日より日数七日鳴物停止普請は御構無之候

一右二付伺御機嫌之儀は明日一統罷出 有之様

御家中之面々末々迄御葬送迄月代改候儀無用ニ候

明後日より御出棺迄日々一席壱人宛伺 御機嫌罷出候様

一御葬送相済候迄御門々之魚鳥尚之事

一御出棺迄学館休業之事

一明十五日御礼流月番当番之外出仕引、三之丸詰合幷伺御機嫌罷出候者共ニ都而

肩衣着用之事

右之趣夫々可被申通候

二月十四日

何御機嫌被申出候 本光寺

多福軒

浄林寺

一何御機嫌乍病中罷出候向も有之病気ニ而難罷出向は名代者申出候

右一件二付江戸表え抜飛脚今日惣日拘十四五日振差立候様勘定奉行へ申付候

殿様 奥様え伺御機嫌申上候

一勝次郎様えも羽書を以右同断

一入記左之通

覚

書付 弐封 老共

老中え

内

X 一封 自筆認

以上

寄状 二通

二月十四日

奥大目付より上状一封差出候付、致添書物書認之へ封シ込差出候、付入記ニは

認不申候事

御葬式掛相納候様及沙汰候尤

勘定奉行

与惣左衛門義大横目も兼相勤候様申付候 和田与惣左衛門

御普請奉行

松坂景大夫

大久保朝右衛門

右同断勘定奉行伺出

中根鉄之丞

大島雲蔵

相勤候段申出候

浄林寺え 御代番

伺之通及沙汰候

十五日戊戌曇

(中略)

此度御葬式御仕立也

今日より罷出候様御葬式方

申出其筋へ及 沙汰候

御葬式掛り右同断

寺田丈作

杉野甚五兵衛組

与三郎

矢嶋武十郎

白井健三郎

左之通伺出伺之通承届候

文政七申年十二月 梁棟院様御葬式

御法事共諸事ニ付 種性院様通被仰出

文政十二丑年四月

芙蓉院様御葬式

御法事共 梁棟院様通被仰出候依之此度

万次郎様 御葬式御法事共 芙蓉院様通

可被仰出哉此段奉伺候以上

二月

御葬式方

|深溝世紀 巻十八 文公』 (肥前島原松平文庫所蔵・71

2

〔天保二年二月〕十四日、萬次郎卆す。

『深溝世紀 巻二十四 公子』(肥前島原松平文庫所蔵・71- $\begin{array}{c} 1 \\ 1 \\ 1 \\ -1 \\ 5 \end{array}$ 

萬次郎、文政十三年庚寅二月十二日生于島原、天保二年辛卯二月十四日卒、葬浄

林寺、仏諡玉顔院膽光源容

**15** 智玉院(千鶴) 天保四年(一八三一)十一月十四日没

『深溝世紀 巻十八 文公』(肥前島原松平文庫所蔵・71 1 2

〔天保四年〕十一月十四日、

千鶴子卆し浄林寺に葬る。仏諡は智玉院なり。

### 〇 **12** 雲洞院(小美鍵吉郎) 天保八年(一八三七)九月二十四日没

『酉九月分日記』 (慶応義塾大学大学部古文書室所蔵・A日記65)

〔天保八年九月〕 廿四日 己亥

晴

(中略)

鍵吉郎様御儀当春三月以来御病気之処、両三日以前より別而御勝不被成候処、 灸幷御針等差上候而も御治験無之、御養生不被為叶被遊御逝去奉絶言語候、 付 今朝五半時比より俄御様子御勝不被為成旨出仕罷出候節奥大目付より申出候 右三席え左之通及沙汰候、本光寺幷八右衛門へも申遣ス 学館出席幷煩之向へも申遣直ニ御休息所え罷出相伺候処、 次第二御差重御 就

鍵吉郎様兼而御病気之処、今朝より以之外不被成御勝候付、 一統伺御機嫌可

被申出候

申出候 之向は一席壱人宛同様申出候段支配頭夫々申出候、 右之通及沙汰候処、 一同何御機嫌列座え申出表向は番頭迄申出候段申出、 病中ニ而罷出向は名代を以 切府

本光寺伺御機嫌被申出浄林寺・多福軒も同様申出候

三席え左之通及沙汰本光寺八右衛門方へも為知遣候

成御逝去候、依之今日より日数三日鳴物停止、普請は御構無之候 鍵吉郎様御事、 御病気弥不被成御勝次第二御差重御養生不被為叶、 今未刻被

- 右二付伺御機嫌之儀は明日一統罷出候様
- 御家中之面々月代改候儀不苦候、 御附役末々迄月代改候儀御葬送迄無用
- 明後日より御出棺迄日々一席壱人宛伺御機嫌罷出候様
- 御葬送相済候迄御門々魚鳥留之事
- 御出棺迄学館休業之事

右之趣夫々可被申通候

九月廿四日

御葬式懸り申付度勘定 奉行伺之通及沙汰候 御休息所掛り 大久保勘右衛門 勘定人 改役人 緒川周平 入江才兵衛

引込ニ付

法事共 汰候事 智玉院様通り、 智玉院様御葬送御法事共 智玉院様通被 御法事之儀は去七月中及沙汰走路通相心得候様、 仰付候哉之段御葬式掛りより伺出候付、 玉顔院様通被 仰出候処、 此度鍵吉郎様御葬式幷御 御葬式之儀ハ 付紙を以及沙

御法号認被差出候様方丈え可申通旨多福軒召呼申渡候

八右衛門儀病気ニ而伺御機嫌罷出難出来被申越候事

(中略)

廿五日 庚子 晴

(中略)

日数十日 疋田沢右衛門 日数五日 榊原泉兵衛

右押込被仰付候処 鍵吉郎様御成行ニ付以御憐愍今日より御免被仰付候段相伺

大横目え申渡候

(中略)

御葬式掛り相勤候候様及沙汰候 尤喜太夫義は大横目も兼帯 御普請奉行 勘定奉行 御休息所掛 小林三郎兵衛 羽田喜太夫

候様申渡候

御葬式御供被仰付候付当日 松村正助

熨斗目着用御免被仰付候様

奥大目付申出先例も有之承届候

老共伺御機嫌御用人を以申上候、 八右衛門儀病気ニ而難罷出名代板倉伊織助を

以被申出申上候事

昨日及沙汰候通御家中之面々伺御機嫌列座え申上、表向ハ番頭迄申出、

切府之

本光寺登 城何御機嫌何被申出浄林寺・多福軒も同様申出候

向は一席壱人宛同様伺御機嫌支配頭迄申出候段夫々申出候事

御紋附幕三張杉立袴一具此度御葬式二付、 入用武具方借用之儀懸りより申出武

奉行え相渡候事

具奉行え及沙汰候

御棺埋石銘相認候様御右筆え申付候処、 陶山喜富太認差出候付入 御覧御普請

あはれみてほり

かへしたまふな

松平主殿頭源忠侯

五男小美鍵吉郎棺

次丁酉九月廿四日誌 安此穸中天保八歳

来ル廿八日於本光寺午刻御吊之上丸山御納棺之事

御初七日宵朝御法事

御三十五日 御四十九日 御百ヶ日

右 一期之御回向

御初命日御七日之御回向無之候事

右之通被 仰付候段方丈え申通候様多福軒え羽書を以及沙汰候

明廿六日 豊章院様御忌日ニ付可被遊 御仏詣之処御遠慮中二付御見合

> 代も不被 仰付段被 仰出右序多福軒へも申聞候

御法号多福軒差出入御覧候処思召も不被成御座候段被仰出候

此御法号 圓光院殿普明源清 (ショウ) 童子

見被成

一三席え左之通及沙汰候

覚

右二付五時より三丸詰末々迄麻上下御葬式相済候ハヽ平服之事

鍵吉郎様御葬式来ル廿八日午刻於本光寺御吊之事

御出棺当朝何御機嫌詰合二而申出候事

月番之外出仕無之事

御寺詰勝手次第之事

本町御門より御出棺ニ付月番老格御役人右御門内迄罷出候事

御家中之面々御出棺後伺御機嫌罷出候事

切府は一席壱人支配頭迄可申出事

来ル廿七日三丸講釈流之事

右之趣夫々可被申通候

九月廿五日

御納棺場所見分、例之通奥大目附・懸勘定奉行・御普請奉行、 尤勘定奉行ハ大

横目兼帯二而今日罷越候様昨日及沙汰候

廿六日 辛丑 晴

(中略)

今廿六日御遠慮中ニ付御仏詣御名代も無之候事

鍵吉郎様御逝去儀長崎豊嶋喜左衛門方え申遣候、 若諸向より問合有之候は未

公辺御届も無之御方様ニ付、 程能相営候様諸役人えも可申聞旨申遣候、 右便松

平肥前守様え之御状箱壱被遣候事

御名

御中小姓弐人、御徒横目壱人、御徒士三人、下横目弐人、押足軽壱人御葬送之

節御供罷出候様奥御賄より申出、夫々及沙汰候

御葬送之節御跡乗幷 御代番其外 御代番ハ兼而及沙汰候通、 御用人相勤候様

申渡候

鍵吉郎様御法号昨日多福軒差出候処、 撰被差出候様可申通旨多福軒へ申遣候 左之通御同様之御院号相見候、 留尚又相

圓光院殿天祐理清大姉 元和二丙辰十月廿二日 伊忠公女 竹谷清宗室

御法号左之通相撰多福軒を以被差出出入 御覧候処不被為在段被仰出候事

三席え左之通及沙汰候

雲洞院殿仙巌源夢童子

鍵吉郎様御法号別紙之通寄々致承知候様

九月廿六日 上包二御法号ト認 此御法号御右筆認以来共同

様可相心得事

雲洞院様御法事左之通

此御法事 御初七日 九月廿九日夕より十月朔日朝迄

日割御法事方より 御三十五日 十月廿九日 御四十九日 十一月十三日

為差出候 御百ケ日 来戌正月五日

右一期之御回向

御初命日幷御七日之御回向無之

右之通於本光寺追々御法事有之候

十月朔日御法事二付式日御礼流月番当番之外出仕引三丸詰合肩衣

着用之事

右之趣夫々可被申通候

九月廿六日

(中略)

廿七日 壬寅 曇

(中略)

御葬送之節本光寺より浄林寺迄道筋掃除之儀、 道筋作旨百姓共へ郡方より及沙汰候様申聞候、 右掃除之儀ハ文政二卯十月七日 御普請方日雇二而為致候様、 尤

夫々及沙汰候義も有之候へ共、此度は差掛り候儀ニ付書面之通申聞候事

(中略)

御葬送之節御寺迄罷出

町年寄り

申度願出先例も有之承届候

同 見習

同 席

同 次席

中山要右衛門

荒木左一

島原村庄屋

石原内蔵進

御休息所掛被仰付御請申出候

廿八日 癸卯

晴

(中略)

板倉靱負留守山

(中略)

雲洞院様八時前御出棺二付、 月番郎始御役人御近習向本町御門内迄御見迎罷出

候事

御出棺後伺御機嫌御家中之面々列座え申出、 表向は番頭迄申出、 切府は支配頭

迄申出候段申出候事

(中略)

### 廿九日 甲 莀 晴

(中略)

雲洞院様御初七日御法事今明日於本光寺御執行有之奥掛内蔵進差越候

深溝世紀 巻十八 文公』 (肥前島原松平文庫所蔵・71 1 2

〔天保八年九月〕 二十四日、 鍵吉郎卆す。

鍵吉郎、 葬浄林寺、 『深溝世紀 冒小美氏、 巻二十四 天保七年丙辰十月十日生于島原、八年丁酉九月二十四日卒、 公子』 (肥前島原松平文庫所蔵 1 5

仏謚雲洞院仙嶽源梦

### 〇 11 泰嶽院(繁丸) 天保九年(一八三八)八月二十六日没

深溝世紀 巻十八 文公』(肥前島原松平文庫所蔵・71 <u>1</u> 2

[天保九年] 八月二十六日

繁丸卆す

『深溝世紀 巻二十四 公子』(肥前島原松平文庫所蔵・71 1 5

繁丸、 天保九年戊戌正月十四日生于島原、十年己亥八月二十六日卒、葬浄林寺、

仏謚泰嶽院彩雲源鳳

### 〇 19 臥龍院 (猛丸) 嘉永六年(一八五三)十月十二日没

『丑十月分日記』(猛島神社所蔵・A110-0

十二日 癸未□

> 以被 相伺候処、今夜八時過頃只今直御逝去之御弘メ相成候得は、 之儀右之取計致候而も甚恐多義ニ候、 不申候付、御遠慮御届は無之候得共、御肉親御父子様之義ニ付、御内端御遠慮 猛丸様御儀先達而中より御不快ニ被為在候処、 之日は御遠慮惣明相成候付、只今直ニ御弘メ相成明日御発駕被遊候段御用人を 方可然、 上之御不快被仰立候而も其詮無之殊御勤場所之儀ニ付、可相成は御見廻相成候 旁之訳ニ付乍恐御自身御不快之振ニ御取計相成候而は如何可有之哉、 は一向無之訳ニも至間敷、 十三日長崎御見廻御発駕被仰出居候処 罷出相伺候処、 差重ニ付、 目付より月番八右衛門え為知越候付、早速御休息所へ罷越相伺候処、次第二御 仰出候 何れも相考候得共 同席へ為知遣候処無間も傳十郎・十郎右衛門・平左衛門御休息所へ 弥御差詰御養生不被為叶被成御逝去奉絶言語候、 殊 上々思召如何有之哉御用人幷御右筆へも充方之上 御対話ニ付而は 然処 猛丸様御出生後未公辺え御届ニ相至居 猛丸様最早御差詰ニ相成候付而は 只今頃別而不成御勝旨暮頃奥大 公儀伺御機嫌も有之事ニ而、 来ル十五日御対話 然処 併御無病 殿様明

右二付左之通三席へ及沙汰候本光寺へも為知遣候事

猛丸様御事御病気之処、以之外不被成御勝候付明日 一統伺御機嫌可被申出候

十月十二日

右之通及沙汰候処詰合二而伺御機嫌申出候事

(中略)

三席え左之通及沙汰本光寺へも為知遣候事

此触夜八時成ル

被成御逝去候、然処鳴物停止中二候得共、今日より日数三日鳴物停止、普請は 猛丸様御事御病気弥不被成御勝次第二御差重、 御養生不被為叶今亥之刻

不苦心得罷達候様

右二付伺御機嫌明日一統罷出候様

(中略) (中略) (中略) 猛丸様 候様 猛丸様御法号認替多福軒差出候事 ケニ付、多福軒へ申聞認替候様鑑司申通早々可被差出旨申渡之事 以差上候処、 猛丸様御法号差出候様昨夜多福軒呼出聞置候処、今御発駕前差出候付御用人を 夜八ツ時頃多福軒呼出手紙差出候処、 へ罷出、 被申通候 り左之通申渡候事 尤勘定奉行は大横目兼帯ニ而今日罷越候様昨夜及沙汰候 右二付伺御機嫌本光寺鑑司幷浄林寺鑑司多福軒夜七ツ時過月番老宅へ申出候 猛丸様被成御逝去候付、 右猛丸様此節御病気ニ付、 明後日より御出棺迄日々一席壱人宛伺御機嫌罷出候様 十三日 御出棺迄学館休業之事 御家中之面々月代改候儀不苦候、 御葬送相済候迄御門々魚鳥留之事 右之趣夫々可被申通候 為冥加御伽仕度願奧大目付差出承届候 御納棺場所見分之儀、 十月十二日 右御法号之内猛ノ字丸之字有之、右両字除差出候様被 甲申 雨 御法号相認明五ツ半時迄之内差出候之様、 玉蓮院殿御介抱被成候付付添役人壱人宛御休息所 例之通奥大目付懸り・勘定奉行・御普請奉行、 常磐御茶屋 同八過罷出候付席ニ而奥掛り八右衛門よ 御附役末々迄月代改候儀御葬送迄見合 御賄 仰出御下 鑑司へ可 猛丸樣御葬式明十四日午刻於本光寺於吊之事 一猛丸様 左之通三席え及沙汰候 左之通三席へ及沙汰候 御葬式掛り被仰付候 右同様以名代申出候 猛丸様御葬送ニ付掛り申付度 右二付五時より三ノ丸結末迄麻上下、御葬式相済候は平服之事 奥大目付伺之通及沙汰候 殿様窺御機嫌病中二付以名代被出候 言語候依之 被遊御逝去奉絶 切府之向は一席壱人支配頭迄可申出事 御家中之面々御出棺後伺御機嫌罷出候事 本町御門御出棺候付、 御寺詰勝手次第之事 月番之外出仕無之事 御出棺当朝伺御機嫌詰合而申出候事 右之趣夫々可被申通候 覚 御和様 十月十三日 月番老始御役人右御門内迄罷出候事 二御膳 御本膳 御位牌 月番 板倉八右衛門 西岡久左衛門 柳原衆兵衛 守田武八郎 松平一葉 酒井退休 星野耕夫 板倉直衛

不及其儀候

一御出棺後伺御機嫌上下着用之事

十月十三日

御葬式懸り被仰付候段 御休息所掛り 勘定奉行

席二而申渡候

右同様懸り申付度勘定奉行

改役人

原口専左衛門

御普請奉行

田島忠右衛門 古野与一兵衛

何出何之通及沙汰候

(中略)

御紋付幕

三張

杉立袴

壱具

買物使

中間頭 勘定人

中島右源太

石川令助

森塚嘉久蔵

大工両人

右武具方より拝借被仰付候様御葬式方申出及沙汰候

徒横目

壱人

右御棺ニ添居罷出候様御葬式方申出御普請奉行へ及沙汰候

仕立方一人

右御棺御操出候付本丁御門内外差引罷出候様、御葬式方申出大横目及沙汰候

御台所人一人

右御葬送之節御休息所へ罷出候様御葬式方申出御近習目付へ及沙汰候

中間頭壱人

中間壱人

右御葬式用之品々武具方より為持運候付二ノ丸御門出入無滞様御葬式方申出大

横目及沙汰

泰嶽院様御葬送御法事共 雲洞院様通被仰付候処、此度猛丸様御葬式御法事共

泰嶽院様通可被仰付哉之段御葬式方伺出其通及沙汰候

一此度

猛丸様御葬送二付

届出候 掛り申付候段奥大目付

> 二御膳 御本膳 柳原衆兵衛 西岡久左衛門

御位牌

守田武八郎

永松宇右衛門

御棺供

森権五郎

御休□ 宮崎納大夫 芝崎紋右衛門

榊原重内

鈴木順兵衛

浄林寺御廟所御穴掘ニ付、雨天之節何れも格別太儀仕候間、 先例之通別段御酒

料被下置候樣御普請方申出其通申候

此度御葬式拵幷御穴掘二付、 御役所詰始諸職人日雇共迄先例之通御酒被下置候

樣御普請方申出其通承及御勝手方及沙汰

御紋付幕 三張 杉立袴 壱具

右此度御葬式入用武具方より借用之儀御葬式方申出武具奉行へ及沙汰候

大工両人

右先例之通御棺ニ添居罷出候様御葬式方申出御普請奉行へ及沙汰候

此度御葬式ニ付押壱人罷出候様御葬式方より申出候処御持組より相勤候様御持

組頭へ及沙汰候

右同様二付本丁御門番人御先手より罷出候様御葬式方申物頭へ及沙汰

一銀八枚 米五俵

右之通泰嶽院様御初七日宵朝御午三十五日御四十九日 一期之御回向御備ニ有之

金五百疋

右は銀八枚米五俵之御備之処諸色高直ニ付、御寺より彼是申立候而は如何ニ付

諸色高価之訳を以御百ヶ日迄之処諸雑費と見別段御備之儀 泰嶽院様御法事之

節伺之通御沙汰二候間、 此度も同様ニ付別段御備相成可然哉之段御葬式方伺出

其故申付候

左之通御普請方申出候付、 御勝手方へ及沙汰候

明十四日御納棺済之上杖突以下御酒代壱人前札壱匁五分宛先之通被下置候様

杖突弐人、御先手拾二人、御普請方組五人、抱石工壱人、定雇拾弐人

右明十四日御出棺二付、御廟所御納棺相済候迄昼夕共割子相渡候之様

御賄役壱人御徒横目壱人棟梁一人下奉行一人御手大工弐人

御普請奉行付人壱人雨具持五人道具箱持壱人

右明十四日御葬送二付浄林寺出役仕候間割子相渡候様

御老物書

右明十四日 猛丸樣御葬送之節本丁御門外之月番当番之者罷出申度願承届候

(中略)

猛丸様御法事 玉蓮院 古野与一兵衛 松坂保太夫 小林三郎兵衛

之節上物仕度 奥山彦十郎 梅野 於蝶 御格式女中拾弐人

願出承届 玉蓮院付御格式女中十四人 御休息所御賄方役人番人

左之通御布施先例之通二而可然哉之段御法事方伺出其通及沙汰候

金百疋 御香奠 椎茸一台 賢操院様

湯腐八ツ 於登勢様

金壱両 本光寺鑑司 銀五両宛 浄林寺鑑司 多福軒

銀三両宛 長老六人 札十匁宛 弟子拾人

同 寺家来十五人

浄林寺御納棺場所成就見分行勘定奉行奥大目付御普請奉行上見ケ〆

右之通先例罷越居候処、 月日御葬送ニ付而は右人数罷越候而は御間欠ニ相成

此度は徒横目棟梁下奉行罷越候而は如何之段勘定奉行伺出其通ニ而可然

候間、

段及沙汰候

常盤御茶屋御賄御役人御番人

右明十四日御用透見合御葬式御供仕度願出候間、 奥大目付申出承届候

右同様先例之通

仕度願出承届候 石和辻時阜 小国良庵

福島玄廣 市川泰朴

本多良起 柴原立斎

加来佐一郎

岡部尚謙

御休息所御役人非番者御番人非番之者

明十四日御用透見合御葬式御供仕度願承届候

御中小姓弐人、御徒横目壱人、御徒士三人、下横目弐人、奥大目付供足軽弐人

上下着用御葬式こ付、 御供罷出候様奥大目付幷御賄より申出夫々及沙汰候

御勝手方へ差出候事

中間七人内陸尺四人明日御葬送二付、

御守弐人御乳壱人御むつき壱人右同様ニ付御供仕度願奥大目付差出承届候

(中略)

右浄林寺御廟所へ穴掘勝入ニ而只今罷出候様御普請方申出物頭へ及沙汰

十四日 乙酉

月番八右衛門御葬式掛り二付御寺え罷越傳十郎月番介相勤平左衛門致御寺詰候

事

(中略)

市川五郎太夫組 勝次妻

右 猛丸様御添乳相勤居候処此節被遊 御逝去候ニ付而は罷出御許仕度願出候

間奥大目付被承届右ニ付裏御門出入断是亦願出大横目へ及沙汰候

八右衛門御寺罷越候間罷出候様羽書二而

(中略)

衛門

御用人物書御勝手方改役人勘定人物書見習

右 猛丸樣御葬送之節月番当番二付本丁御門外迄被出度勘定奉行差出承知候

猛丸様被遊 御逝去候付

乍恐御葬送之節御寺へ罷出度願

堀重太郎

中山要右衛門

右同様願出候旨

町奉行差出承届候

中村孫右衛門 隈部杢左衛門

姉川伊兵衛

同席

中山泉之助

荒木文治 同詰席 古賀源右

松田太左衛門

本田勘左衛門

本多権右衛門

左之通三席へ及沙汰候

猛丸様御法号別紙之通前々致承知候様

十月十四日

上包二御法号と認 臥龍院殿碧潭源公禅童子

私共月番当番御座候処

銀札方 荒木三右衛門

猛丸様御葬送之節本丁

本田太鬼治

御門外へ罷出度願出候旨改殿差出承届候

奥山彦十郎組 源治妻

右之者昨年中 猛丸様御添乳相勤罷在候処此節御逝去二付、 乍恐御休息所々罷

出御暇乞申上度旨願奧大目付差出承届候、 右二付裏御門断是亦願出大横目へ及

沙汰候

左之通三席へ及沙汰且本光寺へも為知遣候

臥院様御法事左之通於本光寺御執行有之候

此御法事

御初七日 十月十七日夕より同十八日朝迄

御日割は御法事方より 御三十五日 十一月十六日

為差出候事 御四十九日 十二月朔日

御百ヶ日 来寅正月廿二日

右一期之御回向御初命日斎御七日ニて御回向無

之候

一十二月朔日御法事二付、 式日御礼流月番之外出仕引、三之丸詰合肩衣着用之

右之趣夫々可被申通候

十月十四日

右触達之趣書取八右衛門より奥大目付へ及沙汰候

臥龍院様午刻御出棺二付、介月番老始御役人御近習向本丁御門内迄御見送之事

今日午刻御出棺之処、彼是隙障取正七時御出棺於本光寺御吊万端相済、夫より

廟所へ御葬送御納棺暫隙候付、懸老浄林寺書院へ通り休息いたし候、御跡乗御 直ニ浄林寺丸山御納棺御道筋は高燈籠花籠伴僧御用人御跡乗迄御行列ニ而 御

用人懸り勘定奉行奥大目付も同様休息いたし候事

御出棺迄懸老御休息所へ罷出居、 御出棺際トモ見へ本光寺へ罷越同所御吊相済

浄林寺え御発棺之節も御先へ罷越候、 尤懸勘定奉行御普請奉行も同断之事

本光寺御吊之節老共御矢来内縁石より南方西側へ東向き二並居、御跡乗御用人

幷懸勘定奉行御普請奉行は北向ニ相並候事

但非番老御吊相済候後直ニ三ノ丸へ同御機嫌罷出候

浄林寺丸山御納棺相済候上、同所同囲内ニ而御用人・奥大目付・勘定奉行・

普請奉行御棺供御中小姓迄御納棺無御滞被為済伺御機嫌之事

右万端相済候付、只今御寺引取候段手紙を以介月番へ申遣候之事

一右御納棺万端無滞相済、何れも三ノ丸へ罷出伺御機嫌申出候事

〔嘉永六年十月〕十二日 『深溝世紀 巻二十 匡公』(肥前島原松平文庫所蔵・71―11―13)

猛丸卆す。

仏謚臥竜院碧潭源公猛丸、嘉永五年壬子七月二十四日生于島原、明年癸丑十月十二日卒、葬浄林寺、猛丸、嘉永五年壬子七月二十四日生于島原、明年癸丑十月十二日卒、葬浄林寺、『深溝世紀 巻二十四 公子』(肥前島原松平文庫所蔵・71―11―15)

# ○10 仙覚院(忠清女) 嘉永7年(一八五四)一月十四日没

〔嘉永7年正月〕十三日、女子生るるも明日卆す。浄林寺に葬る。仏謚は仙覚院『深溝世紀 巻二十 匡公』(肥前島原松平文庫所蔵・71―11―13)

### ○14 幽芳院(島)安政四年(一八五七)九月八日没

[安政四年]九月八日、島子卆し、浄林寺に葬る。仏謚は幽芳院。『深溝世紀 巻二十 匡公』(肥前島原松平文庫所蔵・71―11―13)

### ○4 真鏡院(正)明治四年(一八七一)四月十日没

真鏡院と謚す。
〔明治四年〕四月十二日、曽祖母夫人伊達氏薨ず。藩士甲第に弔う。浄林寺に葬る。『深溝世紀 巻二十三 付録』(肥前島原松平文庫所蔵・71―11―14)

(吉田)

島原墓所被葬者一覧 藩主

南東	11	角柱			法名釈尼妙照 不退	37  正徳2年(1712)	四ノ御廟 3:
南東		自然石	女		自元院殿運亨素栄童女		四ノ御廟 30
南東	石	自然石	1	干代	幻空童子	35  寛文10年(1670)9月28日	四ノ御廟 3:
北西	柱	自然石	忠房二男(廃嫡)	松平忠倫	相院殿郭翁	享保3年(	-
南西		笠付角柱	쌮	八重	$^{*}$	天明8年(1784)4月18	
北西		笠付角柱	忠恕女	五百	桺清院殿微妙浄相童女	(1784)1月25	
南西西	1	笠付角柱	忠睦女	拾		寛政2年(1790)2月	ノ御廟 3
南西	三	笠付角柱	忠睦女	多代	清容院殿露光秋影童女	天明2年(1782)8月21日	ノ御廟 30
南西		笠付角柱			幻容院殿月心寂照童女	天明4年(1784)9月8日	ノ御廟 2:
南東	1	笠付角柱	忠睦女		露幻院殿景光童女	天明4年(1784)4月14日	ノ御廟 2
南東	-	笠付角柱	忠刻室		妙貞院殿清光玉圓大姉	寛延2年(1748)1月15日	
南東	-	笠付角柱	忠睦二男	雅楽丸	正眼院殿廊天源照童子	1792)7月11日	ノ御廟 20
南西	1	笠付角柱	忠睦長男	松平忠恒	龍巌院殿一雲源的居士	文政12年(1829)2月9日	ノ御廟 2:
南東		笠付角柱	忠睦側室	糸	壽亨院殿利載貞元大姉	寛政2年(1790)9月21日	ノ御廟 2.
梱		笠付角柱	忠雄女	庚	覺樹院殿薫室精圓童女	享保8年(1723)11月2日	ノ御廟 2:
展	柱	笠付角柱	真正院(忠雄側室)	赉	松平又八郎同豊次郎母墓	(1773)9月12日	ノ御廟 2:
展		笠付角柱	女		未明院殿夢幻童女	21 文化12年(1815)7月11日	ノ御廟 2
展	1	笠付角柱	忠侯息	恭之助	梁棟院殿一星源旺童子	(1823)12月14日	ノ御廟 20
梱		笠付角柱	忠精長男	猛丸	臥龍院殿碧潭源公禅童子	引2日	ノ御廟 1:
唐	:   柱	笠付角柱	忠恕女	馬辛	芳春院殿錦繍玉線童女	(1788)3月7日	
世	1	笠付角柱	忠睦息		玉眼院殿贍光源容童子	(1831)2月14日	ノ御廟 1
田	<u>::</u>	笠付角柱	忠刻息・母は妙貞院	松平忠睦(忠胤)	龍潭院殿禅底源徹大居士	(1812)5月21日	ノ御廟 1
閚		笠付角柱	女	千鶴	智玉院殿慧光不眛童女	(1833)11月14日	ノ御廟 1:
田	:	笠付角柱	忠精女	島子	幽芳院殿清霜玉影禅童女	1857)9月8日	ノ御廟 1.
坤	:	笠付角柱	忠侯女	遊亀子	芙蓉院殿瑞嚴妙相童女	=(1829)4月22日	
展	板石	笠付角柱	忠侯五男	小美鍵吉郎	雲洞院殿僊巗源夢童子	12  天保8年(1837)7月24日	ノ御廟 1:
祵	板石	笠付角柱	忠侯六男	繁丸	泰嶽院殿彩雲源鳳禅童子	11 天保9年(1838)11月22日	ノ御廟 1
梱	:	笠付角柱	忠精女		仙覺院殿自山妙性禅童女	(1854)1月14日	ノ御廟 1
田	:   板石	笠付角柱	忠馮九男	栄蔵	<b> 種性院殿蓮邦源薫童子</b>	9  文化6年(1809)6月5日	ノ御廟 9
田	1	笠付角柱	忠恕息•流産		流性院殿幻露童子	8  天明6年(1786)7月27日	ノ御廟 8
梱	:   板石	笠付角柱	忠馮二男	千三郎	善苗院殿玉仙源英童子	(1797)8月5日	ノ御廟 7
梱	柱	自然石	忠房母・知多氏女		福昌院殿壽嶽寶圓大姉	天和2年(1682)10月5日	
唐	:   板石	笠付角柱	忠恕七男	忠周	蓮浄院殿清顔源香禅童子	(1785)6月10日	
梱	<u>''</u>	笠付角柱	忠精後妻	正子	眞鏡院殿普曜無染大姉	(1871)4月10日	ノ御廟 4
倕	<u>:'</u>	笠付角柱	忠雄三男	松平忠英	松平豐次郎源忠英墓	3  享保12年(1727)6月29日	ノ御廟 3
梱	<u>:</u>   在	笠付角柱	二男	平又	明童	享保6年(1721)	
搟	:  柱	笠付角柱	深溝松平家七代	松平忠雄	從四位松平姓源朝臣忠雄墓	1  元文元年(1736)2月7日	ノ御廟 1
正力 面位	玉垣形態	墓碑形態	人物	被葬者	墓碑銘	§号 没年(和曆)	廟所 番
				- איר ה איר ה	E 33.H 21.20-1		

島原墓所被葬者一覧 家臣

家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	家臣墓域	廟所
33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10		8	7	6	5	4	3	2	1	梅
貞享元年(1684)10月28日	文化10年(1813)9月7日	安永6年(1777)11月3日		寛政3年(1791)3月22日			Ш	文化4年(1807)6月1日		ш			∈(1697)6月8日	(1669)10月19日	ш	(1781)8月23日		(1711)6月19日	(1831)6月4日	811)3月27日	(1889)8月9日	864)4月19日	=(1887)11月16日	837)6月27日	保7年(1722)6月18日	禄12年(1699)1月18日	(1720)1月17日	$\overline{}$	元禄4年(1691)5月2日	宝永5年(1708)10月6日	宝永4年(1707)9月か		没年(和曆)
智素餐軒之墓	良祥院殿齡屋禎筭大姉	奇俊院殿英嶽源道居士	僊渓院殿巴水源流居士 之位	禎真院殿庸運祐仙大姉	大量院殿勇山源智居士	玉云院錦室妙縫大姉	春戒院殿玉顔体容大姉	蓮乗善童女 位	乾陽院殿隆応源紹居士	<b>霊臺院殿鷲山源嶺居</b> 士	早世 桂光童女 幽霊	保壽院倍算勝契大姉	廣凉院心宗源怡居士	清鏡院覚性貞円大姉	可得院寂室常休居士	桂霽院涼雲真奇信女		凉頂院心營一三居士 霊位		本然見照信士	<b>&lt;</b> 姉		道居士		슌	清泰院殿意山源賀居士	眞常院殿圓室貞善大姉	板倉房勝之墓	妙成墓	容峰院恕縁妙統大姉	觀月院殿桂琳妙空大姉	銘なし	墓碑銘
智多昌治(弥惣左衛門)		松平定賢			松平勘解由定陽					松平伝十郎定村			奥平定重		奥平恭廣			酒井勝舛		加藤勝圓		加藤銕彌夫婦	加藤金衛夫婦	加藤廣致夫婦か		次三年外		板倉房勝					被葬者
)  松平忠房弟・母は福昌院	松平定朋妻	松平定朋長男	深溝松平家家老・松平房次息	松平勘解由定朋母	深溝松平家家老	服部伊記平保定妻	松平伝十郎定村妻	松平伝十郎定村女	松平勘解由定陽建立					奥平定重室		九郎左衛門尚鮮妻	今泉嘉重母								勘解由康矩室	平家家老·玄丈·松平次章父		松平家家老·三左衛門	房勝母•護国寺檀家		板倉勝貞(房勝息)妻		人物
円頂角柱	六角柱	六角柱	六角柱	六角柱	六角柱	六角柱	六角柱	円頂角柱	六角柱	六角柱	六角柱	六角柱	六角柱	六角柱	尖頂角柱	円頂角柱	自然石	笠付角柱	円頂角柱	円頂角柱	円頂角柱	円頂角柱	円頂角柱	円頂角柱	六角柱	六角柱	六角柱	笠付角柱	笠付角柱	笠付角柱	笠付角柱	自然石	墓碑形態
I	正面柱·側面背面石積	石積	正面柱•側面背面石積	石積	正面柱·側面背面石積	石積	石積	巻石	正面柱•側面背面石積	正面柱:側面背面石積	-	-	-		巻石		石積か	石積か	Ī	I	_	I	-	巻石	石積	石積			柱	地覆石のみ残存	地覆	_	玉垣形態
展	南	西	南	搟	南	梱	南	南	搟	東			南東	南東	北東	北東	搟	南	梱	搟	南	搟	南	南	搟	梱	南	南	南西	南西	南西	南西	正面 方位

(宇土・吉田)

### 長崎県指定文化財本光寺所蔵指定文化財

# 混一疆理歴代国都地図(平成十一年二月十七日指定

cmの紙を18枚貼り合わせ、裏張りを施している。cmの紙を18枚貼り合わせ、裏張りを施している。cmの紙を18枚貼り合わせ、裏張りを施している。



# 日本大地図 三鋪(一組) 平成十七年三月二十五日指定

江戸時代、島原藩主であった深溝松平家の旧蔵品で、寛永年間(一六二四~一六四三)以前に作成されたものと考えられており、江戸幕府が諸国の大名から歴奥国から南は大隅国種子島・屋久島まで描かれている。日本全体を①九州・歴奥国から南は大隅国種子島・屋久島まで描かれている。城所や城跡、宿駅、港町、門前町等は四角や丸で示されているが、特に江戸城をはじめ駿府や京都、大阪、奈良等の城郭は他の城所と区別して四角の中に城名が記されている。北はや河川等がきわめて詳細に描かれているほか、山岳についても丁寧に山並みが描かれている。街道や航路は、朱色で示されていて、街道、航路ともに里程が書かれている。街道や航路は、朱色で示されていて、街道、航路ともに里程が書かれている。台道や航路は、朱色で示されていて、街道、航路ともに里程が書かれている。と等がその主な特徴である。当時、これらの日本地図が大名の間で複写所持されていたことが考えられ、本資料もその一つとされている。







### 島原市指定文化財

### 本光寺山門 昭和五十年十二月二十五日指定

松平初代藩主忠房は、生母福昌院と第三子
 本光寺九世を開山としてこの地に浄林寺を建立
 市野から移って今に至るが、創建当時から唯一
 村野から移って今に至るが、創建当時から唯一
 村野から移って今に至るが、創建当時から唯一
 村野から移って今に至るが、創建当時から唯一
 村野から移って今に至るが、創建当時から唯一
 村野から移って今に至るが、創建当時から唯一
 村野から移って今に至るが、創建当時から唯一
 村野から移って今に至るが、創建当時から唯一
 村野から移って今に至るが、創建当時から唯一
 村野から移って今に至るが、創建当時から唯一

(現地説明板による)



十六羅漢石像

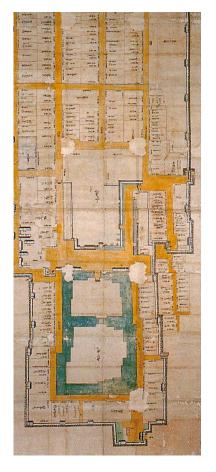
昭和五十年十二月二十五日指定

跡がしのばれる石像である。おり、その見事な彫刻を見るにつけ彫工の苦心のおり、その見事な彫刻を見るにつけ彫工の苦心のに気焼の二相を表現しなければならないとされてる法院の二相を表現しなければならないとはに帰依す

(現地説明板による)

# 島原藩士屋敷図(昭和五十年十二月二十五日指定)

知る貴重な資料といえる。 
「一六七〇)松平忠房が福知山から移封された直後に作られたものと思われる。 
松平家入封初期の島原藩士の様子を本丸を中心として二ノ丸・三ノ丸をはじめ士族屋敷約200戸区画が名前入りで本丸を中心として二ノ丸・三ノ丸をはじめ士族屋敷約200戸区画が名前入りで本丸を中心として二ノ丸・三ノ丸をはじめ士族屋敷約200戸区画が名前入りで入れた。 
「一六七〇)松平忠房が福知山から移封された平面絵図。この絵図は寛文十年



### 弁天像 昭和五十年十二月二十五日指定

十五童子木像とともに納められている。た須弥山をかたどった厨子に、像高8cmのは空海作の弁天とされている。楠材をくりぬいは空海の



### 木造釈迦如来坐像 昭和五十七年四月五日指定

法界定印を結び左足を外にして、結跏跌坐する姿である。像は桧材の寄木造りで、玉眼を嵌入する。大粒の螺髪やつま先をめぐる衣文、さらには正方形に近い躰躯の象形など、室町期彫刻の特色が現れている。本像は目を見開き、頬の肉取りを引き締めた表情には、若々しい活力が感じられるすぐれた作品である。衣には麻のが感じられるすぐれた作品である。なお、豆像は江戸時代の補作と思われる。なおこの2像は江戸時代の補作と思われる。なおこの名像は本光寺本尊である。像高52.9cm、室像は本光寺本尊である。像高52.9cm、室

町時代。



## 銅造釈迦如来坐像 昭和五十七年四月五日指定

螺髪を整然と刻み、肉髻珠、白毫を表し、法界定印を結ぶ坐像。両手首を別に作って法界定印を結ぶ坐像。両手首を別に作って正な尊容、正面観の整った姿態等、小像ながら堂々たる風格を示すずぐれた作品である。



# 如意輪観世音菩薩坐像(昭和五十七年四月五日指定)

現在では如意輪観音として信仰されているが、厨子の種字から、元々は観音菩薩像として造立されたものと考えられる。



て、高い造像技術を示している。

### 地蔵菩薩立像 昭和五十七年四月五日指定

両足先及び蓮台が欠失している。



### 地蔵菩薩立像 昭和五十七年四月五日指定

紋様が描かれ華麗な雰囲気を持つ造像である。の銘記がある。彩色は部分的に落剝が見られるが、鮮やかな顔料に金泥で細緻な左手に宝珠、右手に錫杖を持つ。桧材の寄木造りで「九州西肥大仏師八木作」



### 藩主松平家の墓所 昭和五十七年四月五日指定

ぶ壮大な構えとなっている。 (現地説明板による) 忠雄、十代藩主忠精夫人の墓等大小23基がある。特に忠雄公の墓は高さ4mに及の本光寺にあるが、この墓所には初代藩主忠房の生母福昌院をはじめ、二代藩主島原藩主深溝松平氏の歴代藩主の墓はすべて参州深溝(愛知県額田郡幸田町)



(宇土)

### 報告書抄録

ふりがな	しまばらは	んし	ゅふこう	ずまつ	つだいら	けぼしょ	;ち	ょうさほ	うこくしょ	;	
書名	島原藩主深	溝松	平家墓所	<b>「調査</b> 韓	2告書						
副書名											
巻 次					,						
シリーズ名	島原市文化	財調	查報告書	Ì							
シリーズ番号	第18集										
編著者名	宇土靖之	吉田伯	管也 吉	岡慈文							
編集機関	島原市教育	委員:	会								
所 在 地	〒859−14	192	長崎県島	島原市石	有明町大	三東戊1	32	27番地 门	ΓEL 0957-	-68-5473	
発行年月	西暦2019年	F3月									
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	ζ.	市町村	遺跡	。北緯	。東経	割	問查期間	調査面積	調査原因	
しまばらはんしゅふこうず 島原藩主深溝 まつだいらけぼしょ 松平家墓所 まるおじょうあと (丸尾城跡)	ながさきけん 長 崎 U 島原市 島原市 ほんこうじまち 本 光寺町		203	3 7	33° 43′ 07″	129° 15′ 14″		0150401 ~ 0190315	9,603.m²	保存	
所収遺跡名	種別	主	な時代	主な遺構				主な	遺物	特記事項	
島原藩主深溝 松平家墓所	墓所	j	近世		墓碌 石塔 石俊 石垣 参道	Š R Ī				深溝松平家の墓 碑が現存する	

### 島原市文化財調查報告書 第18集 島原藩主深溝松平家墓所調查報告

発行月 平成31(2019)年3月

編集·発行 島原市教育委員会

長崎県島原市有明町大三東戊1327番地

Tel 0957(68)5473

印刷 株式会社 宮崎印刷所

長崎県島原市白土町1070

Tel 0957(62)6136